

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針		8	I	1	(6)	⑨工備品の所有	「機構の負担によるものは機構の所有とし～」とありますが、機構による現物支給が更新時期を迎え更新した場合、それらはPFI事業の所有になるという認識で宜しいでしょうか。また、機構による現物支給への要望はいつまでに提出すべきでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については令和2年度前半中を想定しております。
2	実施方針		8	I	1	(6)	⑨工備品の所有	「機構の負担によるものは機構の所有とし～」とありますが、機構による現物支給が更新時期を迎え更新した場合、それらはPFI事業の所有になるという認識で宜しいでしょうか。また、機構による現物支給への要望はいつまでに提出すべきでしょうか。	No.1をご参照ください。
3	実施方針		21	VI	2	(1)	PFI事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「～、PFI事業者は、機構に対して、実施契約に定める違約金を支払うとともに、通常生ずべき損失を補償しなければならない」とありますが、通常生ずべき損失とは具体的に何を指すのでしょうか。	「通常生ずべき損失」は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第30条の解釈及び適用によります。
4	実施方針		21	VI	2	(1)	PFI事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「～、PFI事業者は、機構に対して、実施契約に定める違約金を支払うとともに、通常生ずべき損失を補償しなければならない」とありますが、通常生ずべき損失とは具体的に何を指すのでしょうか。ご教示いただけますでしょうか。	No.3をご参照ください。
5	実施方針	別紙2	27	1			必須事業	必須事業として(1) 開館準備業務と、(2) 施設管理運営業務の2つに分けられていますが、この中で「プレ広報・プレイベント」が両方に記載が有ります。「プレ広報・プレイベント」は運営権設定日までは開館準備業務（業務委託）として発注され、運営権設定日以降を運営権事業として発注するという考え方で宜しいでしょうか。	ご指摘の「プレ広報・プレイベント」は、運営権設定日以降も実施することが予定されております。「開館準備業務」と「施設管理運営業務」のいずれも、同一の実施契約に基づき行われるものですが、運営権設定日の前日までは運営権事業を実施することができないことから、「プレ広報・プレイベント」を、運営権設定日の前後で「開館準備業務」と「施設管理運営業務」の双方に記載しております。
6	実施方針	別紙3	29				利用料金の体系	観覧料・施設使用料の上限額は機構にて設定し、引き渡しの際に決定するとのことですが、取支計画に影響する内容ですので、募集公告時以降早々にご開示頂くか、PFI事業者にて設定出来るようご考慮頂けませんでしょうか。	観覧料・施設使用料の上限額の決定時期については、原文のとおりです。なお、大阪市に上限額案を諮る際には、事業者が同種施設の観覧料や近隣施設における使用料を勘案して提案した額を機構が勘案した上で、機構から大阪市へ申請することとなります。そのため、観覧料・施設使用料については、ご提案に委ねます。ただし、上限額にかかる市の認可に際しては、市議会の議決を経なければならないため、提案額どおりに必ずしも認可されるものではありません。
7	実施方針	別紙3	29				利用料金の体系	観覧料・施設使用料の上限額は機構にて設定し、引き渡しの際に決定するとのことですが、取支計画に影響する内容ですので、募集公告時にご開示頂くか、PFI事業者にて設定出来るようご考慮頂けますでしょうか。	No.6をご参照ください。
8	実施方針	別紙5	33	1		(2)	③ア(イ) サービス施設運営事業	「サービス施設運営事業のうち、レストラン・カフェは直営による運営形態を認めない」とありますが、直営による運営形態とは具体的にどのような形態なのかご教示ください。例えば、SPC構成企業（レストラン・カフェを運営する企業）が運営する場合は、SPCからの業務委託となる為、直営にあたらぬという理解でよろしいでしょうか。	レストラン・カフェについては、ご指摘のとおり、SPCからの業務委託によりコンソーシアム構成員が運営する場合には、直営には該当しません。
9	実施方針	別紙5	33	1		(2)	③ア(イ) サービス施設運営事業	「サービス施設運営事業のうち、レストラン・カフェは直営による運営形態を認めない」とありますが、直営による運営形態とは具体的にどのような形態なのかご教示ください。例えば、SPC構成企業（レストラン・カフェを運営する企業）が運営する場合は、SPCからの業務委託となる為、直営にあたらぬという理解でよろしいでしょうか。	No.8をご参照ください。
10	実施方針	別紙5	33	1		(2)	③ア(イ) サービス施設運営事業	「ただし、レストラン・カフェ以外の事業については直営を妨げるものではない。なお、契約形態については、販売委託契約、賃貸借契約等、特に指定は行わず提案によるものとする。」とありますが、レストラン・カフェについても、契約形態は特に指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	レストラン・カフェについても、契約形態は特に指定はございませんが、事業者がテナントに対して転貸借を行う場合には、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」に基づき、機構との間で建物無償賃貸借契約を締結した上で、当該テナントとの間で定期建物賃貸借契約を締結していただきます。
11	実施方針	別紙5	33	1		(2)	③ア(イ) サービス施設運営事業	「ただし、レストラン・カフェ以外の事業については直営を妨げるものではない。なお、契約形態については、販売委託契約、賃貸借契約等、特に指定は行わず提案によるものとする。」とありますが、レストラン・カフェについても、契約形態は特に指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.10をご参照ください。
12	実施方針	別紙5	33	1		(2)	③ア(イ) サービス施設運営事業	「※サービス対価の算定対象に含まないもの」として、「運営権者たるPFI事業者が自らの裁量で実施する事業に必要な費用（例：新美術館のロゴやデザインなど意匠・商標等を使用した商品の開発・製造・販売などに要する費用等）」とありますが、例えば、サービス施設運営を除く事業として、美術館運営の利用促進のためのサービスイベントをサービス施設と連携して行う場合、その費用については③ア(ア) サービス施設運営を除く事業に含めてよいという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の費用については、附帯事業に該当しないものである限りにおいて、ご理解のとおりです。具体的なご提案がある場合は、競争的対話においてご確認ください。
13	実施方針	別紙5	33	1		(2)	③ア(イ) サービス施設運営事業	「※サービス対価の算定対象に含まないもの」として、「運営権者たるPFI事業者が自らの裁量で実施する事業に必要な費用（例：新美術館のロゴやデザインなど意匠・商標等を使用した商品の開発・製造・販売などに要する費用等）」とありますが、例えば、サービス施設運営を除く事業として、美術館運営の利用促進のためのサービスイベントをサービス施設と連携して行う場合、その費用については③ア(ア) サービス施設運営を除く事業に含めてよいという理解でよろしいでしょうか。	No.12をご参照ください。
14	実施方針	別紙5	33	1		(2)	③ウ(イ) サービス施設運営事業	「※サービス対価の算定対象に含まないもの」として、「運営権者たるPFI事業者が自らの裁量で実施する事業で得た収入（例：新美術館のロゴやデザインなど意匠・商標等を使用した商品の販売収入）」とありますが、例えば、サービス施設運営を除く事業として、美術館運営の利用促進のためのサービスイベントをサービス施設と連携して行う場合、その収入については③ア(ア) サービス施設運営を除く事業に含めてよいという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の収入については、附帯事業に該当しないものである限りにおいて、「③ウ(ア) サービス施設運営を除く事業」に含まれます。具体的なご提案がある場合は、競争的対話においてご確認ください。
15	実施方針	別紙5	35	2		(2)	②改定方法 ア	表1_使用する指標において「保守点検等業務費」の使用する指標が、日銀の「企業向けサービス価格指数」；設備管理」となっておりますが、当該指標には一般競争入札による官公庁施設の価格が多く含まれており、残念ながら実態の物価指数とは乖離のあるものと感じています（日銀も当該指標について民間指数と官庁指数を参考で明示するなど対策しています）。つきましては、維持管理の保守点検等業務についても労働集約的なコスト構造でありますので、清掃業務などと同様に「毎月勤労統計調査_賃金指数」の指標を使用するよう条件の修正を行っていただきたい。	ご指摘を受けて、支区分「保守点検等業務費」において使用する指標を「毎月勤労統計調査_賃金指数」；調査産業計（就業形態別きまって支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）」に変更します。
16	実施方針	別紙6	36				運営権者たるPFI事業者として付保すべき保険の条件(案)	(1)一部の寄託品に対する保険契約内容、(2)展覧会における借用作品資料にかかる保険については記載がありますが、所蔵品・預託品自体についての保険付保条件についての記載がありません。PFI事業者の業務からすると、別紙6の内の、(3)施設賠償責任保険、(4)第三者賠償責任保険でカバーするという想定・理解でよろしいでしょうか。	所蔵品及び事業者に付保を義務付けていない寄託品については、事業者が損傷等にかかる損害賠償を勘案して付保することを妨げておりません。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
17	実施方針	別紙6	36				運営権者たるPF1事業者として付保すべき保険の条件(案)	(1)一部の寄託品に対する保険契約内容、(2)展覧会における借用作品資料にかかる保険については記載がありますが、所蔵品・預託品自体についての保険付保条件についての記載がありません。PF1事業者の業務からすると、別紙6の内、(3)施設賠償責任保険、(4)第三者賠償責任保険でカバーするという理解でよろしいでしょうか。	No.16をご参照ください。
18	実施方針	別紙6	36				付保すべき保険の条件	今後、機構にて美術品が購入されてゆく場合の保険料の増加リスクが規定されておられません、ご教示願います。	事業者が自らの裁量により保険等を付保することについては、妨げておりません。
19	実施方針	別紙7	39				リスク分担(案)	番号11 全ての者に影響する税制変更又は新設によって、費用が増加した場合、利用料金の改定で対応することが出来るのでしょうか。 料金の上限を超えても構わないようにして頂きたいと思いますが如何でしょうか。	公共施設等運営権実施契約書(案)第78条に基づき、特定法令以外の法令等の変更により機構又は事業者による事業継続のための追加費用又は損害が生じたときは、当該追加費用又は損害は各自が負担することとなりますが、ご指摘のような状況が生じた場合には、同条第2項、第3項に規定する対応を行うことを想定しております。
20	実施方針	別紙7	39	14			法令変更	「合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる、法令変更又は新設による増加費用」とありますが、法令変更による増加費用については、事業者でコントロールできる内容ではないため、合理的な防止手段有無及び重大な支障の有無に関わらず、機構のリスクとすべきと考えます。再考願います。	ご指摘のような状況が生じた場合には、公共施設等運営権実施契約書(案)第79条に基づいて対応を行うことを想定しております。
21	実施方針	別紙7	40	19			支払い遅延	「運営権者たるPF1事業者は機構に遅延利息を支払う。」とありますが、利息額は決まっているのでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書(案)第16条第2項に規定するとおりです。
22	実施方針	別紙7	40	19			支払い遅延	「運営権者たるPF1事業者は機構に遅延利息を支払う。」とありますが、遅延利息額はどのように決定されるのでしょうか。	No.21をご参照ください。
23	実施方針	別紙7	40	26			運営権者の調査	「運営権者たるPF1事業者による対象施設用地及び対象施設等に関する調査の実施、不備、誤り等に起因する増加費用」とは、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。	ご指摘の「調査」は、本施設引渡し日以降に行われることを想定しており、公共施設等運営権実施契約書(案)第34条に規定するとおり、必ずしも事業者が行うことを求めています。ご指摘のケースは、事業者が調査を実施した場合には、当該調査の不備や誤り等により増加費用が発生するものを想定しております。
24	実施方針	別紙7	40				リスク分担(案)	番号26 運営権者の調査で「対象施設用地及び対象施設等に関する調査」とありますが、どの様な調査を想定されているのでしょうか。	本施設引渡し日以降、事業者が、事業敷地(既存建物等を含む。)の現況を確認するための調査を想定しております。なお、調査の具体的な手続については、公共施設等運営権実施契約書(案)第34条をご参照ください。
25	実施方針	別紙7	40				リスク分担(案)	番号26 説明の中に「(前略)困難又は著しい増加費用が発生する場合を除く」とありますが、これは事業者の負担とせず機構の負担という意味でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針	別紙7	40				リスク分担(案)	番号26 著しい増加費用とはいくらののでしょうか。 また、わずかな金額の積み重ねによって、「著しい増加費用」に達した場合でも、運営権者の負担なのでしょうか。	前段については、「著しい増加費用」とは、費用の内容等で異なりますので、現時点で画一的な基準を定めるものではなく、個別具体的に協議により決定することを想定しております。後段については、「著しい増加費用」に達した場合においても、同様に、個別具体的に協議により事業者の負担の範囲を決定することを想定しております。
27	実施方針	別紙7	42				リスク分担(案)	番号34 ①「未実施の期間」とはどの期間をさすのでしょうか。 ②引渡が遅延した場合、開館予定日も遅延されるのでしょうか。 ③開館予定日が遅延されない場合、いわば突貫作業が予測されますがその場合の突貫費用も機構にて負担して頂けないでしょうか。	①「未実施の期間」とは、運営事業期間開始日が運営事業期間開始予定日より遅延した際の、運営事業期間開始予定日から実際の運営事業期間開始日までの期間を指します。 ②本施設引渡し日が遅延した場合にも、供用開始予定日が遅延することは基本的に想定しておりませんが、遅延の度合いによっては、供用開始予定日の遅延の可能性もあります。 ③公共施設等運営権実施契約書(案)第40条第4項にしたがって機構が負担します。
28	実施方針	別紙7	42				リスク分担(案)	番号39 「館長、学芸員の指示による場合であっても明確に機構から書面による指示がない場合は、機構からの指示とはならない」とあります。MSの質疑回答では館長・学芸員を制止できるのは取締役会という回答でしたが、口頭で事務職員等に指示が出された場合事務職員等は対抗する術がありません。機構からの指示であるのであれば、口頭を含めて機構の負担として頂きたいと考えています。	館長、学芸員からの口頭による指示について、受け入れたいものである場合には、機構からの書面による指示に代えるよう、口頭で指示した館長・学芸員に対して申し入れてください。
29	実施方針	別紙7	43	51			館内における収蔵品等の管理リスク	「館内における収蔵品等の管理リスク」について、PF1事業者のリスクとなっておりますが、収蔵品の管理については学芸員の管理範囲となり、PF1事業者による管理は現実的には厳しく、予見できないリスクと考えます。そのため、本条件は機構側のリスクとして頂きたいと考えています。	館内における所蔵品の管理については、実施方針「別紙7」のリスク分担(案)を訂正し、収蔵品等の管理リスクについては、損傷等の場合の修復等は機構の判断にて実施しますが、要求水準が未達であった場合など事業者の責めに帰すべき事由による収蔵品等の盗難、破損に関するリスクは事業者が負担することとします。また、事業者の責めに帰すべき事由以外の要因による収蔵品等の盗難、破損に関するリスクは機構が負担することとします。
30	実施方針	別紙7	43	51			館内における収蔵品等の管理リスク	「館内における収蔵品等の管理リスク」については、PF1事業者のリスクとなっておりますが、収蔵品の管理については学芸員の管理範囲となり、PF1事業者による管理は現実的には厳しく、予見できないリスクと考えます。そのため、本条件は機構側のリスクとして頂きたいと考えています。	No.29をご参照ください。
31	実施方針	別紙7	43	51			リスク分担51	「館内における収蔵品等の管理リスク」はPF1事業者側になっています。収蔵品の管理は学芸員が管轄しており、PF1事業者による管理は現実的には難しく、大きなリスクとなります。こちらは機構側のリスクとしていただきますようご検討願います。	No.29をご参照ください。
32	実施方針	別紙7	43	52			展示に係る管理リスク	所蔵品・預託品を展示した際の保険付保内容が見当たりませんが、別紙6の内、(3)施設賠償責任保険、(4)第三者賠償責任保険の水準レベルでカバーすることを想定しているという理解でよろしいでしょうか。	No.16をご参照ください。
33	実施方針	別紙7	43	52			展示に係る管理リスク	所蔵品・預託品を展示した際の保険付保内容が見当たりませんが、別紙6の内、(3)施設賠償責任保険、(4)第三者賠償責任保険の水準レベルでカバーすることを想定しているという理解でよろしいでしょうか。	No.16をご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
34	実施方針	別紙7	43				リスク分担（案）	番号54 リスク分担で火災については火災保険等の加入を原則としていますが、実施契約書・別紙6で必須としていますが、火災に関する観点から、実施方針「別紙7」のリスク分担を訂正します。なお、火災に関しては、天災等の不可抗力事由に起因する場合も想定され、画一的に事業者がリスクを負うというものではありませんが、事業者が実施契約上の義務の不履行がある場合には、事業者はそれに伴う責任を負う必要があります。 ①保険を付保する・しないは、PFI事業者の裁量であるが、火災等のリスクによる美術品を含めた各資料や備品のリスクはPFI事業者が負うということでしょうか。 ②保険を付保せず当該リスクを負った場合、SPCのデフォルトとなりますが、それは問題視しないということでしょうか。 ③付保を義務付けるか、機構にて付保されるかが望ましい方法であると考えますが、ご変更願えないでしょうか。	①保険の付保は、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙6」に規定しているとおりであり、この点を明確化する観点から、実施方針「別紙7」のリスク分担を訂正します。なお、火災に関しては、天災等の不可抗力事由に起因する場合も想定され、画一的に事業者がリスクを負うというものではありませんが、事業者が実施契約上の義務の不履行がある場合には、事業者はそれに伴う責任を負う必要があります。 ②優先交渉権者選定基準「2 経営管理に関する事項」の中で「事業継続性の担保」や「リスク想定と対策」により評価することを想定していること、SPCがデフォルトとなること、本事業の継続性に問題を生じさせることのない提案を求めます。機構として、事業継続性が維持されないような事態を回避するべく協調していきたいと考えていますので、競争的対話やヒアリングを通して、提案における考え方についてお伺いすることを予定しております。 ③原案のとおり、事業者の提案に委ねますが、評価については、②に記載のとおりです。
35	実施方針	別紙7	43	54			リスク分担54	「火災保険等」とは動産総合保険と思いますが、「原則」ということは、付保するしないは事業者の裁量であるが、火災リスク等による美術品を含めた各資料や備品のリスクは事業者にて負うという事でしょうか。もう少し詳しくご説明願います。	No.34をご参照ください。
36	募集要項		4	第2	1	(10)	事業の内容	本事業の事業期間において、「対象施設の引渡し日及び運営事業期間開始日は同日」とあります。また実施契約案 38条によれば引渡し日は7月1日となります。現在想定されている、引渡し日・運営権設定日は7月1日と考えても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	募集要項		5	第2	1	(12)	寄付金等調達支援業務	機構として、これまで大阪新美術館に係る寄付金等調達の活動実績があればご教示ください。また、すでに寄付金の申出をされている団体があるのか、その有無をお教えください。	これまで企業に対して個別的に寄附を依頼し、収受してきた実績があります。なお、機構では寄附金調達にかかる活動を継続的に実施していますが、今後の寄附について申し出をされている団体はございません。
38	募集要項		7	第2	1	(15)	更新投資等の取扱い	「対象施設について、建設及び改修を行うことはできない」とありますが、イベントを行う為の仮設ステージや仮設テント等を建物内及び外部の芝生広場等に設置することもダメなのでしょうか。	仮設であれば問題ありません。
39	募集要項		7	第2	1	(16)	本事業に関連する機構から運営権者たる PFI事業者への職員の出向	「職員を追加で出向させることがある」とありますが、追加出向する学芸員のパソコン等の備品は、機構で準備されるのでしょうか。	職員用のパソコンについては機構では準備しません。事業者による独自の備品調達に該当します。
40	募集要項		8	第2	1	(19)	本事業に係る特有の前提条件	対象施設の詳細で、設計図を閲覧可能とすると思いますが、設計図のみならず、建設工事の工事工程表も含めて閲覧可能としていただけないでしょうか。また、設計図、工事工程表の閲覧だけでなく、コピーも可能とらないでしょうか。	工事工程表についても守秘義務対象資料として開示します。コピー等の取り扱いについては、別途提出いただく秘密保持誓約書に基づく対応となります。
41	募集要項		8	第2	1	(19)	本事業に係る特有の前提条件	内装工事に関して調整を要する事項で、「事前に調整が必要となる事項があれば、機構を通じて要望を提出することが可能」とありますが、要望できる内容には、躯体部分（特にスラブや梁）も含まれるのでしょうか。また、要望を提出できる期間は、いつから、いつまでなのでしょうか。	要望できる内容には、躯体を含みません。また、要望の提出期間は、実施契約締結後から令和2年4月末までとなります。
42	募集要項		8	第2	1	(19)イ	内装工事に関して調整を要する事項	サービス施設部分のA・B・C工区分について、その仕様はいつ開示されるのでしょうか。	現在市で発注している工事内容については、守秘義務対象資料として開示する実施設計図書をご参照ください。
43	募集要項		8	第2	1	(20)イ	新株予約権	ここでいう議決権付株式にかかる新株予約権については、機構の承認のもと新株予約権を設定するという事で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	募集要項		11	第2	4	(22)	事業スケジュール	建設工事に関する完工引渡しまでの工事工程書の最新版を開示して下さい。全体工程に関し、潜在するリスクの検証にとり不可欠です。	No.40をご参照ください。
45	募集要項		12	第3	1	(6)	応募者の構成等	優先交渉権者とならなかった応募企業またはコンソーシアム構成員は、優先交渉権者の業務委託先となることは可能でしょうか。	ご指摘の点については、現時点ではそうした状況は想定しておりませんが、公正な競争環境を阻害しない限りにおいて、他の応募企業又はコンソーシアムが優先交渉権者に選定された場合、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、事業者の協力企業となることを妨げるものではありません。
46	募集要項		15	第4	2		選定スケジュール	募集要項等に関する質問の回答(第1回)と募集要項等に関する質問の受付(第2回)の締切が同日ですが、第1回の回答を踏まえて質問すべき事項もあるかと思いますが、8/23の一次書類受付日までの期間に第3回目の質問の受付を設けて頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
47	募集要項		15	第4	2		選定スケジュール	募集要項等に関する質問の回答(第1回)と募集要項等に関する質問の受付(第2回)の締切が同日ですが、第1回の回答を踏まえて質問すべき事項もあるかと思いますが、8/23の一次書類受付日までの期間に第3回目の質問の受付を設けて頂けませんでしょうか。	No.46をご参照ください。
48	募集要項		16	第4	3	(1)	検討会議の設置	内閣府PFI推進室が公表するガイドラインには「審査委員会委員を事前に公表することに留意すること」とあり、①公平性の確保、②意図せざる審査委員への接触、等を防止するための規定ですが、本事業では優先交渉権者選定後の委員名公表となっています。公募時点で委員名非公表とした理由をご教示下さい。	事業者選定時に意見聴取を行う委員会のあり方につきましては、大阪府が策定している「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」において、「委員と参加者との間に利害関係が生じたり、参加者から委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、委員名については事後公表」とされており、これを踏まえた取り扱いとしております。
49	募集要項		8	第4	3	(1)	検討会議の設置	「検討会議は非公開とし、委員名については優先交渉権者選定後の公表」とありますが、委員名をなぜ優先交渉権者選定まで公表しないのでしょうか。早期に公表すべきと考えます。	No.48をご参照ください。
50	募集要項		16	第4	3	(3)ア	質問の受付	大変タイトなスケジュールですので、この度ご回答いただいた内容についての質問の機会を是非とも作って頂きたいです。その方が、来る対話における協議をスムーズにできると思慮します。その際の再回答の時期は必ずしも第一次審査の提出意向でも問題ないかと思っておりますので、再度質疑回答の機会を作って頂けないでしょうか。	今回、ご指摘のような状況を想定し、本事業では、競争的対話の機会を複数回設けております。なお、本質問回答に関する追加の質問については、令和元年9月中旬に予定されている競争的対話（第1回）においてお受けします。
51	募集要項		18	第4	3	(4)	イ対話の取扱い	対話の内容は、応募者サイドでも記録を作成させて頂きたいと思います。その上で内容に齟齬が無い機構でチェックされることを望みますが宜しいでしょうか。	対話記録にかかる応募者間の統一性を確保する観点から、記録作成は機構が行います。
52	募集要項		17	第4	3	(3)ウ	第一次審査書類の提出	第一次審査に募集することは、必ずしも公表頂いた内容に同意したとは限らないが募集しても構わないという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
53	募集要項		17	第4	3	(3)	オ 守秘義務対象資料の開示	第一次審査後、開示された守秘義務対象資料に関する質問の機会がありますでしょうか。	今回、ご指摘のような状況を想定し、本事業では、競争的対話の機会を複数回設けております。なお、本質問回答に関する追加の質問については、令和元年9月中旬に予定されている競争的対話（第1回）においてお受けします。
54	募集要項		19	第4	4		提案価格の上限	年度毎に区分されておりますが、募集要項P4にあるア、イの業務期間区分に関係なく、各年度で切り、サービス対価を提案するということになるのでしょうか？	サービス対価の事業者提案価格は、ご理解のとおり各年度で提案して頂くことを想定しております。なお、令和4年度から令和18年度までにおける各年度のサービス対価は、提案価格の上限の範囲で平準化して支払うことを想定していますので、各年度で平準化して事業者より提案してください。
55	募集要項		20	第5	2		基本協定の締結	基本協定書（案）の修正には原則として応じないと思いますが、（案）は競争的対話等を経て最終修正が行われると思いますが、いつ修正公表される予定でしょうか。	令和元年10月中旬に予定されている競争的対話（第2回）を踏まえて、必要な修正があると判断する場合には修正を行い、速やかに当該修正を公表する予定であります。
56	募集要項		22	第5	9		所蔵品・寄託品等の管理引渡し	・所蔵品・寄託品等リストは第一次審査通過後の応募者に早々に提示されなければ応募にあたり事業計画およびサービス対価を提示できません。 ・今後応募前に開示して頂けるリストと管理引渡までに作成されるリストとの齟齬・変動のリスクは機構に負って頂けるのでしょうか。負って頂けかそうでないか明確にご回答下さい。	要求水準書「附属資料2-1」の所蔵作品については、作家名・作品名・制作年・技法材質・サイズ・員数・評価額及び美術品の種類を記載した一覧を守秘義務対象資料として一次審査後に開示します。要求水準書「附属資料2-2」の寄託作品については、附属資料2-2に記載のとおり、評価額別件数及び合計金額を守秘義務対象資料として一次審査後に開示します。これは大阪市が付保のための入札資料として開示している内容と同様のものです。 要求水準書「附属資料2-3」の寄託作品については、作家名・時代・材質技法・サイズ・員数・評価額及び美術品の種類を記載した一覧を、守秘義務対象開示資料として一次審査後に開示します。守秘義務対象開示資料として一覧を開示した以降、運営権者貸与対象資産無償貸与契約の締結時に示す予定の一覧との間に齟齬・変動があった場合、当該齟齬・変動した収蔵品等の増減分の一覧は都度示します。なお、美術館の設置趣旨に鑑み、要求水準書の「V. 5. 収集・保管」に記載のとおり、作品収集に係る業務が行われることが想定されており、これに伴って収蔵品等の点数は事業期間中を通して増加するものとお見込みいただいた上で、競争的対話においてご確認下さい。 事業者提案の受付期間後、運営権者貸与対象資産無償貸与契約の締結時までの間に、上記一覧に記載の所蔵品・寄託品等から増加した場合、その増加したものに係るリスクは、事業者に故意又は重大な過失がある場合を除き、機構の負担とします。
57	募集要項		24	第7	1		履行保証金	「・・・履行保証金として機構に納付すること」とありますが、該当金額の履行保証保険に代えて対応することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、公共施設等運営権実施契約書（案）第12条第2項を以下のとおり訂正し、第3項、第4項、第5項を新設します。 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、次の各号のいずれかに掲げる保証を付すことをもって、履行保証金の納付に代えることができる。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を機構に寄託しなければならない。 （1）履行保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 （2）本契約による債務の不履行により生ずる損害金を保証する銀行又は機構が確実と認める金融機関の保証 （3）本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 3 前項の保証に係る保証金額又は保険金額は、履行保証金の額以上としなければならない。 4 第2項の規定により、事業者が同項第1号又は第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は履行保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、履行保証金の納付を免除する。 5 事業者は、機構の事前の承諾なく、機構に納付した履行保証金の返還請求権及び第2項に基づく保証に係る権利を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
58	募集要項	別紙2	27				利用料金の体系（案）	『新美術館に係る「機構が定める利用料金の上限額」については、対象施設の引渡し時を目的に大阪市の議会の議決を経た上で大阪市長の認可により決定される』と記載されていますが、議案に提出予定の機構で考えている利用料金の上限額（案）が有れば提示して頂けないでしょうか。	No.6をご参照ください。
59	募集要項	別紙2	27				利用料金の体系（案）	『新美術館に係る「機構が定める利用料金の上限額」については、対象施設の引渡し時を目的に大阪市の議会の議決を経た上で大阪市長の認可により決定される』と記載されていますが、事業収支の検討を行う上で利用料金や上限額が重要になります。第二次書類の受付開始前までに大阪市の議決を受け公表することはできないのでしょうか。	No.6をご参照ください。
60	募集要項	別紙2	27				利用料金の体系（案）	第二次審査受付までに、利用料金の上限額が決定されない場合は、利用料金の決定後、料金取入、サービス対価について協議を行えるようにして頂きたい。	No.6をご参照ください。民間活力の活用を事業目的としている本事業では、事業期間中に機構と事業者との間で協議を行うことを想定しております。
61	募集要項	別紙2	27				利用料金の体系	「機構が定める利用料金の上限額」は施設引き渡し時を目的に決定、とありますが、収支に関わることであり、現時点での上限額のお考えを具体的にご提示いただけないでしょうか。	No.6をご参照ください。
62	募集要項	別紙3	28				出向職員の雇用条件	機構の水準を基本とするという出向職員の雇用条件は、いつ開示して頂けるのでしょうか。募集段階で確実に開示願えるのでしょうか。	職員就業規則等について守秘義務対象資料として開示することは可能です。
63	募集要項 実施契約書（案）	別紙2. （本文）	P.28 P.16	第55条			利用料金の体系（案） 利用料金の設定及び收受	「機構が定める利用料金の上限額は、対象施設の引渡し時を目的に大阪市の議会の議決を経た上で大阪市長の認可により決定される」とありますが、利用料金の上限額は第二次審査書類を作成するにあたり事業性を決定付ける重要な要件の一つです。利用料金の上限額の情報なしには資金計画の立案は困難です。従いまして、第二次審査書類提出前には利用料金の上限予定額をお示しいただきたいと考えます。なお、予め規定された上限額での議会の議決あるいは市長の認可取得は、機構の責任となるべきと考えますので、議決・認可取得ができなかった場合は、サービス対価の見直しを含め、事業計画の変更を行うことができることとしていただく必要があると考えます。いかがでしょうか。	No.60をご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
64	特定事業選定		3	2	(1)	2)②	リスク調整値	リスク調整値とありますが、表2) 欄外にある「コンセッション方式で実施する場合には、選定自業者の裁量で付保する（中略）で調整した・」の意味を分かり易く御教示ください。 以下のうちどれにあたるのでしょうか。裁量によるとは言え、火災等リスクを考えた場合、動産総合保険をかけたがるを得ないうえ、保険料が高額になる為年間収支に大きな影響があることを非常に懸念しておりますことを御斟酌頂き、是非お答えいただきたく思います。 ①要求水準書別紙2、P2、（参考）とある表下部にある※印にあるよう、所蔵品約260億円および寄託品（上記除く）約1億円双方に付保する場合の保険料を、9百万円として、今後開示される年間収支規模（想定）に織り込まれるという事か。 ②或いは、昨年度実績約300万円（所蔵品約210万円＋一部の寄託品約90万円）の保険料に当該9百万円を加えて織り込まれたのか。 ③或いは、昨年度実績の保険料率を用いて計算した保険料【（260億円＋1億円）×0.33/1000】に更に九百万円を上乗せされて織り込まれたのか。	①のご理解のとおりです。なお、リスク調整値の意味としては、9百万円を年間収支規模（想定）（＝PFI-LCC）に織り込むとともに、PSCにおいても同額を調整したということです。
65	特定事業選定		3	2	(1)	2)②	リスク調整値	リスク調整値とありますが、表2) 欄外にある「コンセッション方式で実施する場合には、選定自業者の裁量で付保する（中略）で調整した・」の意味を分かり易く御教示ください。以下のうちどれにあたるのでしょうか。裁量によるとは言え、火災等リスクを考えた場合、動産総合保険をかけたがるを得ないうえ、保険料が高額になる為年間収支に大きな影響があることを非常に懸念しておりますことを御斟酌頂き、是非お答えいただきたく思います。 ①要求水準書別紙2、P2、（参考）とある表下部にある※印にあるよう、所蔵品約260億円および寄託品（上記除く）約1億円双方に付保する場合の保険料を、9百万円として、今後開示される年間収支規模（想定）に織り込まれるという事か。 ②或いは、昨年度実績約300万円（所蔵品約210万円＋一部の寄託品約90万円）の保険料に当該9百万円を加えて織り込まれたのか。 ③或いは、昨年度実績の保険料率を用いて計算した保険料【（260億円＋1億円）×0.33/1000】に更に九百万円を上乗せされて織り込まれたのか。	No.64をご参照ください。
66	要求水準書		3	II	3		営業時間・営業日	天災地変等により止む無く臨時休業した結果、予定していた営業日の条件をクリアできなかった場合は例外として認められると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書		3	II	4		法令、基準等	第二次提案書提出後、事業の締結までの間に改定があった場合でも、改定された最新版の法令、基準等を適用するというのでしょうか。 その場合は、実施方針書記載のリスク分担に従い協議を行うと考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりであり、公共施設等運営権事業契約書（案）第78条により協議を行います。
68	要求水準書		5	II	5	(2)	契約又は覚書等の写し	「PFI事業者は、…契約書又は覚書等の写しを、速やかに機構に提出する。」とありますが、契約書等にPFI事業者の営業秘密に該当する情報が含まれていることが考えられます。そのような営業秘密の秘密保持については、どのように取扱っていただくことになるのでしょうか。	ご指摘の営業秘密に関しましては、本事業の遂行に当たって必要となる確認のみ利用し、厳に秘密を保持します。
69	要求水準書		II	5	b	ア	契約・覚書等の一覧	協力企業の位置づけについてさらに明確にお示ください。	協力企業は、要求水準書のご指摘の部分に記載のとおり、PFI事業者、コンソーシアム構成員又はコンソーシアムから委託を受ける企業をいいます。なお、募集要項の「第3.2. 応募企業、コンソーシアム構成員に共通する参加資格」を充足することを求めています。
70	要求水準書		6	II	5	(4)	経営管理に関する事項	アドバイザーボードの構成員の半数は、機構が選定した者とするのとありますが、機構が派遣する構成員は、何名を予定しているのでしょうか。	2名を予定しています。
71	要求水準書		6	II	5	(4)	経営管理に関する事項	アドバイザーボードの協議内容を美術館経営の参考とすることとありますが、協議内容や指針が出されたとしても従わなければならないという義務規定ではないと理解しますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書		6	II	5	(4)	経営管理に関する事項	長期運営計画書、中期運営計画書には開館準備業務計画を含むのでしょうか。	開館準備業務計画書については、要求水準書「Ⅲ. 3. ①ア」の記載のとおり、長期運営計画書の一部を構成します。なお、中期運営計画書には含まれません。
73	要求水準書		7	II	5	(4)	経営管理に関する事項	年次報告書の提出日が「第四半期終了後10営業日以内に、機構に報告することになっていますが、特に収支の報告については、かなり短期間で作成する必要がありますと考えます。後日、年度の収支確定後、修正も可能と考えてもよろしいでしょうか。	毎年度第四半期終了後10営業日以内に提出していただく年次報告書をもって精算手続き（追加給付額や業績監視の結果減額が生じる場合等）が行われ、当該年度の事業者のサービス対価が確定します。確定したサービス対価及び追加給付は、事業者の当該年度の収支計算に含まれることとなるため、決算スケジュールに鑑み、年次報告書の提出日を定めております。なお、収支確定後に修正の必要がある場合には、適切なサービス対価及び追加給付とするための調整が生じる可能性がある点、ご了承ください。
74	要求水準書		8	II	5	(4)	経営管理に関する事項	学芸員の評価については、館長の2次評価実施後、PFI事業者取締役による確認・必要とあれば修正等の後、評価結果を機構へ報告するように変更して頂きたいのですが、如何でしょうか。無理な要望ではないと思慮致します。	ご懸念の状況が生じた場合には、取締役会は、第二次評価を実施する館長と適宜協議の上、事業者の職員である学芸員の評価を確定し、評価結果を機構へ報告してください。
75	要求水準書		6	II	5	(4) ②	アドバイザーボードの設置	【アドバイザーボードの協議内容を美術館経営の参考とすること】との記載がございますが、協議内容や指針が出されたとしても必ずしも従わなければならないという考え方でありますが宜しいでしょうか。	No.71をご参照ください。
76	要求水準書		8	II	5	(5)	実施体制	「館長及び学芸員については運営権設定日に出向する」とありますが、名簿や就労条件は、いつ開示されるのでしょうか。	令和2年度中を予定しております。
77	要求水準書		9	II	5	(5)	実施体制	④イに、館長は「基本的に全ての業務の決定権を有する」と記載されていますが、最終の決裁者は取締役、取締役会と考ますか宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準を充足する限りにおいて、館長の専決事項に係る取り決めは事業者の提案に委ねます。
78	要求水準書		9	II	5	(5)	実施体制	館長は、「基本的に全ての業務の決定権を有する」と記載されていますが、決定権限は任意事業にも及ぶのでしょうか。	館長の決定権限は任意事業には及びません。
79	要求水準書		9	II	5	(5)	実施体制	「統括マネージャー」の職務分掌は、P.10記載の「総括責任者」の業務区分とよく似ていますが、統括マネージャーと総括責任者を兼務することは可能なのでしょうか。 仕事量によりPFI事業者が、業務と一緒に、別にすると選択することも可能なのでしょうか。	館長との指揮命令系統の観点から、統括マネージャーは取締役とならないことを求めています。一方で、総括責任者については、本事業のすべての責任者であることから、基本的には、事業者の代表取締役が就任することを想定しております。したがって、統括マネージャーと総括責任者との兼務はできません。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
80	要求水準書		9	II	5	(5)	実施体制	「新美術館の運営に際し、館長との指揮命令系統を明確化するため、統括マネージャーはSPCの取締役に充ててはならない」となっていますが、展覧事業における民間が果たす重要な役割である以上、民間の裁量で取締役にする権利を認めて頂きたい。	本事業においては、原文のとおりとします。
81	要求水準書		9	II	5	(5)	③オ 統括マネージャー、 ④館長及び統括マネージャーの職務分掌	館長・統括マネージャーはSPCの取締役に充ててはならないと記載がありますが、このような制約を設ける目的はどのような理由によるものでしょうか？ご教示いただきたくお願いします。本来PPPは民間の経営ノウハウを活用しようというもので、SPCの経営方式（ガバナンス重視や意思決定のスピード重視など）について過剰な制約を設けるべきではないと考えます。	官民連携効果を最大化する手法として、機構理事会及び事業者の取締役会により構成する運営協議会を開催し、よりよい事業遂行に向けた意思疎通を図るとともに、取締役会の下で館長がリーダーシップをもって美術館運営に係る業務執行を行っていくことから、館長との指揮命令系統を明確化する上で、統括マネージャーを取締役に充てないこととしております。
82	要求水準書		9	II	5	(5)	③オ 統括マネージャー、 ④館長及び統括マネージャーの職務分掌	館長・統括マネージャーはSPCの取締役に充ててはならないと記載がありますが、この制約を設ける目的はどのような理由によるものでしょうか？ご教示いただきたくお願いします。民間の経営ノウハウを活用する際に、SPCの経営方式（ガバナンス重視や意思決定のスピード重視など）について過剰な制約を設けるべきではないと考えております。	No.81をご参照ください。
83	要求水準書		9	II	5	(5)	③オ 統括マネージャー	「統括マネージャーはSPCの取締役に充ててはならない」と記載されていますが、一定の裁量をSPCにお任せいただき、制約を設けるべきではないと考えます。ご再考願います。	No.81をご参照ください。
84	要求水準書		9	II	5	(5)	③オ	統括マネージャーはSPCの取締役に充ててはならないと記載がございますが、統括マネージャーは運営部門の民間事業者側のトップであり、本件業務を遂行する現場サイドでのキーマンです。この者を取締役に選任できないという規定は（選任するかどうかはともかく）民間事業者の効率的な裁量を大きく阻害する要因になります。本件規定は削除願います。統括マネージャーが取締役であったとしても、取締役会の決定に従い、館長を中心とした現場の指揮命令系統を壊すことは起らないと考えております。	No.81をご参照ください。
85	要求水準書		10	II	5	(5)	④人員体制図	新たな人員体制図によると、事務職員が館長の直下組織となっておりますが、現実的に館長の直下組織としては組織運営ができません。 事務職員は統括マネージャーの配下組織として変更して下さい。 本件の財務管理等に伴う事務職員のマネジメントは統括マネージャーに行なわせず、民間コストの低廉化を求めるとあれば、統括マネージャー直属の事務職員とする必要があります。また、統括マネージャーは在籍出向を致しますが、事務職員の在籍出向については当初から考えておりません。あくまでも事務業務委託の中で事務管理処理を行なう事を考えており、その場合の発注者（SPC）側の業務指示者はSPC職員である統括マネージャーになります。館長や学芸員からの直接指示で働く職員を想定しておりません。現実的に事務職員をSPCに在籍出向させる事は不可能と考えております。	統括マネージャーは総括的に館長を補佐する立場として当然に事業者の職員を配下組織としており、職員への指揮命令は、すべて統括マネージャーを通じて行うものと考えております。館長及び学芸員は、機構から事業者に在籍出向することが定められており、本事業においては、事務職員と同様、事業者の職員であるという前提にご留意ください。
86	要求水準書		10	II	5	(5)	実施体制	④館長及び統括マネージャーの職務分掌で、「統括マネージャー」は学芸員及び事務職員の統括管理を行う、とされています。その場合「基本的な人員体制図」では、「統括マネージャー」の組織図上の位置が「館長」と「学芸員（課長級）」「事務職員」を結ぶ直接のライン上に配置されているべきと考えますが、ラインの横に配置されて記載されている意図についてお聞かせください。	学芸業務に関する会議など館長と学芸員が直接コミュニケーションを行う場があり得ることを図として表しているものです。なお、No.85をご参照ください。
87	要求水準書		10	II	5	(5)	実施体制	人員体制図において館長が統括マネージャーを通さずとも、事務職員に指示できるようになっています。少なくとも、事務職員に対しては統括マネージャーを通した指示形態となるようにしていただきたい。	No.85及びNo.86をご参照ください。
88	要求水準書		10	II	5	(5)	実施体制	「総括責任者」は、他の「開館準備業務責任者」「維持管理業務責任者」「運営業務責任者」「寄附金等調達支援業務責任者」「附帯事業責任者」を兼務することは可能でしょうか。若しくは、総括責任者と分離しなければならない業務責任者は有るのでしょうか。	前段についてはご理解の通りです。ただし、統括マネージャーと総括責任者の兼務は認められない点、ご留意ください。なお、No.79をご参照ください。
89	要求水準書		10	II	5	(5)	⑤	記載の各責任者の内、一部兼務は可能でしょうか。	No.88をご参照ください。
90	要求水準書		11	II	5	(5)	実施体制	各業務の責任者は各業務開始30日前までに機構に届け出ることになっていますが、開館準備業務と寄附金等調達支援業務は実施契約締結日から開始されるため、実施契約締結30日前に決定し機構に届け出ることになり、現実的には不可能です。総括責任者と同様に実施契約締結後、速やかに機構に届け出ようにならないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、下記の記述を訂正します。 要求水準書「II. 5. (5)⑤」 「総括責任者については、実施契約の締結後、速やかに機構に届け出ること。開館準備業務責任者及び寄附金等調達支援業務責任者については、各業務開始日の30日後までに、維持管理業務責任者、運営業務責任者及び附帯事業責任者については、各業務開始日の30日前までに、それぞれ機構に届け出ること。」 要求水準書「III. 3. ① ア」 「事前に機構と協議を行った上で、業務開始日の30日後までに、開館準備業務に関する計画書（以下「開館準備業務計画書」という。）を作成し、機構の承認を得ること。」 要求水準書「III. 3. ① ウ」 「地震、火災及び事故等の非常事態、緊急事態発生時の対応について、業務開始日の30日後までに、関係機関等との連絡体制を含めた防災マニュアルを作成し、機構の承認を得ること。」 要求水準書「V. 3. ① ア」 「事前に機構と協議の上、運営権設定日の30日前（寄附金等調達支援業務は業務開始日の30日後）までに運営業務に関する計画書（以下「運営業務計画書」という。）を作成し、機構の承認を得ること。」 要求水準書「V. 3. ① イ」 「運営業務に係る責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、運営業務計画書とあわせて機構に提出すること。あわせて従事職員の名簿を業務開始（寄附金等調達支援業務は運営権設定日）までに機構に提出すること。」 要求水準書「V. 3. ① ウ」 「事前に機構と協議の上、運営権設定日の30日前までに「4～10」の業務区分毎にマニュアルを作成し、機構の承認を得ること。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
91	要求水準書		11	Ⅱ	5	(5)	⑥館長の権利と義務	館長が出席を求めると同時に、取締役会が出席を認めないこともできるように加筆修正して頂きたいと思ます。取締役会も議題内容によって館長を取締役会への出席の是非を決める権限が当然と思ます。	原文のとおりとします。
92	要求水準書		11	Ⅱ	5	(7)	事業期間終了後の措置等 ①	事業期間終了後、少なくとも1年間は事業期間中同様の維持管理が可能な状態での引き継ぎとすることの記載がありますが、消耗品については法定取替時期が事業終了後1年以内に想定される場合は事業期間中における当該消耗品の取替は求めないと思ます。この消耗品を取り替えないことに起因する、事業期間終了後1年以内の機器不良については民間事業者のリスクではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書		11	Ⅱ	5	(7)	事業期間終了後の措置等	「事業期間終了後少なくとも1年間は、事業期間中と同様の維持管理が可能な状態」とは、維持管理業務を担当した企業は1年間残らなければならないということでしょうか。若しくは、外注企業等により1年間同様の維持管理を行わなければならないのでしょうか。	事業期間中と大きく異なる維持管理業務や費用が必要となることがないことを求めたものであり、維持管理業務を担当した企業が1年間残らないといけないといったことや、外注企業等により1年間同様の維持管理を行うことを求めるものではありません。
94	要求水準書		13	Ⅱ	5	(10)	②保険 一部の寄託作品に係る保険	一部の寄託作品とはどのようなものなのでしょうか。実施方針 付属資料2-2ということでしょうか。	要求水準書「附属資料2-2」において示しているものです。
95	要求水準書		13	Ⅱ	5	(10)	保険	同項③において、事業者提案において付保することとなっていますが、付保しなかった所蔵品等に発生した損害の修復・原状回復に要する費用は事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等の原因が館長又は学芸員の故意又は過失によるものである場合、事業者は、当該損害のうち、当該館長又は学芸員の責任割合に応じて、機構に対しその全部又は一部の負担を求めることができます。なお、公共施設等運営権実施契約書（案）第57条第2項を第3項とし、以下のとおり訂正します。 3 本施設で収蔵している所蔵品及び第三者からの寄託品（第1項に掲げるものを除く。）について、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により機構が被った損害については、事業者が負担する。ただし、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等の原因が館長又は学芸員の故意又は過失によるものである場合、事業者は、当該損害のうち、当該館長又は学芸員の責任割合に応じて、機構に対しその全部又は一部の負担を求めることができる。 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
96	要求水準書		13	Ⅱ	5	(10)	保険	付保しなかった所蔵品等に発生した損害の修復・原状回復に要する費用は事業者負担であると仮定した場合に、以下のことについてご教示下さい。 空港コンセッション等の他のコンセッション事業では、貴機構が付保範囲・金額等を定めた規定に従い、事業者が付保を行い、当該保険金額を超える損害・当該付保対象外における損害については、貴機構が負担するという規定となっています。本事業がそのような規定を採用されなかった理由をご教示下さい。	リスクに対する考え方や備え方について、事業者のご提案に期待するという観点によるものであり、所蔵品及び事業者が付保を義務付けていない寄託品については、事業者が損傷等にかかる損害賠償を勘案して付保することを妨げておりません。競争的対話の際にリスク分担に関しては、協議することを想定しております。なお、No.95もご参照ください。
97	要求水準書		13	Ⅱ	5	(10)	保険	損害保険会社を取り巻く環境変化等に伴い、保険料率または商品が改定される可能性があります。その場合の費用調整の規定についてお示し下さい。	ご指摘の場合においては、費用の上振れ・下振れのリスクについては、原則として事業者の負担としてお見込みいただくこととなります。なお、当初想定していない社会・経済環境の大幅な変化等により、著しい費用の変動等が生じた場合には、協議により解決を図ることを想定しています。
98	要求水準書		13	Ⅱ	5	(10)	保険	実施方針（案）の質問回答No.213において、所蔵品・寄託品等の増減に伴う保険料の増減については、「現時点では想定しておりません」とのご回答がありますが、事業期間において所蔵品・寄託品等の増減に伴う保険料の増減が発生しないとは言いきれないことから、当該増減が発生した場合の費用調整の規定についてお示し下さい。	本施設で収蔵する第三者からの寄託品のうち要求水準書附属資料2-2に示すものについては、ご指摘のとおり、寄託品の増減に伴う費用の増減は想定しておりませんが、すべての寄託品について増減を想定していないという趣旨で回答したものでございます。
99	要求水準書		13	Ⅱ	5	(10)	②保険 一部の寄託作品に係る保険	一部の寄託作品とはどのようなものを示しているのでしょうか。実施方針 付属資料2-2指すのでしょうか。	No.94をご参照ください。
100	要求水準書		P.13		5.	(10)	保険	作品への保険に関しては、事故発生時の損害賠償の金銭的インパクトの最大値が極めて大きいため、要求水準書における加入が義務付けられる作品への付保に加え、裁量とされている作品への付保も必須と考えています。要求水準書別紙2（参考）において「年間収支規模（予想）には作品評価額総額に対応する保険料は織り込んでいる」との記載があり、機構におかれても全作品付保も前提条件の一つとしてお考えいただいていることは読み取れます。しかしながら、①保険会社との契約料率において、過去大阪府が契約された水準が民間の新規法人であるSPCに適用されるか疑問であること、②保険料率は契約更新毎に見直しとなるため将来的な保険料率の上昇のためコスト上昇の懸念があること、③機構により作品の追加取得が行われた場合付保対象となる作品評価額が上昇し保険料負担の上昇することが確実であることから、保険料負担の増加リスクは相応に高いものと考えます。作品保管のリスクを機構負担としていただくか、保険料の変動について全額サービス料の調整対象（上限適用の対象外）としていただきたいと思ます。いかがでしょうか？	要求水準書「別紙2」の「（参考）大阪中之島美術館運営事業における美術品に対する保険の取扱、評価額」において「『年間収支規模（想定）』には、上表の所蔵品及び寄託品における作品評価額総額に対応する保険料は織り込んでいる。」と記載したのは、VFMの算定にあたっての条件としたものです。 ①については、貴社に対して適用される保険料率をご利用ください。 ②については、費用の上振れ・下振れについては一定程度お見込みいただくこととなりますが、当初想定していない著しい費用の変動等が生じた場合には、協議により解決を図ることを想定しています。 ③美術館の設置趣旨に鑑み、要求水準書でも運営業務に記載のとおり、収集・保管業務に伴って収蔵品等の点数は事業期間中を通して増加した場合、保険料は変動するものとお見込みいただいた上で、競争的対話においてご確認ください。 なお、あわせてNo.29もご参照ください。
101	要求水準書		14	Ⅲ	2		業務期間	「開館準備業務」とP.1「I 2. (1)① 本事業の事業期間を比較してみると、Iの開館準備業務期間と、Ⅲの開館準備業務の期間には差があります。業務委託として、発注される開館業務の範囲及び期間をお示しください。	開館準備業務は、他の業務と同様に、本事業における同一の実施契約に基づき行われるものであり、別途業務が発注されるものではありません。本施設の引渡後に運営権が設定されることから、開館準備業務は、運営権設定日の前後にまたがることとなります。 なお、運営権設定日の前日までに「開館準備業務」としては、要求水準書「Ⅲ. 4. 展示事業」、「Ⅲ. 5. 渉外」の業務のうち運営権設定日の前日までに実施する必要がある業務が対象となります。
102	要求水準書		14	Ⅲ	3		機構に対する提出書類	開館準備業務計画書を業務の開始までに作成し機構の承認を得る必要がありますが、開館準備業務は、実施契約締結日から開始されることとなっており、実施契約締結前に機構と協議し計画書を作成しなくてはならないということなのでしょうか。	No.90をご参照ください。
103	要求水準書		15	Ⅲ	3		ウ 第三者機関に対する事業報告書	「5年を単位として第三者機関による評価会議を開催することを予定」とありますが、この第三者機関とはどのようなものなのでしょうか。アドバイザリーボードとの違いを含めてご教示ください。	アドバイザリーボードは事業者の内部機関として運営計画に係る助言などを求める機関であり、第三者機関は機構による業績監視を補完する位置づけで開催するものです。
104	要求水準書		15	Ⅲ	4	(1)	企画展覧会・コレクション展	展覧会開催準備の事業期間は事業契約締結日から運営権設定日までと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書「Ⅲ. 4. 展示事業」における展覧会開催準備業務についてはご理解のとおりです。なお、運営権設定日以降における展覧会開催準備を含む展覧会関係業務は「Ⅴ. 8. 展示事業」に記載のとおりです。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
105	要求水準書		15	Ⅲ	4	(1)	企画展覧会・コレクション展	要求水準でいう、運営権設定日までに実施する必要がある業務とは具体的にどの様な業務でしょうか。展覧会計画のみと考えてもよろしいでしょうか。実施方針書、別紙2では、展覧会開催準備（展覧会の企画、展覧会事務）となっていますが如何でしょうか。	要求水準書「V. 8. (1)及び(2)」に掲げる各業務の業務プロセスのうち、序盤に当たる業務を想定しております。各業務の業務プロセスのなかには、学芸員が主導するものと事務職員が主導するもの、その双方が含まれております。
106	要求水準書		15	Ⅲ	5	(1)	プレ広報・プレイベント	プレ広報・プレイベントの事業期間は、事業契約締結日から、美術館の開館前日までと考えて宜しいでしょうか。要求水準には、開館記念式典・レセプション、記者会見等が含まれており、その後のアンケート等による実施効果の検証まで含めるとプレ広報・プレイベントの事業期間は、開館後一定期間をあげた時期と考えますが如何でしょうか。	要求水準書「Ⅲ. 5. (1)プレ広報・プレイベント」の業務期間は実施契約締結日から供用開始（開館）日の前日までを基本としておりますが、ご指摘のアンケート等による実施効果の検証や記録集の制作、発行などの期限については協議によるものとします。
107	要求水準書		15	Ⅲ	5	(1)	プレ広報・プレイベント	事業期間における業務委託の範囲と運営権事業の範囲の業務に違いがあり明確に分けることが可能なのでしょうか。それとも、運営権設定日を境にした期間のみの仕分けなののでしょうか。	No.5をご参照ください。
108	要求水準書		16	Ⅲ	5	(2)	オンライン広報	オンライン広報の事業期間は、事業契約締結日から、開館前日までとし運営権設定日を境に業務委託と、運営権事業を分けるという考え方で宜しいでしょうか。若しくは、公式ウェブサイト制作・公開まで（令和2年度中）を業務委託とし、それ以降を運営権事業とするのでしょうか。	オンライン広報は、運営権設定日以降も実施することが予定されております。「開館準備業務」と「施設管理運営業務」のいずれも、同一の実施契約に基づき行われるものですが、運営権設定日の前日までには運営権事業を実施することができないことから、「オンライン広報」を、運営権設定日の前後で「開館準備業務」と「施設管理運営業務」の双方に記載しております。
109	要求水準書		17	Ⅲ	6	(3)	収蔵作品資料等の撮影	【要求水準】で、「令和3年度に撮影及びデジタル化を行う」とありますが、業務期間としては運営権設定後、令和3年度末までと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書		19	Ⅳ	3		機構に対する提出書類	「事業期間終了後、5年以内に想定外の更新投資が必要とならないように配慮し作成し」とありますが、空調機のように耐用年数が15年のようなもの場合、機器の更新時期と事業終了日が近いような場合は特に機構で立てられた更新計画のほうが重要であり、その更新計画を守るために運営権者が維持管理計画を立てることのほうが、計画として妥当であると考えます。そのように考えても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書		21	Ⅳ	4	(1)	建築物維持管理	「大阪市が補助金、交付金を活用して整備した部位」とは、どこを指すのでしょうか。また、いつ開示して頂けるのでしょうか。	「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」において省CO2に資する設備として認定されたもの及び「都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）」において認定された緑地、デッキ（芝生広場含む）、講堂を指します。また、これに関連して地域住民が参加できるイベントの年間30日開催を目標としております。詳細については下記HPをご参照ください。 ・サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型） https://www.kenken.go.jp/shouco2/past.html (大阪新美術館プロジェクト) https://www.kenken.go.jp/shouco2/pdf/summary/30-02/30-2-3.pdf ・都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金） (水都大阪再生地区・中之島4丁目) https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000050326.html
112	要求水準書		21	Ⅳ	4	(2)	建築設備維持管理	「大阪市が補助金、交付金を活用して整備した設備等」とは、どこを指すのでしょうか。また、いつ開示して頂けるのでしょうか。	No.111をご参照ください。
113	要求水準書		22	Ⅳ	4	(2)	運転監視業務	「機構が示す空気環境管理基準を遵守」とあるが、どこに示してあるのでしょうか。ご教示ください。	東京文化財研究所と協議の上、令和2年度中にお示しすることを予定しております。
114	要求水準書		22	Ⅳ	4	(2)	運転監視業務	「機構が示す空気環境管理基準を遵守」とありますが、どこに空気環境管理基準を示してあるのでしょうか。ご教示ください。	No.113をご参照ください。
115	要求水準書		23	Ⅳ	4	(3)	機械警備	防犯カメラ（録画した映像を含む。）の取扱いについて、ガイドライン等はあるのでしょうか。	大阪市では「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を作成しています。
116	要求水準書		24	Ⅳ	4	(3)	警備	毎日24時間の有人警備を行うこととなっていますが、有人警備の最低人員数(特に夜間)の条件は無いと理解して宜しいでしょうか。	窓口業務や巡回業務などの要求水準を充足する限りにおいてご理解のとおりです。
117	要求水準書		25	Ⅳ	4	(4)	清掃	廃棄物の処理については、事業廃棄物として、廃棄物の運搬から処分までを廃棄物の収集・運搬、処分の許可を持った会社と運営権者が契約し処理を行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書		25	Ⅳ	4	(4)	清掃	「事象の発見から10分以内に必ず応急対応を行い」とありますが、10分のできる応急対応は、専門会社に連絡する、該当場所をカラーコーンで表示する等、簡易なことしかできないと考えますが、ここで考えられている応急対応とは、どの程度までを指すのでしょうか。	来館者に不快感を与えないことや汚染の拡散を防止するために必要な措置（軽易な囲い、覆いなど）を想定しています。
119	要求水準書		25			(4)	⑦廃棄物処理業務	「対象施設内で発生した廃棄物は、～また上記廃棄物は、事業廃棄物として適切に分別し、処理・処分すること。」とありますが、「処理・処分」に関しては、施設内で発生する廃棄物を館外に処理・処分することにつき、PF1事業者が廃棄物事業者と契約して処理・処分を行うものということでしょうか。	No.117をご参照ください。
120	要求水準書		25	(4)	⑦		廃棄物処理業務	「対象施設内で発生した廃棄物は、～また上記廃棄物は、事業廃棄物として適切に分別し、処理・処分すること。」とありますが、PF1事業者が廃棄物事業者と契約して、施設内で発生する廃棄物を館外にて、処理・処分を行うものということでしょうか。	No.117をご参照ください。
121	要求水準書		25			(4)	⑧作業時間等	「対象施設の衛生が損なわれた（軽微な汚れを除く）場合には、事象の発見から10分以内に必ず応急対応を行い、その後、現状復旧すること。」とありますが、応急対応とはどの程度のレベルなのでしょうか。また、本件対応については、必ずしも清掃員でなくてもよいという回答をいただいています。これは清掃員の配置の無い時間帯においても事業者のうちのいづれかの職種のスタッフが初期対応にあたらればよいという主旨の回答と存じますが、本件対応には、もちろん館長・学芸員も共に対応していただけたと考えてよろしいでしょうか。	前段についてはNo.118をご参照ください。後段についてはご理解のとおりです。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
122	要求水準書		25	(4)	⑥		作業時間等	「対象施設の衛生が損なわれた（軽微な汚れを除く）場合には、事象の発見から10分以内に必ず応急対応を行い、その後、現状復旧すること。」とありますが、応急対応のレベルをご教示いただけますでしょうか。	No.118をご参照ください。
123	要求水準書		26	IV	4	(6)	環境衛生管理	引き渡し後、収蔵作品及び図書の入庫までは、何か月を想定されているのでしょうか。若しくは収蔵作品及び図書の搬入はいつ頃を予定されているのでしょうか。	収蔵作品資料の搬入は令和3年の秋から年末、図書の搬入は令和3年の夏から秋頃を予定しています。
124	要求水準書		26	IV	4	(7)	IPM	文化財IPMコーディネーターの資格保有者は、新美術館職員の中に保有者が必要なのでしょうか。若しくは機構から出向される職員に資格保有者がおられるのでしょうか。又は、外注企業内等の外部の資格保有者でも良いのでしょうか。	必ずしも新美術館職員の中に有資格者を在籍させる必要はありません。有資格者を擁する企業への外注で対応いただいても問題ありません。なお、機構からの出向職員には有資格者はありません。
125	要求水準書		27	IV	4	(7)	IPM	「浮遊菌調査及び有機酸等空気環境測定は定期的に行う」とありますが、どの程度の期間を空けて実施することを想定されているのでしょうか。	定期測定として浮遊菌調査は年1回、有機酸等空気環境測定は四半期毎に行う予定です。
126	要求水準書		28	IV	4	(8)	想定されるICT環境及びシステム	「各種オンライン決済」とありますが、参考までに他館（大阪市立美術館等）で利用されている決済サービスの種類や実績（利用割合）をご教示ください。	大阪市立美術館及び大阪市立東洋陶磁美術館では各種クレジットカード決済に対応しています。
127	要求水準書		28	IV	4	(9)	備品調達・管理	①のAに「一部のものについては、調達を行う前に数量又は仕様に係る要望を提出することを可能とする」とありますが、附属資料2-6備品リストのうちどれを指すのでしょうか。	具体的な対象については令和2年度初め頃にお示しします。
128	要求水準書		29	IV	4	(9)	備品調達・管理	備品の耐用年数は、数年のものが多いのですが、耐用年数が過ぎたら更新を行わなくてはならないのでしょうか。それとも、更新時期については、適宜判断して管理にあたることで支障ないと思いますが如何でしょうか。	後段のご理解のとおりです。
129	要求水準書		30	V	2		事業期間	寄附金等調達支援業務は、運営権事業とは別の業務なのでしょうか。それとも、運営権設定日までは、業務委託として取り扱い、運営権設定日以降を運営権事業として取り扱うのでしょうか。	寄附金等調達支援業務は、運営権事業とは別のPFI法に基づく特定事業となります。
130	要求水準書		34	V	5	(2)②	保存・修復	貴機構による運営権設定対象施設への収蔵作品資料の移転後、収蔵作品資料の修復が必要となる要因は、①移転前の事由、②移転時の学芸員による検品不備、③経年劣化、④学芸員の判断、⑤事業者の過失、等多岐に亘り、その要因の特定とその官民リスク分担を決めることが簡単ではないと考えます。従いまして、事業者に過失があった場合のみ、修復費用の負担等のリスク分担を事業者が負うとする規定が好ましいと考えます。本項において、収蔵作品資料の修復についての規定がありますが、貸与時から事業終了時までの官民リスク分担及び修復費用の負担取り扱いについて、移転時までと移転後の期間別、及び上記要因別にご教示下さい。	収蔵作品資料における修復業務については運営権設定までに実施するものは機構が費用負担し、運営権設定後に実施するものは事業者が費用負担することとなります。修復業務は一定の予算の範囲で基本的に、経年劣化があるものの中から優先順位を付けて行うことを想定しております。
131	要求水準書		42	V	7	(1)	アーカイブ	「複写等に係る代金徴収に対応すること」とは、アーカイブ資料のコピー、ダウンロードによる代金徴収を行うということでしょうか。また、閲覧用デバイスなども有料で貸し出すという意味でしょうか。	アーカイブ資料のコピーによる代金徴収に対応することです。現状、ダウンロードやデバイス貸出等は想定しておりません。
132	要求水準書		42	V	7	(1)	アーカイブ	「サポーター（ボランティア）制度策定」とありますが誰が策定するのでしょうか。学芸員と事務職員が協力して作成するという点でも構わないのでしょうか。	アーカイブ担当学芸員が事務職員と協力して策定することを想定しています。
133	要求水準書		45	V	8	(1)	①展覧会計画	自主及び共同企画展について、企画立案、企画提案書作成、企画書・予算書作成は学芸員の主導範囲となっておりますが、あくまで主導であり、同業務はPFI事業者によるものも可能という理解でよろしいでしょうか。	出向する学芸員は事業者の職員であり、学芸員は事業者の一員として業務に従事します。「主導」に事務職員との業務範囲を示すための意味以上のものではありません。また事業者と学芸員を別に与えておりませんので、学芸員による展覧会と、事業者による展覧会の別も想定しておりません。展覧会企画や提案は学芸員のみができるとの制限を要求水準に設けてはおりません。
134	要求水準書		45	V	8	(1)	①展覧会計画	自主及び共同企画展について、企画立案、企画提案書作成、企画書・予算書作成は学芸員の主導範囲となっておりますが、主導は記載されておりますので、PFI事業者でも可能という理解でよろしいでしょうか。	No.133をご参照ください。
135	要求水準書		60	V	8	(3)	展覧会事務	司会者等専門事業者を手配してから見積もりを取る手順となっていますが、手配とは、一旦候補者を複数上げるといった意味なのでしょうか。	必要な人材を探すという意味であり、要求水準書「V. 8. (3) ⑥ イ」を以下のとおり訂正します。 「内覧会・レセプション計画作成」司会者・通訳者・監視員及びゲーティング等の見積り・発注・実施・支払・報告・記録 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
136	要求水準書		61	V	9	(2)	法務	「顧問弁護士契約・PFI事業者代表企業法務部との連携等により」とありますが、PFI事業者構成員企業の顧問弁護士及び法務部との連携による対応でも良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書		61	V	9	(2)	法務	「顧問弁護士契約・PFI事業者代表企業法務部との連携等により」とありますが、PFI事業者構成員企業の顧問弁護士及び法務部との連携でも良いという理解でよろしいでしょうか。	No.136をご参照ください。
138	要求水準書		62	V	9	(2)	②アルバイト雇用	学芸員及びアーカイブ室の補助業務を行う人材について、雇用形態についてはアルバイト必須なのでしょうか。他雇用形態による採用や、事務職員が役割を兼ねることで補完することは可能でしょうか。	補助業務に相応した雇用形態としてアルバイトを想定しておりますので、これに類似する雇用形態の範囲であれば可能です。なお、補助業務に専念してもらう必要があるため事務職員との兼務は認められません。
139	要求水準書		62	V	9	(2)	②アルバイト雇用	学芸員及びアーカイブ室の補助業務を行う人材について、雇用形態についてはアルバイト以外他雇用形態による採用や、または事務職員が兼ねて役割を補完することは可能でしょうか。	No.138をご参照ください。
140	要求水準書		62	V	9	(2)	庶務	「学芸員及びアーカイブ室の業務を補助するためにアルバイトを雇用すること」とありますが、このアルバイトの給料、保険等は運営権者の負担なのでしょうか。学芸員及びアーカイブ室の業務補助のために追加されるアルバイト雇用の職員の給料等の費用は機構で見つけられないのでしょうか。	「学芸員及びアーカイブ室の業務」を補助するために雇用する人材にかかる給料、保険等については事業者の負担となります。
141	要求水準書		65	V	9	(2)	庶務	⑥来館者対応において、「必要に応じて案内サインを拡充することを妨げない」とありますが、拡充するサインのデザイン、材質、配置場所他について条件は有るのでしょうか。	VI運用規定とマニュアルに則ることが必要です。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
142	要求水準書		66	V	9	(2)	庶務	2階エスカレーター前に設置する恒常的な仕切りは、どの様な仕切りを考慮しておられるのでしょうか。あわせて出入口の仕様（手動・自動、旋錠の可否等）はどのようにお考えなのでしょうか。	ガラス等、透過性が高く視覚的に圧迫感のない素材を用いた腰高の仕切りを安全性や耐久性を検討した上で2階エレベータとエスカレータを囲んで設置することを検討しています。また、仕切りの開口にはセキュリティゲートの設置を検討し、手動、自動の選択が可能です。また旋錠もできるものを検討しています。
143	要求水準書		66	V	9	(2)	庶務	2階エスカレーター前に設置する恒常的な仕切りは、機構で整備を行い、運営権者はバーコードリーダー等を有するゲートの設置（任意）と考慮よろしいでしょうか。	No.142をご参照ください。
144	要求水準書		66	V	9	(2)	庶務	「多言語化」とありますが、どこの国の言語で何か国を想定されているのでしょうか。現在、大阪中之島美術館準備室で作られているHPでは、英語・中国語・韓国語の3か国となっていますがこれと同様で宜しいのでしょうか。	機構では具体的な言語指定を含む多言語化のガイドライン等を整備していませんが、多文化共生及び外国人観光客誘致の観点から、定期的な見直しを含めて推進していくことを想定しています。現在、関西広域連合の観光案内表示ガイドラインでは和英2か国語表記を基準としていますが、機構所属博物館、美術館では中国語と韓国語の表記整備も進めています。
145	要求水準書		66	V	9	(2)	チケット販売	「バーコードリーダー等を有するゲートの配備はそれに含まない」とありますが、配備は機構が行うという理解でよろしいでしょうか。	No.142をご参照ください。
146	要求水準書		67	V	9	(2)	庶務	「営業日及び時間中」とは、1階のカフェ・レストランの営業日及び営業時間を外した、美術館の運営時間と考慮でよろしいでしょうか。	「救護」業務において、「営業日及び時間中は、1名以上の救急救命講習受講済み職員が美術館内で勤務にしていること」を求めています。この「営業日及び時間中」については、展示室の営業日及び営業時間を指します。
147	要求水準書		68	V	9	(2)	危機管理・リスクマネジメント	開業後に、建物の一部の不具合や不適合が発覚することによるハード面の取替え、改修が必要になった場合、あるいは収蔵品などへの影響が生じた場合のリスク負担はPFI事業者ということになるのでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書（案）第42条に規定するとおりです。
148	要求水準書		69	V	9	(2)	サービス施設	レストラン、カフェ、ショップ等について、独立した看板等を設置して、展示室の営業時間外に展覧会目的の来館者以外の誘導に活用することは可能でしょうか。可能な場合、看板等の内容について制限（例、企業・ブランド名の記載）はありますか。	対象施設用地は、景観計画に定める重点届出地区に含まれているため、関係法令に基づく制限内容を確認の上、可能な範囲をご判断ください。また、美術館全体のVIとブランドイメージを損ねることがないように十分に配慮していただけることを想定しています。
149	要求水準書		70	V	9	(2)	親子休憩室	展覧会目的の来館者向けに一時的な託児サービスを親子休憩室において提供することは可能でしょうか。	親子休憩室における具体的なサービスについては、運用リスクを精査し、機構と協議の上で、実施内容を決定することを想定しています。
150	要求水準書		70	V	9	(2)	駐車場・駐輪場、バス運用	PFI事業者が直営し、警備会社等の協力会社に業務委託する形をとることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書		70	V	9	(2)	駐車場・駐輪場、バス運用	駐車場事業者に出店させる場合に、駐車場事業者に看板等を設置して、展覧会目的の来館者以外を含む利用者の誘導に活用することは可能でしょうか。可能な場合、看板等の内容について制限（例、企業・ブランド名の記載）はありますか。	対象施設用地は、景観計画に定める重点届出地区に含まれているため、関係法令に基づく制限内容を確認の上、可能な範囲をご判断ください。また、美術館全体のVIとブランドイメージを損ねることがないように十分に配慮していただけることを想定しています。
152	要求水準書		76	V	3	(3)	地域コミュニティとの連携	地元団体等からの要望がすでに上がっている場合はその内容をご教示ください。	現在までに具体的な要望は上がっていません。
153	要求水準書		78	V	10	(3)	(再掲) 規定、マニュアル等一覧	ここで示されている機構から提供される規定・運用マニュアルは令和元年度中にすべて確定・用意されるという理解でよろしいでしょうか。	各規定の状況については、以下のとおりです。 【すでに公開】 ・収集方針 【令和元年度中に策定予定】 ・個人情報の取扱及び管理に関する規程、VI運用規定、VI運用マニュアル、人事評価規定、公文書管理規定、独立行政法人大阪市博物館機構情報公開要綱 【令和2年度中に策定予定】 ・空気環境管理基準、寄託取扱要綱、アーカイブ運用規定、収蔵作品管理システム運用規定、図書管理システム運用規定
154	要求水準書	別紙1	2	3	(1)		利用可能場所の範囲	1階東側入口から、2階へ上る階段部分も、ユニークベニユーの範囲としていただけないでしょうか。	ご指摘の部分についてユニークベニユー利用範囲とすることは可能です。
155	要求水準書	別紙1	3	3	(2)	ウ	注意事項	補助犬の足洗い場はその後どのようにになりましたでしょうか？是非とも工事中に設置するようにして頂かないと、排水計画等難しくなってしまいます。	芝生広場側に水栓を設ける予定です。その仕様については検討中です。
156	要求水準書	別紙2	1				仕様の概要	一部寄託品のみならず所蔵品や他の寄託品に保険を付保する提案をした場合、新たに購入された美術品等および新たな付保寄託品が増加した場合には別途清算して頂けるのでしょうか。若しくは、増加分については機構が保険を付保するのでしょうか。	所蔵品及び事業者が付保を義務付けていない寄託品については、事業者が損傷等にかかる損害賠償を勘案して付保することを妨げておりません。なお、本施設で収蔵する第三者からの寄託品のうち要求水準書附属資料2-2に示すものについては、寄託品の増減に伴う費用の増減は想定しておりません。今後、付保を条件とした寄託品が寄託される可能性が生じた場合には、費用については都度協議することを想定しております。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
157	要求水準書	別紙2	2			(参考)	保険の取扱、評価額	<p>最下段に【守秘義務対象開示資料として提示する予定の「年間収支規模（想定）」には、上表の所蔵品及び寄託品における作品評価総額に対応する保険料は織込んでいます】と記載がございますが、要求水準書附属資料の2-4（7-カテゴリー資料）、2-5（図書）、2-6（備品）は対象となっていないように見受けられます。</p> <p>実施方針p43では【火災については、火災保険等による対応を原則とする。】と記載があり、上記記載の【2-4（7-カテゴリー資料）、2-5（図書）、2-6（備品）】も対象となると考えております。</p> <p>アーカイブと図書だけでは3.9億円規模となり無視できない金額です。</p> <p>上記背景を鑑み以下の質問にご回答願います</p> <p>①「年間収支規模（想定）」には【2-1（7-カテゴリー資料）、2-2（図書）、2-3（備品）】部分の動産総合保険料を盛り込んでいただきたく。</p> <p>②回答が事業者の裁量によるという内容である場合、事業者の裁量にて保険を付保するとすると、問題発生時には事業者の裁量として付保しなかったため、損害賠償が事業者に請求されるとなると、民間事業者としてはSPCデフォルトリスクが高まるため全て保険を付保せざるをえません。機構が期待するVFMが出せなくなります。「年間収支規模（想定）」に織込んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>本件は、全体の収支を検証する上で、民間事業者として裁量であっても外せない保険部分だと認識しており、入札参加意欲の根幹に係る部分であります。民間事業者の経営破綻リスクを極力減らす方策を機構にて是非ご検討願います。入札取組の継続意欲に係ってまいります。</p>	<p>要求水準書「別紙2」の「（参考）大阪中之島美術館運営事業における美術品に対する保険の取扱、評価額」において「『年間収支規模（想定）』には、上表の所蔵品及び寄託品における作品評価総額に対応する保険料は織込んでいます。」と記載したのは、VFMの算定にあたっての条件としたものです。館内における所蔵品の管理については、実施方針「別紙7」のリスク分担（案）を訂正します。</p> <p>なお、アーカイブ資料・図書の管理リスクについては、事業者の故意・重過失に基づくリスクは事業者が負担することとし、それ以外のリスクは機構が負担することとします。備品の管理リスクについては、要求水準が未達であった場合など事業者の責めに帰すべき事由による備品の盗難、破損に関するリスクは事業者が負担することとし、事業者の責めに帰すべき事由以外の要因による備品の盗難、破損に関するリスクは機構が負担することとします。</p> <p>また、以下のとおり、公共施設等運営権実施契約書（案）第57条第2項、第3項、第4項を以下のとおり訂正します。なお、あわせてNo.95もご参照ください。</p> <p>「2 事業者は、本施設で収蔵する所蔵品のうち要求水準書附属資料2-4及び2-5に示すものの破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により機構が被った損害については、機構が負担する。ただし、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等の原因が事業者の故意又は重大な過失によるものである場合は、事業者がこれを負担する。</p> <p>3 本施設で収蔵している所蔵品（第2項に掲げるものを除く。）及び第三者からの寄託品（第1項に掲げるものを除く。）について、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により機構が被った損害については、事業者が負担する。ただし、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等の原因が館長又は学芸員の故意又は過失によるものである場合、事業者は、当該損害のうち、当該館長又は学芸員の責任割合に応じて、機構に対しその全部又は一部の負担を求めることができる。</p> <p>4 事業者は、本施設で行う企画展覧会等で展示するために機構以外の第三者が所有する美術品を借用する場合には、当該第三者と協議の上、自己の負担により適切な保険を付保し、その内容を機構に通知するものとする。」</p> <p>なお、訂正表をあわせてご参照ください。</p>
158	要求水準書	別紙2	2			(参考)	保険の取扱、評価額	<p>機構の判断により購入される随時追加される美術品について、所蔵品、付保必須となる寄託品が増加した場合、支払保険料の増加については①機構にて保険の付保を行うか、②当該保険増額分を機構から支払っていただきたく。保険リスクの整理をお願いいたします。</p>	No.156をご参照ください。
159	要求水準書	別紙2	2			(参考)	保険の取扱、評価額	<p>所蔵品に付保する保険について、昨年度実績の保険料率0.33/1000を用いて今後ご開示される年間収支規模（予想）に「裁量」の範疇の所蔵品と寄託品に保険料を織り込まれたと理解しました。</p> <p>昨年度とは対象美術品が拡大され、美術品の種類も変化しており、数年後の保険契約となる点および今年（令和）10月に損害保険会社各社が料率UPの商品改定が予定されていますので、所蔵庫環境は良くなるというプラスの点があるものの、昨年度実績の0.33/1000という料率は低すぎると考えております。</p> <p>大手損保損保に検証を依頼しておりますが、0.7/1000が切れるかどうかという次第です。</p> <p>保険料率は保険料算出の結果求められるもので、今回の様な不確定要素が顕在化している中で、応募する側としては「裁量」とはいえ、付保する、付保しないにしても、過大なリスクを伴うものと考えております。</p> <p>・是非とも機構の裁量により機構にて保険を（火災リスク対応も含み）付保されるよう変更して頂きたいのですが、如何でしょうか？</p> <p>・或いは、損害保険各社の商品改定を待ったうえで、再度機構にて保険料等の想定費用を再考して頂けないでしょうか？</p> <p>この点は、応募を検討するに際して、重要な事項と認識しております。</p>	No.97、No.100、No.156をご参照ください。
160	要求水準書	別紙2	2			(参考)	保険の取扱、評価額	<p>MSでの各社個別ヒアリングでのお話とあわせて拝見しましたが、要するに昨年度実績の保険料率0.33/1000を用いて今後ご開示される年間収支規模（予想）に「裁量」の範疇の所蔵品と寄託品に保険料を織り込まれたと理解しました。</p> <p>しかしながら、大変危惧すべき事として、昨年度とは対象美術品が拡大され、美術品の種類も変化しており、数年後の保険契約となる点および今年10月に損害保険会社各社が商品改定（料率UPの様相）が予定されていることがあり、所蔵庫環境が良くなるというプラスの点があるものの、昨年度実績の0.33/1000という料率は低すぎるといふ当方の検証結果が出ております。現時点とは言え、某大手損保からは0.7/1000が切れるかどうかというコメントも取り付けられた次第です。</p> <p>元来、保険料率は保険料算出の結果求められるもので、料率だけが独り歩きすることは危険であると申し上げてまいりましたが、今回の様な不確定要素が顕在化している中で、応募する側としては「裁量」とはいえ、付保するにしても付保しないにしても、大きなギャンプルとなり過大なリスクを伴うものと思わざるを得ません。</p> <p>そこでお伺いしますが；</p> <p>①是非とも機構の裁量により機構にて保険を（火災リスク対応も含み）付保されるよう変更して頂きたいのですが、如何でしょうか？</p> <p>②或いは、損害保険各社の商品改定を待ったうえで、再度機構にて保険料等の想定費用を再考して頂けないでしょうか？</p> <p>この点は、応募を検討するに当たって、参加の是非に関わる重要な事項と認識しております。</p>	No.97、No.100、No.156をご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
161	要求水準書	別紙2				(参考)	保険の取扱、評価額	<p>・所蔵品に対する保険について、昨年度実績の保険料率0.33/1000を用いて保険料金額を算出したとしても、実際の保険料金額とは大きく差異が発生します。</p> <p>・前回のヒアリング時にも申し出ておりますが、保険会社へ保険料金額の算定を行い実態金額を把握して頂きたいのと、当方が保険会社と検証している当該保険料率は相当低すぎると判断しております。</p> <p>・VFMを追求する上で行政が実施している部分の予算算定額が過大に低すぎないのであれば、民間側がその他の部分で低廉な価格を提供しても、期待するVFMが得られないのではないかと危惧しております。</p> <p>・当方で検証をお願いしている保険会社からの回答では、保管場所、美術品の種類等により大きく保険料額が変動するとの事で、民間事業者の「裁量」という事ではあります。民間事業者としては事業を破綻させないため必ず動産総合保険を付保する事が、今回の取組の必須条件となります。</p> <p>・現在公表されている資料からでしか判断できない状況でございますが、0.7/1000が切れるかどうかという保険会社からの回答を得ております。また行政側による保険付保により過大に費用が下がっているのではないかと推察いたします。</p> <p>・また、今年10月に損害保険会社各社が保険料率UPとなる事が予定されていることもあり、昨年度実績の0.33/1000という料率は低すぎます。</p> <p>・何年と先の保険付保という事で金額が確定せず、リスクを金額として予算化しづらい状況であるというのが民間事業者の見解です。</p> <p>上記の背景を鑑み民間事業者の経営破綻リスクを残さない方策として以下回答をお願いいたします。</p> <p>①民間事業者で十分なVFMが出せる状況ではないため、当該動産総合保険に係る部分は、機構にて保険付保をする形式に変更できませんでしょうか。</p> <p>②機構にて、本件動産総合保険料の想定費用を再考していただけないでしょうか。</p> <p>本件は、全体の収支を検証する上で、民間事業者としての裁量による付保であっても外せない保険部分だと認識しており、入札参加意欲の根幹に係る部分であります。民間事業者の経営破綻リスクを極力減らす方策を機構にて是非ご検討願います。入札取組の継続意欲に係ってまいります。</p>	No.97、No.100、No.156をご参照ください。
162	要求水準書	別紙2	2			(参考)	保険の取扱、評価額	<p>「上表の所蔵品及び寄託品における作品評価額総額に対応する 保険料は織り込んでいます。」とありますが、要求水準書附属資料の2-1 (7-047)資料)、2-2 (図書)、2-3 (備品)を織り込み対象にされなかったのは如何なる理由からでしょうか。</p>	No.157をご参照ください。
163	要求水準書	別紙2	2			(参考)	保険の取扱、評価額	<p>そもそも火災保険等を原則とするならば範囲と保険を必須として位置づけるべきではないでしょうか。</p>	No.34をご参照ください。
164	要求水準書	別紙2	2			(参考)	保険の取扱、評価額	<p>火災保険等も応募者の裁量という事ならば、応募者が付保しなかったものについては機構は事業者に損害賠償を請求しないとして頂けないでしょうか。</p>	No.34をご参照ください。
165	要求水準書	別紙2	2			(参考)	保険の取扱、評価額	<p>質疑回答に、保険付保が必須となる寄託品については今後付保対象となる作品は増えることを想定されていないという主旨のご回答がございましたが、一方で所蔵品として機構の判断により購入される点については触れられておりませんでした。</p> <p>所蔵品に加えて、付保必須となる寄託品が増加した場合の、保険料の増加リスクはPFI事業者では実質コントロールできませんので、機構が当該リスクを負われることを強く希望しますが、如何でしょうか。</p>	No.156をご参照ください。
166	要求水準書	別紙2	2			(参考)	保険の取扱、評価額	<p>不透明かつ曖昧なリスクが見受けられます。</p> <p>①「上表の所蔵品及び寄託品における作品評価額総額に対応する 保険料は織り込んでいます。」とありますが、要求水準書附属資料の2-1 (7-047)資料)、2-2 (図書)、2-3 (備品)を織り込み対象にされなかったのは如何なる理由からでしょうか。</p> <p>②火災リスク等を考えた場合、火災保険を原則とする以上、想定される年間収支規模に盛り込むべきと思慮しますが、如何でしょうか。</p> <p>③そもそも火災保険等を原則とするならば範囲と保険を必須として位置づけるべきではないでしょうか。</p> <p>④盛り込むも盛り込まないも応募者の裁量ということならば、応募者が付保しなかったものについては機構は事業者に損害賠償を請求しないとして頂けないでしょうか。</p>	No.34、No.157をご参照ください。
167	要求水準書	別紙2	2			(参考)	保険の取扱、評価額	<p>MSでの質疑回答に、保険付保が必須となる寄託品については今後付保対象となる作品は増えることを想定されていないという主旨のご回答がございましたが、一方で所蔵品として機構の判断により購入される点については触れられておりませんでした。</p> <p>所蔵品は無論のこと、付保必須となる寄託品が増加した場合の、保険料の増加リスクはPFI事業者では実質コントロールできませんので、機構が当該リスクを負われることを強く希望しますが、如何でしょうか。</p>	No.156をご参照ください。
168	要求水準書	別紙2	2			(参考)	美術品に対する保険の取扱、評価額	<p>「上表の所蔵品及び寄託品における (中略) 保険料は織り込んでいます。」とありますが、要求水準書2-4 (7-047)資料)、同2-5 (備品)、同2-6 (備品)を織り込まれなかったのは如何なる理由からでしょうか。</p>	No.157をご参照ください。
169	要求水準書	別紙2	3				機構から委託する建物総合損害共済の概要	<p>機構から委託する建物総合損害共済の概要で、委託物件は建物（工作物を除く）とあります。外部の工作物については対象外で、事業者の裁量による提案ということなのでしょう。</p> <p>こんな形の火災保険が機能するとは思えません。抜本的に見直しされ、機構が工作物も、かつ所蔵品等の資料にも付保する方が減じて腕削りではないかと思えます。お見直し頂けるでしょうか。</p>	本施設における工作物の規模を踏まえ、機構から委託する建物総合損害共済の委託物件の範囲を見直すことを想定しております。
170	要求水準書	別紙2	3				機構から委託する建物総合損害共済の概要	<p>委託物件に工作物を除くとありますが、本件において、工作物とはどの部分をさすのか良く分かりません。機構にてかけられる範囲および除外範囲を明示して下さい。</p>	No.169をご参照ください。
171	要求水準書	別紙4	P.1				機構が実施する更新投資	<p>「機構が行う『更新投資』とは、一般的な使用における経年劣化によって施設や設備が当初の性能や機能を発揮することができなくなり、それが原因で美術館の運営に大きな支障が発生しており、・・・」との記載となっておりますが、支障が発生してからでは遅く、支障が発生する前に事前対策として更新投資を行っていただく必要があると考えます。従いまして、各々下線部を「整理することができなくなる、あるいはそのおそれがあり」「大きな支障が発生している、あるいはそのおそれがあり」に変更していただくことが望ましいと考えます。いかがでしょうか。</p>	機構が行う更新投資については、ご指摘の点を踏まえ、事業者と機構が協議を行い、機構が必要と判断した場合は更新投資を行います。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
172	要求水準書	別紙4	1				中長期保全計画の提供	建設工完了後に中長期保全計画を提供する予定とありますが、提案書類提出時に修繕費の算出ができません。第一次審査後、開示頂くことは可能でしょうか。	中長期保全計画は工完了後に提供予定です。それまでは、原則として『平成31年版 建築物のライフサイクルコスト』（監修/国土交通省大臣官房官庁営繕部）による想定して下さい。
173	要求水準書	別紙4	1～2				機構が実施する更新投資	建物鉄部等に一斉に行う塗装は機構が実施する更新投資に含まれるでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書 実施契約書(案) 実施契約書(案)	別紙4 別紙1	P.1 P.14 P.42	第48条	1.	28	更新投資	実施契約書(案)第48条に「機構は、必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により、要求水準書 別紙4に示す本施設の更新投資を行うことができ、・・・」とあり、要求水準書 別紙4では「更新投資は機構の費用負担、更新投資以外の維持管理業務（修繕を含む）はPF1事業者の責任」とされています。一方、実施契約書(案)別紙1の28（P.42）では、「(1)事業者は、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で更新投資を行うことができるほか、(2)機構が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、更新投資を行わなければならない。また、(3)機構は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、自ら更新投資を実施することができる」とされています。これらの条件を要約すると、更新投資は機構の責任と費用負担で行うが(機構の義務)、事業者に実施させるか(上記②のケース/費用は機構負担)、機構自ら実施するか(上記③のケース)を機構が選択する。また、事業者は要求水準は満たす限りは自らの判断(売上増加等を追及等、前向きな理由)で更新投資を行っても構わない(上記①のケース/事業者の権利)。係る理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	要求水準書 (6/28)	別紙4	1				機構が実施する更新投資について	「それが原因で美術館の運営に大きな支障が発生しており、補修や改修、部品交換等といった方法ではその状態を改善できない場合」に更新（取替）すると記載されていますが、「大きな支障が発生して、休館になったり、来館者にケガを与えたりサービス低下を招かないよう」に、予防保全も同様に行う必要があります。事業者と機構が話し合い、必要性の認識が一致した場合、予防保全も機構が行っていたのでしょうか？	No.171をご参照ください。
176	要求水準書 (6/28)	別紙4	1				機構が実施する更新投資について	更新投資以外の維持管理業務（修繕等を含む）の範囲について、具体的に金額での基準はお考えでしょうか。	金額による基準は考えていません。
177	要求水準書	附属資料 1	2			4	埋蔵文化財	発掘調査を実施していますとありますが、通常は工事が発注する前、或いは時折工事中の土工事により発掘調査が必要と判断される場合がございますが、PF1事業者の実施契約締結前に終える予定（或いは終了した）の調査エリアと、実施契約締結後に行う予定の調査エリア（有れば）、並びに調査エリア対象外が分かる資料を提示願います。	全ての対象施設用地について、発掘調査を実施済みです。今後、発掘調査を行う必要はありません。
178	要求水準書	附属資料 1 物件調査	2			6	6 土壌汚染	建設工事に伴う残土処分に係る土壌汚染の確認について、本件事業期間中に発生した土壌汚染に係る追加費用リスクは機構にて負担願います。	機構による負担を想定しております。
179	要求水準書	附属資料 1	2			6	土壌汚染	建設工事において対応を実施予定とありますが、対応されるエリアは当該敷地全部となっているでしょうか。全部でなければ建設工事に対応されないエリアと、対応された際の方法が証された資料を提示願います。	対象施設用地全部において、封じ込めによる対策を予定しています。
180	要求水準書	附属資料 1	2			5	従前建物の地下埋設物	建設工事に影響あるカ所については撤去予定とありますが、撤去されないエリアと地下埋設物の種類・状況が分かる資料を提示願います。	守秘義務対象資料として開示する実施設計図書をご参照ください。撤去を行わないエリアについては、調査を実施しておりません。
181	公共施設等運営権 実施契約書(案)	附属資料 2-1					所蔵作品概要	「実施契約時」に作家名・作品名・制作年・サイズ・評価額等の全部のリストを配布するとありますが、忘れに当たり必要な情報ですので、速やかに開示をお願いします。併せて美術品の種類（絵画、家具、彫刻など）の情報もご提示ください。	No.56をご参照ください。
182	要求水準書	附属資料 2-1 2-2 2-3	1				所蔵品の概要 寄託作品（付保を義務付けるもの）の概要 寄託作品（その他）の概要	附属資料2-1所蔵作品の概要、2-2、2-3寄託作品も同様に【「実施契約時」に作家名・作品名・制作年・サイズ・評価額等の全部のリストを配布する】とありますが、 ①応募時点で開示をお願いします。入札積算に係る重要な資料です。 ②また、美術品の種類（絵画、家具、彫刻など）の情報も開示願います。 （損保会社からもこの程度の資料では締密かつ低廉を目指すような見積もりが出来ないとコメントされております。この資料では応募者が保険付保を提案までに検討できません。）	No.56をご参照ください。
183	要求水準書	附属資料 2-1 2-2 2-3					所蔵品の概要 寄託作品（付保を義務付けるもの）の概要 寄託作品（その他）の概要	所蔵品の概要について、実施契約時に作家名・作品名・制作年・サイズ・評価額等の全部のリストを配布するとありますが、事業計画及び保険費用算定に際し必要な情報となりますので、美術品の種別についても早期に開示頂けませんでしょうか。	No.56をご参照ください。
184	要求水準書	附属資料 2-1 2-2 2-3					所蔵品の概要 寄託作品（付保を義務付けるもの）の概要 寄託作品（その他）の概要	併せて美術品の種類（絵画、家具、彫刻など）の情報も開示して下さい。損保会社からもこの程度の資料では締密かつ低廉を目指すような見積もりが出来ないとコメントされております。この資料では応募者が保険付保を提案までに検討できません。昨年度までの市の公募実績がこの種の資料で行った背景には、毎年度同様の内容であり、公募当初には詳しい資料が開示されたこと何っております。ご開示頂けますでしょうか？	No.56をご参照ください。
185	要求水準書	附属資料 2-1 2-2 2-3					所蔵品の概要 寄託作品（付保を義務付けるもの）の概要 寄託作品（その他）の概要	①「実施契約時」に作家名・作品名・制作年・サイズ・評価額等の全部のリストを配布するとありますが、応募時点で事業計画を立て検証し参加検討、忘れをするに当たり、必要な情報ですので、ぜひとも開示して下さい。開示頂けるでしょうか。 ②且つ、併せて美術品の種類（絵画、家具、彫刻など）の情報も開示して下さい。損保会社からもこの程度の資料では締密かつ低廉を目指すような見積もりが出来ないとコメントされております。この資料では応募者が保険付保を提案までに検討できません。昨年度までの市の公募実績がこの種の資料で行った背景には、毎年度同様の内容であり、公募当初には詳しい資料が開示されたこと何っております。①とあわせてご開示頂けるでしょうか。 ③これでは事業者が保険付保リスクを到底取れるものではないと思慮致しますが、機構ではどのような提案ができるかと考えなんでしょうか。	No.56をご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
186	要求水準書	附属資料 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5					所蔵品の概要について、実施契約時に作家名・作品名・制作年・サイズ・評価額等の全部のリストを配布するとありますが、事業計画及び応募者が極力低廉の保険料を算定する際に必要な情報となりますので、所蔵品の概要（美術品の種別）について、実施契約時ではなく、早期に開示頂けませんでしょうか。	No.56をご参照ください。	
187	公共施設等運営権 実施契約書（案）	附属資料 2-2					寄託品を貸与品としていないのはなぜでしょうか。貸与を受けないもので一部の寄託品には保険付保が必須となっている理由がありますか？寄託品を貸与品とするか、或いは保険付保対象から除外していただけないでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書（案）第13条第9項に規定するとおりです。	
188	要求水準書	附属資料 2-4 2-5	1				7-カ17資料の概要 図書の概要	実施方針p43では【火災については、火災保険等による対応を原則とする。】と記載があり、上記記載の【2-4（7-カ17資料）、2-5（図書）、2-3（備品）】も対象となると考えております。アーカイブと図書だけでも3.9億円規模となり無視できない金額であり、保険付保の対象と考えております。民間事業者が保険料を検討するために、7-カ17資料と図書の「全てのリスト」は実施契約時ではなく、募集段階で開示してください。これらの資産規模が3.9億円となれば入札前に保険会社の積算が必要となります。	要求水準書「附属資料2-4アーカイブ資料」及び「2-5図書」については、現在リストと現物の照合作業を進めております。この作業と最終確定版リストの完成は実施契約時までの完了を予定しているため、募集段階での開示は困難です。あわせて、No.157をご参照ください。
189	要求水準書	附属資料 2-4 2-5					7-カ17資料の概要 図書の概要	火災保険等による対応を原則と実施方針書にありながら、何故これらを機構が年間収支規模（想定）に織り込まれなかったのか不可解ですが、応募者が極力低廉の保険料を検討するために、「全てのリスト」は実施契約時ではなく、絶対に募集段階で開示して頂かなければなりませんので、開示を願います。如何でしょうか？	No.188をご参照ください。
190	選定基準 提案記載要領 ・様式集	別紙	P.4	第4	4		提案するサービ ス対価	①当初想定するサービス対価は別添様式1-A-1(標準時)・同1-B(悲観時(機構基準))・同1-C(悲観時(事業者基準))に記載箇所がありますが、選定基準で使用される数値はどのように算出されるのでしょうか。 ②各悲観時ケースにおいて令和7年度・令和10年度・令和14年度のみを展覧会入場者数減少シナリオの対象年度とされていますが、係る設定の理由をご教示ください。 ③標準時ケースにおいて展覧会の年間入場者数を600,000人とされていますが、これは【追加資料1】②展覧会収支(想定)の3年間の入場者数平均(初年度850,100人・2年度435,300人・3年度520,700人)に合致します。仮に3年間の入場者が係る結果であった場合でも、4年度以降の平均入場者数を推定する上での実績値として平均600,000人とされることは過大な評価であると考えます。いかがでしょうか？(初年度850,100人には新規開館直後の一時的増加が加わっており、実力値とは認められないものと考えます。3年間の最小値が妥当ではないかと考えます。) ④3年間の展覧会入場者の実績値が、標準時ケース(600,000人/年)に未達成であったケースは、実施契約書別紙4-IV.事業計画の変更に伴う調整の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	①優先交渉権者選定基準「第4-4」では、別添様式1-A-1(標準時)のサービス対価を「提案するサービス対価」として使用します。なお、別添様式1-B(悲観時(機構基準))、別添様式1-C(悲観時(事業者基準))におけるサービス対価は、1-A-1(標準時)のサービス対価と各年度のすべてが同額になるように記載してください。 ②別添様式1-B(悲観時(機構基準))は、事業者のご提案が、経営不振時においても安定的な事業が実施されるかどうかを確認するために設定したものであり、ご指摘の年度とした理由は、同一の条件で提案を相対的に評価したいという意図によりです。 なお、別添様式1-B(悲観時(機構基準))の条件以外での事業者提案は、別添様式1-C(悲観時(事業者基準))においてご提案ください。 あわせて、提案記載要領・様式集「別紙 経営管理に関する事項 別添様式記載要領 4. (10)」を以下のとおり訂正します。 「行番号7-8 展覧会入場者数が4 (1) ①と比較して13.5%以上減少した場合の数値を記入する行。なお、展覧会入場者数が減少する年度、回数等は事業者提案とする。」 提案記載要領・様式集「別紙 経営管理に関する事項 別添様式記載要領 4. (11)」を以下のとおり訂正します。 「列番号 5-8 については、展覧会入場者数の標準時比減少割合を記入する。なお、展覧会入場者数が減少する年度、回数等は事業者提案とする。」 ③年間60万人の入場者数は、企画展とコレクション展の両方を観覧した者については重複してカウントした延べ人数の想定であり、VFM算定では正味の入場者数(企画展のみの入場者とコレクション展のみの入場者の合計)として年間50万人を想定しております。 あわせて、提案記載要領・様式集「別紙 経営管理に関する事項 別添様式記載要領 2. (2) ①」を以下のとおり訂正します。 「事業期間中の年間展覧会入場者数が50万人であった場合のシナリオを指す。」 提案記載要領・様式集「別紙 経営管理に関する事項 別添様式記載要領 4. (3) 行番号5」 「展覧会入場者数設定の前提条件を示す行。標準時シナリオでは、年間50万人の展覧会入場者数を前提とするため、編集不可」 提案記載要領・様式集「別添様式 2-A 行番号5 前提条件」を以下のとおり訂正します。 「展覧会入場者数は、年間50万人とする」 提案記載要領・様式集「別添様式 2-B」を以下のとおり訂正します。 「展覧会入場者数は、令和7年度、令和10年度、令和14年度において年間43.2万人(標準時比13.5%減少)、それ以外の年度は年間50万人入場したものとす。」 なお、供用開始予定日は、令和3年度の第4四半期であるため、令和3年度に関しましては、展覧会入場者数はこの限りではありません。 ④3年間の展覧会入場者の実績値が公共施設等運営権実施契約書(案)「別紙4-IV.事業計画の変更に伴う調整」に直接関係することはありません。 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
191	優先交渉権者選定 基準		6	第4	4		当初想定するサービ ス対 価の評 価方法	提案サービス対価が機構の示すサービス対価よりも上回る場合は、記載の算式によるとマイナス評価点になるが、失格とはならないと見受けられますがそれで良いでしょうか？	優先交渉権者選定基準「第3-2(2)」に記載のとおり、第二次審査の審査対象外となります。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
192	優先交渉権者選定基準		6	第5	2	経営管理に関する事項	リスク想定と対策	<p>・【PFI事業者が負担するリスクについて、応募企業又はコンソーシアムを構成する企業内で適切かつ確実に分担されているか。】との記載がごさいますが、本件はPFIコンセッション事業であり、通常のコンセッション事業であるならば、SPCに事業リスクを残しつつSPCの期待利益を担う事業であると考えております。</p> <p>・また、本件事業では運営収入リスクについて運営企業が複数数いたとしても、運営企業のみで担うには過度なリスク負担となり、応募者がおりません。当初よりコンセッション事業での取組であるとの事であったため、当社としてはこのような考え方でございました。</p> <p>・選定基準の本項目の内容について、【SPCと構成企業】にてリスクを分散するタイプのコンセッション事業と同様な評価基準としていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>・本件はかなり高度な分析を要する事業であり、現在開示されている情報だけでは、最終入札参加可能かどうか判断しきれません。従いまして、一次審査に参加することは、現在までに公表されている資料の内容に賛同しているという事とは別であります。今回の質問回答並びに今後提供される資料を総合的に判断して取り組みを検討していきたいと考えております。</p>	<p>優先交渉権者選定基準「第5-2」のうち「リスク想定と対策」の評価の主な視点について、ご指摘の部分を以下のとおり訂正します。</p> <p>「PFI事業者が負担するリスクについて、応募企業又はコンソーシアムを構成する企業間で適切かつ確実に分担されているか。」</p> <p>なお、訂正表をあわせてご参照ください。</p>
193	優先交渉権者選定基準		6	第5	2	経営管理に関する事項	リスク想定と対策	<p>従来のPFIに於いてはSPCをVehicleとして据え、各構成員等にリスクをパスルーしSPCに極力リスクを残さない事が重要とみられて来ましたが、コンセッションの場合はSPCもリスクを取りSPCの期待利益にならざる事業主体として位置付けられる形が、過去の事業でも多く存在しています。よって、ここで評価軸はSPCがリスクを取ることを否定しないよう、「SPCおよび構成企業」で適切に分担されているかとすべきと思います。その様に変更願えないでしょうか。</p>	No.192をご参照ください。
194	優先交渉権者選定基準		6	第5	2		経営管理に関する事項	<p>リスク想定と対策の文中、「コンソーシアムを構成する企業内」とありますが、企業内とは何を意味するのでしょうか。企業間の間違ひではないでしょうか。</p>	No.192をご参照ください。
195	提案記載要領・様式集							<p>参加資格に関する質問回答のうち協力企業について、一部ご回答が明確でないため再度伺います。一次募集にあたりコンソーシアムで臨む際に、業務を遂行する上で協力企業の存在が不可欠であっても、第一次審査用の各書式には当該協力企業名と役割等を記載しなくても良いということでしょうか。応募者としては構成員と協力企業による遂行体制を提出いたしたく思いますので、様式1-3から1-5、および1-7から1-10で構成員欄のみならず協力企業欄も付け加えて提出させていただきたいのですが、認めて頂けないでしょうか。</p>	様式集「様式1-6 事業実施体制」において、協力企業の名称と役割分担を記載することは可能です。
196	実施契約書（案）		3	第1章		第12条	履行保証等	<p>先行案件である有明アリーナの履行保証金（約50百万円）と比較して、本事業の履行保証金（110百万円）と多額となっています。事業収支に与える影響が小さくないため、当該履行保証金の算定根拠をご教示下さい。</p> <p>【年間事業収支】 本事業：40百万円、有明アリーナ：356百万円</p>	有明アリーナ管理運営事業における履行保証金の算定根拠については今回参照しておりませんが、本事業においては、機構から事業者に対してサービス対価が支払われるという事業の特性に鑑み、仮に事業者によって事業が履行されなかった場合も想定し、公共サービスたる美術館事業の継続性を維持するために必要な金額を積算し、履行保証として提示しております。
197	実施契約書（案）		3	第1章		第12条	履行保証等	<p>履行保証金の返還方法（時期等）についてご教示下さい。</p>	事業期間終了後に返還するものとします。
198	実施契約書（案）		3	第12条			履行保証金	<p>履行保証金の納付に代えて、他の手段は全く許されないのででしょうか？</p> <p>ちなみに東京都の有明アリーナコンセッションでは、国債、地方債、銀行の支払い保証付き小切手、機構を被保険者とする本契約の履行保証保険など様々な方法が規定されています。</p>	No.57をご参照ください。
199	公共施設等運営権実施契約書（案）		3	第12条	1項		履行保証等	<p>「事業者は、本契約締結に際し、110,000,000円の金額を事業継続の保証金として機構に納付しなければならない」とありますが、保証金は現金による納付のほか、国債や地方債、あるいは履行保証保険などによる対応も可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	No.198をご参照ください。
200	公共施設等運営権実施契約書（案）		3	第12条	1項		履行保証等	<p>「事業者は、本契約締結に際し、110,000,000円の金額を事業継続の保証金として機構に納付しなければならない」とありますが、保証金は現金による納付のほか、国債や地方債、あるいは履行保証保険などによる対応も可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	No.198をご参照ください。
201	実施契約書（案）		4	第13条	1項		貸与品	<p>①附属資料2-2、2-3にある寄託品を貸与品としていないのはどういった事情によるものでしょうか。</p> <p>②貸与を受けないのに一部の寄託品には保険付保が必須となっているのは違和感を感じます。寄託品を貸与品に加えるか、或いは保険付保対象から除外して頂けないでしょうか。</p>	No.187をご参照ください。
202	公共施設等運営権実施契約書（案）		4	第13条	1項6号		貸与品	<p>「貸与品及び関係資料の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する」とありますが、実施方針別紙7「リスク分担表」においては、館長・学芸員の故意や過失によるものは機構が負担するとの記載があり、内容に齟齬があります。契約上非常に重要な条件と考えますので、優先順位の上位文書である、公共施設等運営権実施契約書（本契約）に、事業者と機構の責任分担を適切に明記していただきたい。</p>	<p>館長又は学芸員の故意又は重大な過失によるものである場合には、公共施設等運営権実施契約書（案）第57条をご参照ください。</p> <p>なお、公共施設等運営権実施契約書（案）第13条第6項を下記のとおり訂正します。</p> <p>「前各項に定める貸与品及び関係資料の利用に係る一切の責任は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者が負担する。なお、要求水準書附属資料2-6に示すものの破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により機構が被った損害については、事業者の責めに帰すべき事由によらないものは、機構が負担する。」</p> <p>なお、訂正表をあわせてご参照ください。</p>
203	公共施設等運営権実施契約書（案）		4	第13条	1項6号		貸与品	<p>「貸与品及び関係資料の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する」とありますが、実施方針別紙7「リスク分担表」においては、館長・学芸員の故意や過失によるものは機構が負担するとの記載があり、内容に齟齬があると思います。</p> <p>契約上非常に重要な条件と考えますので、優先順位の上位文書である、公共施設等運営権実施契約書（本契約）に、事業者と機構の責任分担を適切に明記していただけますでしょうか。</p>	No.202をご参照ください。
204	公共施設等運営権実施契約書		3	13条	1項	(貸与品)	貸与品の範囲	<p>【機構は、事業者との間で別紙7の様式による運営権者貸与対象資産無償貸与契約を締結し、事業者に貸与品を提供する。貸与品の品名、数量等は要求水準書附属資料2-1（所蔵作品の概要）、2-4（アーカイブ資料の概要）、2-5（図書概要）及び2-6（備品リスト）に示すとおりとする。】との記載がごさいますが</p> <p>①附属資料2-2、2-3における寄託品は貸与されないのでしょうか。</p> <p>②民間事業者に貸与されない＝機構管轄の寄託品の一部に対し、民間事業者が動産総合保険を付保するのでしょうか。権利関係が複雑になるため、本件は保険付保対象から外していただきたいと思います。</p>	No.187をご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
205	実施契約書（案）		5	第17条	3項		第三者に及ぼした損害	騒音、周期、振動などが瑕疵担保期間中に発生し、かつそれが瑕疵が原因である場合は機構の責めに帰すべき事由に帰するとということで宜しいでしょうか。	「（仮称）大阪新美術館建設工事」の瑕疵担保期間中に、騒音、臭気、振動が、本施設の環境により生じたものであると認められた場合には、機構が第三者に及ぼした損害を賠償する趣旨です。
206	実施契約書（案）		6、7	第22条 第23条			総括責任者 業務責任者	前回MSのQ/Aの再確認ですが、統括マネージャー・総括責任者・各業務責任者の兼任は事業者の裁量で決められるということでしょうか。	No.88をご参照ください。
207	実施契約書（案）		7	第24条			業務担当者	業務担当者とは各業務を担当する人員を意味するのか、それとも人員におけるチープ的立場の人間を配置することを意味するのか明確にして頂けないでしょうか。	業務担当者は、開館準備業務、維持管理業務、運営業務、寄附金等調達支援業務及び附帯事業をそれぞれ実際に担当する人員を指します。
208	公共施設等運営権 実施契約書（案）		7	第26条	1・2項		統括責任者等に対する措置請求	「機構は、総括責任者、業務責任者又は業務担当者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置…」 「請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に機構に通知しなければならない。」とありますが、措置内容によっては10日以内に通知出来ない事由も含まれる場合があると思います。（例えば担当者の変更指示等）請求毎に通知日時を定める内容で修正頂けませんでしょうか。	ご指摘を受けて、公共施設等運営権実施契約書（案）第26条第2項を以下のとおり訂正します。 「事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から、原則として10日以内に機構に通知しなければならない。ただし、当該期間内にこの決定を行うことが困難と認められる場合は、事業者は、当該期間内に、その理由を明らかにした上で、機構に対し、前項に定める措置について決定する期限についての協議を申し入れることができる。機構は、事業者の当該協議の申入れに理由があると認めるときは、本項に定める期間の延長その他の措置について、事業者と協議することができる。」 なお、公共施設等運営権実施契約書（案）第26条に示す措置とは、必ずしも総括責任者、業務責任者又は業務担当者の入替を示すものではなく、同条第1項の請求に対して、例えば改善指示を行うことも含まれます。 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
209	公共施設等運営権 実施契約書（案）		7	第26条	1項		統括責任者等に対する措置請求	「機構は、総括責任者、業務責任者又は業務担当者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置…」とありますが、総括責任者までなら本件事業における責任や権限を勘案すると、このような内部干渉も多少は許容できますが、業務責任者や、ましてや業務担当者までも機構の内部干渉が可能な契約条件は下請法やハラスメント等のコンプライアンスに抵触するほか、官民連携の良い事業になるとは思えません。条件の見直しをお願いいたします。	ご指摘を受けて、公共施設等運営権実施契約書（案）第26条第1項を以下のとおり訂正します。 「機構は、総括責任者、業務責任者又は業務担当者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
210	公共施設等運営権 実施契約書（案）		7	第26条	1項		統括責任者等に対する措置請求	「機構は、総括責任者、業務責任者又は業務担当者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置…」とありますが、総括責任者までなら本件事業における責任や権限を勘案すると、このような内部干渉も多少は許容できますが、業務責任者や、ましてや業務担当者までも機構の内部干渉が可能な契約条件は下請法やハラスメント等のコンプライアンスに抵触するほか、官民連携の良い事業になるとは思えません。条件の見直しをお願いいたします。	No.209をご参照ください。
211	公共施設等運営権 実施契約書（案）		7	第26条	1・2項		統括責任者等に対する措置請求	「機構は、総括責任者、業務責任者又は業務担当者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置…」とありますが、非常にコンプライアンス上不適切で不平等な条項と考えます。この条項が必須であるならば、事業者側も、館長・学芸員に対してその業務の処理につき著しく不適当と認められる場合は、その理由を書面により明示して必要な措置をとることができると考えてよろしいでしょうか？ また、今回の質問回答にて条項を変更しない場合でも、館長・学芸員に対してその業務の処理につき著しく不適当と認められる場合の具体的な処置をご教示願います。	館長・学芸員は総括責任者、業務責任者又は業務担当者と同じ事業者の職員となるため、館長・学芸員、事務職員は同一の就業規則等を遵守することが求められます。したがって、就業規則等により事業者の社員に関する問題解決を図っていただくことを想定しております。なお、要求水準書では、機構からの出向職員と統括マネージャー・事務職員の連携・協力について記載しており、事業者が、機構からの出向者である館長及び学芸員を対象とした人事評価を行うことを求めています。 あわせて、機構からの出向職員の行為に係る機構の責任は、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙3 機構職員の出向に関する覚書（案）」をご参照ください。 また、館長の業務遂行状況に関しては、公共施設等運営権実施契約書（案）第63条にも規定しておりますが、競争的対話においてご確認ください。
212	公共施設等運営権 実施契約書（案）		7	第26条	1・2項		統括責任者等に対する措置請求	「機構は、総括責任者、業務責任者又は業務担当者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置…」とありますが、非常にコンプライアンス上不適切で不平等な条項と考えます。この条項が必須であるならば、事業者側も、館長・学芸員に対してその業務の処理につき著しく不適当と認められる場合は、その理由を書面により明示して必要な措置をとることができると考えてよろしいでしょうか？ また、今回の質問回答にて条項を変更しない場合でも、館長・学芸員に対してその業務の処理につき著しく不適当と認められる場合の具体的な処置をご教示いただけますでしょうか。	No.211をご参照ください。
213	公共施設等運営権 実施契約書（案）		7	第26条	1・2項		統括責任者等に対する措置請求	「機構は、総括責任者、業務責任者又は業務担当者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置…」 「請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に機構に通知しなければならない。」とありますが、措置内容によっては10日以内に通知出来ない事由も含まれる場合があると思います。（例えば担当者の変更指示等）請求毎に通知日時を定める内容で修正頂けませんでしょうか。	No.208をご参照ください。
214	公共施設等運営権 実施契約書（案）		7	第27条	1項		第三者への委託	「～本事業を構成する各業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることが出来る」とあり、要求水準書P21以降維持管理各業務について「※効率的と判断される部分については外注を可能とする。ただし、維持管理業務責任者は必ずP1事業者の職員とすること。」とあります。例えば維持管理業務でこれらの条件を踏まえるとP1事業者の職員が維持管理業務責任者を担い、総合的に管理を行うことを前掲に、それぞれの各業務（建築物・建築設備・清掃・警備等）は責任者を含む業務について一部の業務と捉え第三者に委託することは可能であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	実施契約書（案）		8	第29条	3項		業務報告書	企業ノウハウの観点から配慮を行って頂けるとありますが、公表内容について協議の機会を設けて頂けないでしょうか。	ご指摘については、公表に先立ち、公表内容の確認を機構と事業者との間で行うことを想定しております。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
216	実施契約書（案）		9	第31条			開館準備業務実施体制の確認	開館準備業務の開始に先立ちとあるが、1項および2項の規定は実施契約締結前に行うべきという規定でしょうか。契約前の業務を規定することに違和感があります。これは実施契約締結後の業務として一定の期間を定めて臨むことではないでしょうか。 「第31条 事業者は、開館準備業務の開始後、速やかに、開館準備業務の実施に必要な人員等（必要なら資格者を含む。）を確保するとともに、必要な研修、訓練等を行い、業務の実施に習熟させなければならない。 2 事業者は、本契約、要求水準書、機構の承認を受けた業務計画書及び提案書に従って、前項に規定する研修、訓練等を実施し、開館準備業務を遂行することが可能となった時点において、機構に対して、その旨を報告するものとし、あわせて、業務の遂行に当たっての管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を機構に提出し、機構の確認を受けるものとする。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。	
217	実施契約書（案）		9	第34条			調査	本条は開館準備業務のカテゴリーとして規定されています。しかるに、設計コンペ結果が公表された際の資料の工事工程によると、PFI事業者が開館準備業務を開始する時点では、既に躯体工事は終了し外装工事も過半を終了、設備工事と内装工事という作業員が最も多くなる多忙な工程に入っています。 かような期間において、事業者の希望とは、いかなる調査を想定した条文的なのか、曖昧かつ不透明なため、実施方針書P40のNo.26にあるような、事業者による未実施の調査の結果生じるリスクが計り知れません。きわめて不透明な条文と思慮します。是非とも、本条の目的と想定される調査などの御説明をお願い致します。 併せて、事業者が求めるべき調査が無いのでしたら削除頂けるか、或いは調査すべきと想定されることとおありならば要求水準として明記すべきと思いますが明記して頂けますでしょうか。そもそも工事の建築主の方或いは機構がデューディリ義務を負うのが普通かと思慮します。	
218	公共施設等運営権 実施契約書（素案）		9	第3章	第34条	1	(調査)	第34条1項に記載されている「調査」は、本来は所有者自らによりなされたうえで、物件が引き渡される、という認識のため、事業者の意思で行うことは、想定しづらいのですが、どのような状況を想定されて、この条文が存在しているのでしょうか。	No.217をご参照ください。
219	公共施設等運営権 実施契約書		9	34条	1項	事業敷地	既存建築物	【事業者は事業敷地（既存建物等を含む…）】との記載があるがこの既存建築物等とは何を意図しておりますでしょうか。	事業者が実施する調査は、本施設引渡し日の前日までは、事業者が自ら行うことができないことから、機構を通して大阪府に聞き取りを行うことを想定しております。また、本施設引渡し日以降は、事業者が、事業敷地（既存建物等を含む。）の現況を確認するために自ら行う現地調査を想定しております。なお、本条については、公共施設等運営権実施契約書（案）第42条に規定する本施設の瑕疵担保責任の条項に加えて、事業者が自ら調査できる権限を付与する目的で定められています。
220	実施契約書（案）		9	第34条	1項		調査	冒頭に「事業敷地（既存建物等を含む）」とありますが、何の建物等をしめしているのでしょうか？	No.219をご参照ください。
221	公共施設等運営権 実施契約書（素案）		9	第3章	第34条	3	(調査)	第34条3項記載の「新たな事情が判明した場合」とは、どのようなことを想定されているのでしょうか。	ご指摘の調査については、No.217をご参照ください。 この調査は、公共施設等運営権実施契約書（案）第34条に規定するとおり、必ずしも事業者が行うことを求めています。ご指摘のケースは、事業者が調査を行った結果、自らの提案よりも費用が多くなる場合が判明した場合等を想定しております。
222	実施契約書（案）		9	第3章	第34条		調査	事業敷地を含む運営権設定対象施設の選定・整備は貴機構の責任において行われるものであり、事業者がその瑕疵担保責任を負うものではないと考えます。従いまして、事業者が調査を行うことができるのと本項の規定が、どのようなものを想定しているのかご教示下さい。	No.217をご参照ください。
223	実施契約書（案）		9	第3章	第34条	3	調査	事業敷地を含む運営権設定対象施設の選定・整備は貴機構の責任において行われるものであり、事業者がその瑕疵担保責任を負うものではないと考えます。 事業者の調査によって新たな事情が判明した場合の対策費を事業者が負担する合理的な理由についてご教示下さい。	No.217をご参照ください。
224	実施契約書（案）		9	第34条	3項		調査	第3項カッコ内に、土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除くとありますが、これは第44条5項に準じて、本34条に関わらず機構が負担するという事で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	実施契約書（案）		9	第34条	3項		調査	第3項で、何故その対策費を事業者が負担しなければならないのか理解できません。一方的かつ過度なリスク移転ではないでしょうか。 新たな事情が判明しそれが事業者が有る場合を除き機構が負担すると変えて頂くと思いますが、如何でしょうか？方が一変えれない場合、理由を分かり易く御説明頂きたいお願い致します。	公共施設等運営権実施契約書（案）第34条第3項の対策費は、調査を行った結果、事業者にお見送りいただいた維持管理費等のご提案価格に誤り等が判明した場合に、事業者が自ら維持管理業務に追加する費用等を指しております。なお、No.221をご参照ください。
226	公共施設等運営権 実施契約書（案）		9	第34条	3項		調査	「事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。）には、その対策費を負担する」とありますが、本リスクについては施工主もしくは本事業建設企業へ帰属するリスクであり、(ひいては本契約においては機構のリスクではないでしょうか（本契約 第44条5項においては事業敷地の瑕疵の補修に係る費用負担は機構が行うとなっている）。事業者のリスクとなる理由ならびに事業者が対策費用を負担する必要があるような具体的な事例につきご教示ください。	No.225をご参照ください。
227	公共施設等運営権 実施契約書（案）		9	第34条	4項		調査	「事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、事業敷地に関して、土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等について、募集要項等で規定されていなかったこと又は募集要項等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、事業者が本契約に従って本事業を履行することができない又は事業者が本事業を履行することができても事業者が著しい増加費用が発生することが判明した場合には、その旨を直ちに機構に通知しなければならない。」とありますが、この場合の調査費用・対策費・増加費用については機構に負担頂ける認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
228	公共施設等運営権 実施契約書		9	35条	3項	(調査に おける第 三者の使 用等)	対策費	【事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。）には、その対策費を負担する。】と記載がございますが、①新たな事情が発生した場合とは何を想定しておりますでしょうか。 ・（民間事業者として本件のリスクの大きさが読み取れません。また、開業準備行為の期間に契約書34条は想定されておりますが、開業準備期間は、当該新築工事期間中に相当します。） ②そのような工事期間において、民間事業者が多数の調査を行い、その調査結果により民間事業者がその対策費を負担するという本規定は通常では考えられないため、本件対策費リスクについては機構にて負担していただけないでしょうか。	No. 217、No. 221をご参照ください。
229	公共施設等運営権 実施契約書（案）		9	第1章 総 則	34条		(調査)	調査を行った結果、新たな事情が判明した場合にはその対策費を負担するとありますが、土壌汚染・地中障害物及び埋蔵文化財以外を事業者が負担するのはなぜでしょうか。本来、施工業者や機構が負担されるべきと考えますが、お考えをお願いします。	No. 217、No. 221をご参照ください。
230	公共施設等運営権 実施契約書（案）		11	第39条	1-3項		本施設の引き渡し	「本施設引渡しの際、不具合を申し立て、機構が申立てに係る施設の不具合等を確認し、申立てが相当と認めるときは、適切な措置をとるものとする」とあるが、その不具合内容によっては、引き渡し時期を延期するケースもあるかと思えます。その場合は運営権の設定日も延期となる理解でよろしいでしょうか。	本施設引渡し日が遅延した場合にも、供用開始予定日が遅延することは基本的に想定しておりませんが、遅延の度合いによっては、供用開始予定日の遅延の可能性もあります。
231	公共施設等運営権 実施契約書（案）		11	第39条	1-3項		本施設の引き渡し	「本施設引渡しの際、不具合を申し立て、機構が申立てに係る施設の不具合等を確認し、申立てが相当と認めるときは、適切な措置をとるものとする」とありますが、その不具合内容によっては、引き渡し時期を延期するケースもあるかと思えます。その場合は運営権の設定日も延期となる理解でよろしいでしょうか。	No. 230をご参照ください。
232	実施契約書(案)		P. 11	第39条	2・3		本施設の引渡し	①「引渡し」の成立と、事業者が本施設の不具合を認め機構に申し立てを行った際の関係が不明確です。事業者が本施設の不具合を認め機構に申し立てを行った際には「引渡し」は成立していないと規定すべきと考えますので、事業者の合意をもって引渡しが成立することが明確となる文言への修正をお願いします。 ②機構が申立てを相当と認めなかった場合の規定がありません。その場合でも引渡しは強制的に成立するような仕組みは避けていただきたいと考えます。	「（仮称）大阪新美術館建設工事」の成果物として竣工した本施設は、同工事の受注者から大阪市に引き渡されます。その後、大阪市から機構に対して引渡しがありますが、本施設の所有権は、事業期間中を通して、機構が有します。したがって、公共施設等運営権実施契約書（案）第39条を以下のとおり訂正します。 「第39条 事業者は、大阪市による本施設の機構への引渡しの際、自ら立会いの上、本施設の状態を確認し、不具合及び提案書の提出までに機構が示した図面等との齟齬で本施設の運営に著しく支障が生じるものを認めるときは、その旨を機構に申し立てることができる。 2 機構は、前項の申立てがあった場合、当該申立ての内容を確認し、当該申立てが相当と認めるときは、事業者と協議を行い、適切な措置をとるものとする。」 なお、定義集の「本施設引渡し日」は、「大阪市から機構への本施設の出貨に係る議決に従って、本施設が大阪市から機構に引き渡される日をいう。」に訂正します。 あわせて、公共施設等運営権実施契約書（案）第90条第1項及び第2項を以下のとおり訂正します。 「第90条 事業者は、運営事業期間終了日又はそれ以降の機構が指定する日に、本施設の使用を終了し、これを明け渡さなければならない。 2 前項に定める本施設の使用の終了及び引渡しに当たっては、事業者は、貸与品以外の備品を撤去し、更新投資に係る本施設の変更部分は更新投資前の状態に回復させた上で、機構又は機構の指定する者に、本施設の使用を引き継がなければならない。ただし、更新投資に係る本施設の変更部分のうち本施設との一体性が認められる部分の取扱いについては機構と事業者が協議により定めるところによるものとする。なお、本項の規定にかかわらず、事業者は運営事業期間中、本契約等に従い、貸与品及び備品を適切に管理及び更新しなければならない。」 また、公共施設等運営権実施契約書（案）第91条第1項を以下のとおり訂正します。 「機構又は機構の指定する者は、前条第2項の規定により使用を引き継がれた本施設（機構が実施した更新投資に係る部分を除く。）に瑕疵があるときは、機構又は機構の指定する者が当該施設の使用を引き継いだ日から6ヶ月以内に限り、事業者に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間は1年とする。なお、事業者は、機構又は機構の指定する者から瑕疵の修補の請求を受けたときは、事業者の責任と負担において速やかに当該瑕疵の修補を行わなければならない。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
233	実施契約書（案）		10	第39条	3項		本施設の引渡し	申し立てに応じて措置が講じられ、是正されてから引渡しとなるのではないのでしょうか。その様に加筆願えないでしょうか。	No. 232をご参照ください。
234	公共施設等運営権 実施契約書		11	39条	3項	(本施設 の引渡 し)		【3 機構は、前項の申立て（引渡し時の不具合）があったときは、申立てに係る施設の不具合等を確認し、申立てが相当と認めるときは、適切な措置をとるものとする。】との記載がございますが、①申し立てに対する対策工事が行われ、不具合が是正されてから引き渡しとなると考えております。本項目に加筆修正頂きたいと思っております。 改定文 【3 機構は、前項の申立て（引渡し時の不具合）があったときは、申立てに係る施設の不具合等を確認し、申立てが相当と認めるときは、不具合等の修補を完了させ（民間）事業者に引き渡すものとする。】	No. 232をご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
235	公共施設等運営権 実施契約書		11	40条	4項	(公共施設等運営権の設定及び効力発生)		【4 機構の責めに帰すべき事由により、運営事業期間開始日が運営事業期間開始予定日より遅延した場合、機構は、かかる遅延に伴い事業者が発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。】との記載がございますが、本施設を建設している建設企業の責めに帰すべき工期の遅延等も、含まれると考えられます。本項目に加筆修正頂きたいと思っております。 改定文 【4 機構の責めに帰すべき事由（建設工事の引渡し日遅延を含む）により、運営事業期間開始日が運営事業期間開始予定日より遅延した場合、機構は、かかる遅延に伴い事業者が発生した合理的な増加費用及び損害を負担する。】	建設企業の責めに帰すべき工期の遅延等については、公共施設等運営権実施契約書（案）第40条第4項の「機構の責めに帰すべき事由」に含まれます。
236	実施契約書（案）		11	第40条	4項		運営事業期間開始日の遅延	機構の責めに帰すべき事由には、工事請負業者の責めに帰すべき事由も含まれるということでしょうか。直接的に機構が建築主ではないとはいえ、引き渡す側の最終責任者であると思慮しますのでそのような加筆して頂きたいと思っております。	No.235をご参照ください。
237	実施契約書（案）		11	第40条	4項 6項		運営事業期間開始日の遅延	第40条4項及び6項において当初の予定日より機構の責めに帰すべき事由による開始予定日の遅延が起こった場合は原則開館予定日を協議して定めるものと規定するべきではないでしょうか。	本施設引渡し日が遅延した場合にも、供用開始予定日が遅延することは基本的に想定しておりませんが、遅延の度合いによっては、供用開始予定日の遅延の可能性もあります。
238	実施契約書（案）		11	第40条	6項		運営事業期間開始日の遅延	ここにある「機構又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由」とは不可抗力に該当しますので、負担割合については第81条の（不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担）に準じるとして頂きたい、変更願えないでしょうか。	不可抗力に該当するか否かは、個別具体的に判断されます。なお、明確化の観点から、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙1」に示す不可抗力の定義を以下のとおり訂正します。 「50 不可抗力 地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、高潮、異常潮位、高波、異常降雨、地滑り、落盤、土砂崩壊その他等の自然災害又は戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、騒擾、暴動、労働争議その他等の人為的な事象であつて、機構及び事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由（機構及び事業者のいずれによつても予見し得ず、又は予見できてもその損失、損害若しくは傷害の発生を防止する手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。」 以上のとおり、「機構又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由」と実施契約の定義する「不可抗力」とは、完全に同一ではありませんので、本条は原案のとおりとします。 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
239	公共施設等運営権 実施契約書		11	40条	6項	(公共施設等運営権の設定及び効力発生)	業務開始日の遅延損害金負担	【機構又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により、運営事業期間開始日が運営事業期間開始予定日より遅延した場合】には「機構及び事業者は、かかる遅延に伴い事業者が発生した合理的な増加費用及び損害の最終的な負担方法については、誠実に協議する」と記載がございますが、本件は不可抗力の規定に該当すると考え、負担の方法については協議不要であると考えます。 第81条（不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担）に記載の費用負担方法であれば、負担額が確定となります。 ①民間事業者としては不確定な費用負担方法が残るよりリスクに対して数値化して管理ができる方式を望みます。従いまして、本件は最終的な負担方法について協議する。を削除し、第81条不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担と変更をお願いいたします。	No.238をご参照ください。
240	公共施設等運営権 実施契約書（案）		11	第40条	6項		公共施設等運営権の設定及び効力発生	「機構又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により…遅延した場合」は、不可抗力であると考えます。増加費用などの負担方法は、第81条に従うものと考えますが、いかがでしょうか？	No.238をご参照ください。
241	公共施設等運営権 実施契約書（案）		11	第40条	6項		公共施設等運営権の設定及び効力発生	「機構又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により…遅延した場合」は、不可抗力であると考えます。増加費用などの負担方法は、第81条に従うものと考えますが、いかがでしょうか？	No.238をご参照ください。
242	公共施設等運営権 実施契約書		12	42条	2項	(本施設の瑕疵担保責任)		【2 前項の通知を受けた場合、機構は、本施設の瑕疵の修補を行う。機構は、本施設の建築請負事業者がそれらの工事の発注者に対して責任を負う限度で、当該瑕疵の修補を行う。ただし、機構は、当該瑕疵の原因として本施設で予定されていた催事等が中止になったことにより事業者が生じた損害及び費用を負担するものとする。】と記載がございますが、 ①瑕疵の修補を行う範囲は、このような「工事の発注者に対する責任を負う限度」という制限を設けず、それを越える範疇の可能性も考えられます。機構が負わない範囲外の部分を民間事業者が瑕疵の修補部分を負担するのは考えられません。機構側にて制限を外して負担していただくよう修正変更願います。 改定文 【2 前項の通知を受けた場合、機構は、本施設の瑕疵の修補を行う。（削除）機構は、当該瑕疵の原因として本施設で予定されていた催事等が中止になったことにより事業者が生じた損害及び費用を負担するものとする。】	公共施設等運営権実施契約書（案）第42条第2項を以下のとおり訂正します。 「2 前項の通知を受けた場合、機構は、本施設の建築請負事業者がそれらの工事の発注者に対して責任を負う限度で、当該瑕疵の修補を行う。ただし、機構は、当該瑕疵の原因として本施設で予定されていた催事等が中止になったことにより事業者が生じた損害及び費用を負担するものとする。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
243	実施契約書（案）		12	第42条	2項		本施設の瑕疵担保責任	本条でいう瑕疵に関しては、用語定義の通り、美術館（サビ施設を含む）、外構（植栽を含む）、駐車場及び駐輪場、事業敷地内通路及び連絡通路（道路中心線まで）並びに事業敷地内構造物の全ての瑕疵においては、本施設の請負事業者がそれらの工事の発注者に対して責任を負う限度を超えた瑕疵についても、機構が補修義務を負って頂くべきと考えますので、範囲を限定せずに、修正願いたいと思いますが如何でしょうか。 工事の請負事業者が負っていない範疇の瑕疵を、事業者が負担することは有りえないと考えます。	No.242をご参照ください。
244	実施契約書（案）		P.12	第42条	2		本施設の瑕疵担保責任	本件は、土地及び施設は機構にご用意いただき、所有権の移転は行わずに無償貸与を受ける案件で、事業者は本施設の設計・施工・請負業者の選定・工程管理等に一切関与できず、土地及び施設には問題がないという前提で事業を行う案件と理解しております。従いまして、本施設（美術館（サービス施設を含む）・外構（植栽を含む）・駐車場及び駐輪場、事業敷地内通路及び連絡通路（道路の中心線まで）並びに事業敷地内構造物の全て）の瑕疵において、本施設の建築請負事業者がそれらの工事の発注者に対して責任を負う限度を超えた瑕疵についても、機構が事業者に対して補修義務を負っていただくべきと考えますので、係る内容への修正をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。	No.242をご参照ください。
245	実施契約書（案）		14	第48条	1項		機構による更新投資	機構が更新投資を行うにあたり、運営権者に追加的費用を支払い必要工事を行わせる事を意味するのでしょうか、或いは第三者に発注する前提なのでしょうか。	第三者に発注することを想定しています。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
246	公共施設等運営権 実施契約書		14	48条	3項	(機構による本施設 の更新投資)	本契約の変更	【更新投資の内容が、事業者に着しい費用の増加若しくは業務量の増加又は損害の発生をもたらすことが予想されるものである場合には、機構は事前に事業者と協議し、合意のうえで当該更新投資を実施するものとする。かかる場合、機構及び事業者は協議により本契約の変更を行うことができる。】と記載がございますが、本契約の変更には、機構の費用負担の場合もあるという認識でよろしいでしょうか。	本契約の変更には、サービス対価の変更も含まれます。
247	実施契約書（案）		14	第48条	3項		機構による更新投資	事業者の費用や業務量増加或いは損害が予想される場合、機構は事前に事業者と協議し、合意のうえで当該更新投資を実施するとありますが、協議・合意に機構による費用負担も含むとの理解で宜しいでしょうか。協議の内容に具体性を持たせて規定して頂きたいだけでしょうか。	協議及び合意の内容には、サービス対価の変更も含まれます。
248	公共施設等運営権 実施契約書（案）		14	第50条	1項		施設の損壊	修繕・補修について、機構が行う更新投資に該当するとき・しないときの基準はどのように想定されているのでしょうか。	要求水準書「別紙4」において示しているのとおりです。
249	公共施設等運営権 実施契約書（案）		14	第50条	1項		施設の損壊	修繕・補修について、機構が行う更新投資（該当する、該当しない）を行う際の基準はどのように想定されているのでしょうか。	No.248をご参照ください。
250	実施契約書（案）		15	第52条	1項 2項		実施体制の確認	開館準備業務の開始に先立ちとありますが、1項および2項の規定は実施契約締結前に行うべきという規定でしょうか。契約前の業務を規定することに違和感があります。これは実施契約締結後の業務として一定の期間を定めて臨むことではないでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書（案）第52条第1項では運営業務の開始に先立って行うべき事項を規定しているものであり、必ずしも契約締結前に実施することは求めておりません。 なお、ご指摘を踏まえ、公共施設等運営権実施契約書（案）第51条第1項を以下のとおり訂正します。 「事業者は、運営事業期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、機構の承認を受けた業務計画書、提案書及び利用規則に従って、運営業務を実施するものとする。」 あわせて、公共施設等運営権実施契約書（案）第31条をNo.216に記載のとおり訂正します。 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
251	実施契約書（案）		16	第53条			運営事業期間における貸 出等予約の受付等	「利用日が運営事業期間終了日以降の予約については、その予約を受け付けてはならない。」とありますが、そのような場合、施設利用希望者に対して機構に連絡するように伝えて問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	実施契約書（案）		16	第54条	3項		本施設の利用	利用者がいかなる団体であっても、機構或いは市等から事業者の請求を求めないよう指示が出ることは想定しなくても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	公共施設等運営権 実施契約書		16	55条	1項	(利用料 金の設定 及び収 受)		【機構の定めた金額を上限として、本施設の利用料金を設定】との記載がございますが、事業者から改定を求め、改定をする事は可能でしょうか。時に応じた祭事の開催等、利用料金設定の裁量がある程度民間企業の主導で行われればと考えております。	No.6をご参照ください。
254	実施契約書（案）		16	第55条	1項		利用料金の設定	機構の定める上限金額について、事業の進捗状況に応じて、事業者から改定を求めないでいいのでしょうか？ 出来るように何らかのルールを設けて頂けないでしょうか？	No.6をご参照ください。
255	実施契約書（案）		16	第56条	3項		災害・緊急事態等発生時	①特段の定めがない限り、機構はこれを補償しないこととありますが、事由が不可抗力にある場合は不可抗力規定が適用されるのでしょうか。 ②不可抗力の場合、事業期間の合意延長はあるのでしょうか。 ③事業の実施状況による調整も取れないのでしょうか。 ④火災保険付保は必須としない合理的理由を御教示願います。 リスクは負わせるが火災保険付保は予算に見えないというのは不合理な条件です。SPCデフォルト対策上、ご発注者としても重要な保険ではないでしょうか。	①ご理解のとおりです。なお、No.238をご参照ください。 ②公共施設等運営権実施契約書（案）第88条第3項、第4項の定めによります。 ③実施状況による調整については、都度協議し解決を図ることを想定しております。 ④No.29をご参照ください。
256	公共施設等運営権 実施契約書（案）		16	第57条	1-2項		展示物の盗難・破損	寄託品・収蔵品について、「破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等の原因が館長又は学芸員の故意又は重大な過失によるものである場合、事業者は、当該損害のうち、当該館長又は学芸員の責任割合に応じて、機構に対しその全部又は一部の負担を求めることができる。」とありますが、重過失と過失の判断基準を具体的に示していただきたい。 その上で、館長及び学芸員の負担割合の判断基準はどのように決める想定なのでしょうか。具体的に教えてください。	No.95をご参照ください。
257	公共施設等運営権 実施契約書（案）		16	第57条	1-2項		展示物の盗難・破損	寄託品・収蔵品について、「破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等の原因が館長又は学芸員の故意又は重大な過失によるものである場合、事業者は、当該損害のうち、当該館長又は学芸員の責任割合に応じて、機構に対しその全部又は一部の負担を求めることができる。」とありますが、重過失と過失の判断基準を具体的に示していただきたい。 その上で、館長及び学芸員の負担割合の判断基準はどのように決める想定なのでしょうか。具体的に教えてください。	No.95をご参照ください。
258	公共施設等運営権 実施契約書（案）		16	第57条	1-2項		展示物の盗難・破損	重過失・過失、及び館長・学芸員の責任割合について判断基準が不明確であることは、PFI事業者にとって大きな事業リスクと考へており、事業参画の判断に影響します。 館長・学芸員の重大過失以外は事業者が負担することも合理的ではなく管理も不可能なので、館長と学芸員の業務範疇におけるリスクについては、「館長又は学芸員の故意又は過失は全て」機構側のリスクとして頂きたく、ご考慮願います。	No.95をご参照ください。
259	公共施設等運営権 実施契約書（案）		16	第57条	1-2項		展示物の盗難・破損	重過失・過失、及び館長・学芸員の責任割合について判断基準が不明確であることは、PFI事業者にとって大きな事業リスクと考へており、事業参画の判断に影響します。 館長・学芸員の重大過失以外は事業者が負担することも合理的ではなく管理も不可能なので、館長と学芸員の業務範疇におけるリスクについては、「館長又は学芸員の故意又は過失は全て」機構側のリスクとして頂きたく、ご考慮願います。	No.95をご参照ください。
260	公共施設等運営権 実施契約書（案）		16	第7章 運営業務	57条	1-2	展示物の盗難・破損	寄託品・収蔵品について「破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等の原因が館長又は学芸員の故意又は重大な過失によるものである場合、事業者は、当該損害のうち、当該館長又は学芸員の責任割合に応じて、機構に対しその全部又は一部の負担を求めることができる。」 重過失と責任割合について、判断基準を具体的に教えてください。	No.95をご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
261	公共施設等運営権 実施契約書		17	57条	2項	(展示物の 盗難・ 破損)		【館長又は学芸員の故意又は重大な過失によるものである場合】との記載がございましたが、【重大な過失】とはどのような事象を想定しているのかご教授願います。	No.95をご参照ください。
262	公共施設等運営権 実施契約書		17	57条	2項	(展示物の 盗難・ 破損)		【・・・の原因が館長又は学芸員の故意又は重大な過失によるものである場合、事業者は、当該損害のうち、当該館長又は学芸員の責任割合に応じて、機構に対しその全部又は一部の負担を求めることができる。】との記載がございましたが、 ①機構がその全部又は一部の負担を支払うとしていただきたく変更をお願いいたします。	No.95をご参照ください。
263	実施契約書（案）		17	第57条	2項		盗難・破損	館長又は学芸員の故意または重大な過失とありますが、重過失かどうかの判断基準は通常係争により判断されると思慮致します。 しかるにPFI事業者内部において或いはSPCと機構間で係争を前提とした規定とするのはスムーズな事業運営上、違和感を感じざるを得ません。 よって、予め重大過失にあたる事項を明示して頂き、対話の段階で内容の協議ができるようにして頂き、健全かつ透明感のある事業を目指すようにして頂きたいと思っております。館長と学芸員の業務ごとの履行責任と損害等の責任を明確にして重大過失にあたる事項の明示をお願いできないでしょうか？	No.95をご参照ください。
264	実施契約書（案）		17	第57条	2項		盗難・破損	機構に対しその全部又は一部の負担を求めることができるとありますが、曖昧な表現とせず、機構がその全部又は一部の負担につき支払うと変更願いたく、如何でしょうか？	No.95をご参照ください。
265	実施契約書（案）		17	第60条	1項		寄附金等調達支援業務実施体制	寄附金等調達支援業務の実施に必要な人員は、 ①他業務との兼任可能と考えますが、宜しいでしょうか。 ②必要人員を確保した上で、より広いネットワーク構築のために外注による支援業務も認めて頂きたいのですが如何でしょうか。	①については、ご理解のとおりです。②については、効果的と判断される部分については外注を可能とします。ただし、寄附金等調達支援業務責任者は必ず事業者の職員としてください。
266	実施契約書（案）		19	第63条			館長の業務遂行状況の確認	随時館長の業務遂行状況の確認及び評価を行う者は、取締役会に限定されず事業者であれば特設の職位や立場に関係なく誰でも行えることで宜しいのでしょうか。取締役会に限定された場合日常確認ができなくなります。	ご理解のとおりですが、要求水準が示す指揮命令系統に従うことを前提として、評価者について限定しておりません。なお、館長の業務遂行状況に関しては、公共施設等運営権実施契約書（案）第63条にも規定しておりますが、競争的対話においてご確認ください。
267	実施契約書（案）		19	第64条			財務情報等の報告・公表	財務書類等の書式は事業者の任意で作成できるのでしょうか？	会計監査人の監査を受けた書式であれば問題ありません。
268	公共施設等運営権 実施契約書		15	66条	1項	(関連業 務等の調 整)	機構が個別に発注する第三者の業務	【機構が個別に発注する第三者の業務】において事業者に対し損害（施設損傷、運営不能事象等）が発生した場合は、機構に対し損害賠償を求められると考えてよろしいでしょうか。	事業者による調整が不適当と認められる場合を除き、ご理解のとおりです。
269	実施契約書（案）		P.19	第66条	1 / 2		関連業務等の調整	関連業務の遂行に必要な調整は、「事業者の業務に支障がない範囲」に限定されるべきと考えます。修正をお願いします。	原案のとおりとします。なお、No.268をあわせてご参照ください。
270	実施契約書（案）		19	第66条	2項		機構が個別に発注する第三者の業務	機構が本施設に関して個別に発注する第三者の業務が、事業者の業務量増加や損害等の影響が出る場合は、機構にて負担することが前提であるということでしょうか。業務を行う第三者ではなく機構にて負担する旨を明記してください。	No.268をご参照ください。
271	実施契約書（案）		19	第69条	5項		業績監視実施計画書の変更	ここにある「機構又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由」とは不可抗力に該当しますので、負担割合については第81条の（不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担）に準じるとして頂きたい、変更願えないでしょうか。	No.238をご参照ください。
272	公共施設等運営権 実施契約書		20	69条	5項	(業績監 視実施計 画書の変 更)		ここにある「機構又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由」とは不可抗力に該当しますので、負担割合については第81条の（不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担）に準じるとして頂きたい、変更願えないでしょうか。	No.238をご参照ください。
273	実施契約書（案）		20	第70条	1項		各業務における業績監視	「所定の書類」とありますが、書式は事業者により作成すればよいのでしょうか。	セルフモニタリングに関する日報、月報、四半期報告書は、ご理解のとおりです。なお、セルフモニタリングの方法については、優先交渉権者選定基準をあわせてご参照ください。
274	実施契約書（案）		23	第78条	1項		法令改正	特定法令等変更により事業者に追加費用又は損害が生じる際に、機構から負担に代わる代替措置を提示することができると思いますが、 ①代替措置とは具体的に何を想定しているのでしょうか。 ②当該代替措置が見合わないと思慮される場合、事業者は拒否できるのでしょうか。	①については、特定法令等の変更に基づき、要求水準の変更を行うこと等が想定されます。②については、機構が提示する「当該追加費用又は損害を負担する」か、「負担に代わる代替措置」を、事業者に選択していただきます。
275	公共施設等運営権 実施契約書（案）		22-23	第78条	1・4項		法令改正に基づく協議及び追加費用の負担	追加費用の負担が認められるのは特定法令等変更①(事業者のみに適用され、他の者に適用されない法令等の変更、②PFI法に基づく公共施設等運営権の主体のみ適用され、その他の者に適用されない法令等の変更、及び③本施設にのみ適用され、日本における同種施設には適用されない法令等の変更)のみとされておりますが、広く一般的に適用される法制度の新設・変更により維持管理・運営費が増大しSPCの経営に影響を与えるケースもあります。国交省のある事業の事業契約の中には、法令変更リスクについて「本事業の維持管理・運営に、直接関係する法令の変更以外についても、事業者が伴う追加費用の発生防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、発注者が当該追加費用を負担する」とする事例があります。本事業においても、上記のような対応していただければ、実質的に①～③のような事由に適用する法令変更はあり得ないので、どのような法令変更があってもこの条文は機能しません。条件の変更をお願いします。	原案のとおりとします。
276	公共施設等運営権 実施契約書（案）		22-23	第78条	1・4項		法令改正に基づく協議及び追加費用の負担	追加費用の負担が認められるのは特定法令等変更①(事業者のみに適用され、他の者に適用されない法令等の変更、②PFI法に基づく公共施設等運営権の主体のみ適用され、その他の者に適用されない法令等の変更、及び③本施設にのみ適用され、日本における同種施設には適用されない法令等の変更)のみとされておりますが、広く一般的に適用される法制度の新設・変更により維持管理・運営費が増大しSPCの経営に影響を与えるケースもあります。国交省のある事業の事業契約の中には、法令変更リスクについて「本事業の維持管理・運営に、直接関係する法令の変更以外についても、事業者が伴う追加費用の発生防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、発注者が当該追加費用を負担する」とする事例があります。本事業においても、上記のような対応していただければ、実質的に①～③のような事由に適用する法令変更はあり得ないので、どのような法令変更があってもこの条文は機能しません。条件の変更をお願いします。	No.275をご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
277	実施契約書（案）		23	第81条	1項		不可抗力	事業者自ら賄う費用とはどのような費用を示しているのでしょうか、明確にして頂けないでしょうか。条文に盛り込むことが難しいのであれば、別紙等で明確にしてください。	公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙1」に示す不可抗力の定義については、No.238をご参照ください。 また、公共施設等運営権実施契約書（案）第81条に示す、不可抗力に基づく機構と事業者の追加費用負担の関係については、本質問回答の別紙をご参照ください。
278	実施契約書（案）		23	第81条	1項		不可抗力	これを超えた金額を機構が負担とありますが、損害額総額から事業者自ら賄う費用を控除した額の99%相当を意味するという事でしょうか。	No.277をご参照ください。
279	実施契約書（案）		26	第89条		第3号	事業引継	事業者は、…全ての最新文書を機構又は機構の指定する者に…提供しなければならない。」とありますが、そのような文書には事業者の営業秘密に該当する情報が含まれていることが考えられます。そのような営業秘密の秘密保持については、どのように取扱っていただくことになるのでしょうか。	事業者のノウハウが含まれている記述等の引継については、引継の前に機構と事業者の間で協議することを想定しています。
280	実施契約書（案）		P.26	第90条			契約終了による資産の取り扱い	運営事業期間終了日以降の機構が指定する日に本施設を機構または機構が指定する者に引き渡した場合、運営事業期間終了日から機構が指定する日までの間の収入・費用・サービス対価はどのように取り扱われるのでしょうか。運営事業期間終了日から機構が指定した引渡日まで、無収入・サービス対価支払いなしでは本施設の維持・管理の継続は困難と考えます。	運営事業期間終了日以降の機構が指定する日は、例えば、備品の搬出等に日数を要する場合に、すべての備品を搬出すべき期限であり、運営事業期間終了日以降に、事業者に対して維持管理業務及び運営業務を求めることは想定しておりません。
281	公共施設等運営権 実施契約書		27	91条	1項		（契約終了による事業引継後の施設の取壊担保責任）	【機構又は機構の指定する者が当該施設の引渡しを受けた日から2年以内・・・当該取壊の修補を請求し・・・損害の賠償を請求することができ。ただし、当該取壊が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間は10年とする】との記載がございますが、事業終了後10年間もSPCを償還できないのは民間事業者として考えられません。取壊後10年以内で済ませたい。他の事例に倣い、取壊担保6ヶ月、故意重大過失のばあい1年となるよう、期間を短縮願います。	ご指摘を踏まえ、公共施設等運営権実施契約書（案）第91条第1項をNo.232に記載のとおり訂正します。なお、訂正表をあわせてご参照ください。
282	実施契約書（案）		27	第14章	第91条		契約終了による事業引継後の施設の取壊担保責任	本項において、①契約終了による事業引継後の取壊担保責任は2年、②事業者の故意又は重大な過失により生じた場合は10年、と規定されていますが、事業終了後10年間SPCを存続させることを許容できる事業者はいないと考えます。先行案件である有明アリーナでは各々①6か月、②1年、と規定されていますが、本項で長期にしている理由をご教示下さい。	No.281をご参照ください。
283	実施契約書（案）		27	第91条	1項		事業終了後の取壊担保責任	他のコンセッション事業では取壊があるときの修補請求が6か月以内、故意または重大な過失の場合の請求は1年とあります（有明アリーナ）。2年、10年は非常に長い期間であり、事業終了後も10年間SPCを存続することにもなり兼ねず、非現実的と思慮します。再考願ひ修正して頂けないでしょうか。応募各社において裁裁が取れない事由になりかねません。	No.281をご参照ください。
284	公共施設等運営権 実施契約書（案）		28	第13章 運営権の 処分等	91条	1	（契約終了による事業引継後の施設の取壊担保責任）	引き渡しから2年は期間が長いと思われま。また終了から10年間の請求期間は対応困難です。妥当な期間でご検討をお願いします。	No.281をご参照ください。
285	実施契約書（案）		P.27	第91条	1		契約終了による事業引継後の施設の取壊担保責任	契約終了により事業者から機構へ引き渡された本施設の取壊担保責任の最長10年は長すぎると思います。この場合、事業会社を10年維持する必要がある、事業会社の出資金に対する適切な配当を10年間継続する必要があり、サービス対価の提案水準の上昇に繋がります。最長でも契約終了後1年程度への修正をお願いいたします。	No.281をご参照ください。
286	公共施設等運営権 実施契約書（案）		27	第91条	1-2項		契約終了による事業引継後の施設の取壊担保責任	引き渡し後の取壊について、機構又は機構が指定する者は引き渡しから2年以内に限り当該取壊の修補等を請求でき、重大な過失によるものは10年請求可能という条件は、非現実的で過剰であると考えます。有明アリーナ等では、通常の取壊は引き渡しから6か月で重大な取壊は1年とあります。このような条件では事業期間が終了してもSPCを10年解散できず長い保証期間を対応しなければならなくなり、本件事業の参画の条件としては非常に厳しいものとなります。合理的に条件の見直しをしてください。	No.281をご参照ください。
287	公共施設等運営権 実施契約書（案）		27	第91条	1-2項		契約終了による事業引継後の施設の取壊担保責任	取壊担保責任について記載がありますが、これは2項に記載の「事業者から各種資産を買取ったときのみ」準用される認識でよろしいでしょうか。（通常の引き渡しにおいては準用されない）	公共施設等運営権実施契約書（案）第91条第1項は、契約終了に伴って本施設の使用を終了する場合に適用されます。
288	公共施設等運営権 実施契約書（案）		27	第91条	1-2項		契約終了による事業引継後の施設の取壊担保責任	取壊担保責任について記載がありますが、これは2項に記載の「事業者から各種資産を買取ったときのみ」準用される認識でよろしいでしょうか。（通常の引き渡しにおいては適用されない）	No.287をご参照ください。
289	実施契約書（案）		28	第92条	1項	(9)	事業者の事由による本契約の解除	基本協定書第7条第5項各号とありますが、(4)号の地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に関しては、本事業において該当した時という事ではないでしょうか？	ご指摘を踏まえ、公共施設等運営権基本協定書（案）第7条第5項第4号を以下のとおり訂正します。 「（4）本事業において、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
290	実施契約書（案）		P.28	第92条			事業者の事由による本契約の解除	2における「本契約を解除することができる」と、3における「本契約の解除を求めることができる」は異なる意味を取って持たせているのでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書（案）第92条第2項では、同項に定める書面を送付すれば、それによって契約解除となるのに対し、同条第3項では、同項に定める書面を送付しても、特別監視期間の満了までは、契約解除とならないという差異があることに鑑み、両者で異なる文言としております。
291	公共施設等運営権 実施契約書		29	93条	2項		（機構の債務不履行等による本契約の解除）	【2 事業者は、機構の責めに帰すべき事由による工事の遅れその他機構の責めに帰すべき事由により、機構が令和4年1月1日以降に運営事業期間開始予定日として定めたときは、本契約を解除することができる】との記載がございますが、この日より前倒しで開館する可能性もあるため、随時協議ができる文面に変更していただけないでしょうか。	本事業では、供用開始（開館）予定日よりも前に供用開始（開館）することは想定しておりませんので、原案のとおりとします。
292	実施契約書（案）		29	第93条	2項		機構の債務不履行等による本契約の解除	①第2項において、2022年1月1日よりも前に運営事業期間開始予定日となれば、仮にそれが2021年12月31日であっても当初開館予定日（2021第4回半期まで）は全く変更されないのでしょうか。 ②開館時予定日については、状況を見た上で随時協議するとした方がより現実的であると思料します。その様に変更して頂けないでしょうか。	No.291を参照してください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
293	公共施設等運営権 実施契約書（案）		29	第94条			機構の任意による本契約 の解除	「本事業を継続する必要がなくなるとき」とはどのようなケースを想定されているのでしょうか。	美術館を閉館することが機構において決定された場合等を想定しています。
294	公共施設等運営権 実施契約書（案）		29	第94条			機構の任意による本契約 の解除	「本事業を継続する必要がなくなるとき」とはどのようなケースを想定されていますでしょうか。	No. 293をご参照ください。
295	公共施設等運営権 実施契約書（案）		29	第96条			機構の本施設の所有権の 喪失による本契約の終了	「機構が本施設の所有権を有しなくなった場合」とはどのようなケースを想定されているのでしょうか。	機構が解散、合併等により、現在の法人格を有さなくなった場合等を想定しています。
296	公共施設等運営権 実施契約書（案）		29	第96条			機構の本施設の所有権の 喪失による本契約の終了	「機構が本施設の所有権を有しなくなった場合」とはどのようなケースを想定されていますでしょうか。	No. 295をご参照ください。
297	実施契約書（案）		P. 31	第103条			損害賠償-機構の事由による 解除	「事業者が被った損害を合理的な範囲で賠償する」とありますが、これには事業者の遺失利益も含まれるべきと考えます。疑義回避のため「合理的な範囲（事業者の遺失利益を含むが、それに限らない）」等の明確化をお願いいたします。	原案のとおりとします。
298	公共施設等運営権 実施契約書	別紙1	42	2	28	定義集	更新投資	【事業者は、・・・機構が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、更新投資を行わなければならない。】 【機構は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、自ら更新投資を実施することができる】と記載がございますが、 ①更新投資について事業者が実施するものと機構が実施するものに仕分け、区分け、がございますでしょうか。 ②民間事業者としては更新投資を原則行わないとの考え方がありますが、機構から指示された場合は行うこととなる、係る費用の想定ができません。この事業者が更新投資をすることを前提としていないならば、【事業者が更新投資を行わなければならない】条文については削除をお願いいたします。	①募集要項に記載のとおり、事業者が行う更新投資は、対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で行う維持管理であり、機構が行う更新投資は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときに、対象施設について行う維持管理を指します。 ②ご指摘を踏まえ、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙1 28 更新投資」を以下のとおり訂正します。 「本施設に対して行われる維持管理をいう。なお、事業者は、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で更新投資を行うことができる。また、機構は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、自ら更新投資を実施することができる。」 なお、訂正表を合わせてご参照ください。
299	実施契約書（案）	別紙1	42			28	更新投資	本項において「機構が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、更新投資を行わなければならない」との規定は、実施契約書（案）第48条（機構による本施設の更新投資）との文脈から「機構の指示に従い更新投資をおこなわなければならない」との理解でよろしいでしょうか。	No. 298をご参照ください。
300	実施契約書（案）	別紙1	42	28			更新投資	定義の中で、機構が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者が更新投資を行わなければならないとあります。実施契約書48条1項では、事業者の更新投資への協力規定が徹底しますが、かような機構の判断により事業者が負担しなければならないものとは主旨が異なると思慮します。定義における当該部分の削除をお願いできないでしょうか。	No. 298をご参照ください。
301	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙1	42	28			更新投資	「機構が公益上の理由を検討したうえで必要であると判断したときは（事業者が）更新投資を行わなければならない」とありますが、本契約 第48条1項では「機構は必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により、要求水準別紙4に示す本施設の更新投資を行うことができ、事業者はかかる更新投資に協力をしなければならない」とあり趣旨があります。「機構が公益上の理由を検討したうえで必要であると判断したときは（事業者が）更新投資に協力をしなければならない」に是正してください。	No. 298をご参照ください。
302	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙1	42	28			更新投資	「機構が公益上の理由を検討したうえで必要であると判断したときは（事業者が）更新投資を行わなければならない」とありますが、本契約 第48条1項では「機構は必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により、要求水準別紙4に示す本施設の更新投資を行うことができ、事業者はかかる更新投資に協力をしなければならない」とあり趣旨があります。「機構が公益上の理由を検討したうえで必要であると判断したときは（事業者が）更新投資に協力をしなければならない」に是正してください。	No. 298をご参照ください。
303	公共施設等運営権 実施契約書	別紙1	45	60		定義集	本施設の引渡し日の前に、施設整備終了後の大阪市（設置者）による完工検査が行われ、検査終了後に機構に対し出資され、その後運営権者たるPFI事業者に引渡すという事で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。	
304	実施契約書（案）	別紙1	45	60			本施設引渡し日	念のためお聞きしますが、本施設の引渡し日の前に、施設整備終了後の大阪市（設置者）による完工検査が行われ、検査終了後に機構に対し出資され、その後運営権者たるPFI事業者に引渡すという事で間違いないでしょうか。	No. 303をご参照ください。
305	実施契約書（案）	別紙4	51	II	(3)	①	当初想定するサービス対 価の考え方	①令和2年度の支払いの大部分は開館準備業務が対象となりますが、ここでの機構のサービス対価は、委託業務ベースにおける「事業者に係る費用および事業者利益の総額」となるという意味でしょうか？ ②令和3年度に支払いは、開館準備業務と運営権設定後から開館までの業務が主となりますが、運営権設定後から開館まではPFI事業者には収入がありませんので、これも「事業者の提案に係る費用および事業者利益の総額」となるのでしょうか？ ③また令和3年度の事業者費用には令和4年度以降の展覧会事業にかかる支出も踏まえ令和3年度のサービス対価が支払われるのか。それとも令和4年度以降の当該年間展覧会収入とサービス対価で賄うという事でしょうか。	①公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙4 VII. 支払方法」に従い、事業者からの提案価格をお支払いします。 ②上記、①をご参照ください。 ③提案時にお示し頂いた令和3年度の価格をお支払いします。
306	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	51	II	②	(イ)	サービス施設運営事業	カフェ・レストランは「直営による運営形態」を認めないとなります。直営の考え方を伺いたのですが、構成企業による運営はSPCからの「委託」と考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
307	実施契約書（案）	別紙4	P. 52	II	(3)	②	サービス施設運営事業	レストラン・カフェの定義付けをお願いします。	レストランは食事の提供を主とした店舗、カフェは飲料や軽食の提供を主とした店舗を想定していますが、ご提案頂くレストラン・カフェに関して、ご懸念がありましたら競争的対話においてご確認ください。 なお、本施設におけるサービス施設の面積は、近年、美術館におけるサービス施設に対する重要性が高まっていることを鑑みて広いスペースを設けております。美術館の付帯施設にとどまることなく、それ自体が目的地となり、美術館の新たな顧客開拓にもつながるようなサービス施設を期待しています。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
308	公共施設等運営権 実施契約書	別紙4	52	II	(3) ② ア (イ)	サービス 対価の考 え方	サービス施設運営業務	・ (イ) は安定的経営に資する事が前提であれば、サービス施設運営事業の費用（但しレストラン等の仕入れコストを除く）は想定する年間総費用に含めるという意味で宜しいでしょうか。 ・ この場合、「前提」であるかどうかの判断はどの段階で誰により判断されるのでしょうか、明確にして頂けないでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については第二次審査の評価の際に判断することとなります。
309	実施契約書（案）	別紙4	52	II	(3)	②ア (イ)	サービス対価算定の対象 範囲	① (イ) は安定的経営に資する事が前提であれば、サービス施設運営事業の費用（但しレストラン等の仕入れコストを除く）は想定する年間総費用に含めるという意味で宜しいでしょうか。 ② この場合、「前提」であるかどうかの判断はどの段階で誰により判断されるのでしょうか、明確にして頂けないでしょうか。	No.308をご参照ください。
310	実施契約書（案）	別紙4	53	II	(3)	②ウ (イ)	サービス対価算定の対象 範囲	(イ) は安定的経営に資する事が前提であれば、サービス施設運営事業の収入を想定す他年間収入に含めるという意味でよろしいでしょうか。	No.308をご参照ください。
311	実施契約書（案）	別紙4	53	II	(3)	②	サービス対価算定の対象 範囲	「イ 事業者の利益水準」の中で「利益水準は、原則として固定し」とありますが、固定とは[固定金額]を指すのでしょうか。若しくは[固定比率]を指すのでしょうか。	提案時に事業者から示されたEIRRを指します。
312	実施契約書（案）	別紙4	52 53	II	(3)	②ア (イ) ②ウ (イ)	サービス対価算定の対象 範囲	(イ) には、自主事業、任意事業といった附帯事業に係る費用は含まないのでしょうか ※印にある、「自らの裁量で実施する事業」がそれに該当するかの判断が付きません。	公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙4 II. (3) ② ア」及び「別紙4 II. (3) ② ウ」に規定するとおり、附帯事業はサービス対価算定の対象には含まれません。
313	実施契約書（案）	別紙4	54	III	(2)		年間収入が想定した年間 収入を下回った場合	有料率を他の類似館や同様の企画展などと比較してありますが、館長個人の判断成いは企画者の考え方が反映されかねない為、比較ではなく、予め最低有料率を定めて頂けないでしょうか。	有料率については、守秘義務対象資料として開示する予定の「展覧会収支（想定）」において、想定している有料率を示します。 あわせて、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙4 III (2)」を以下のとおり訂正します。 「当該年度の年間収入が、想定した年間収入を下回った場合、機構は一定額を追加で支払う（この額を「追加給付額」という。）追加給付額は、下記3つのうち最も低い金額とする。ただし、下回った場合であっても、求めている要求水準に鑑み、事業者としての業務履行が妥当でない判断される場合は、当該給付を行わない。」 なお、あわせて訂正表をご参照ください。
314	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	54	III	(2)		実際の年間収入が想定し た年間収入を下回った場 合	想定した年間収入を下回った場合の機構の給付について「展覧会入場者の有料率が他の類似館や同様の企画展などと比較して低い場合や、当初想定の有料率よりも著しく低い場合」、機構による給付は行わないとありますが、当初想定の有料率についてご教示ください。収支計画及びリスクの算定において重要である為、引き渡し時ではなく現段階で開示頂きたいとお願いいたします。	No.313をご参照ください。
315	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	54	III	(2)		実際の年間収入が想定し た年間収入を下回った場 合	想定した年間収入を下回った場合の機構の給付について「展覧会入場者の有料率が他の類似館や同様の企画展などと比較して低い場合や、当初想定の有料率よりも著しく低い場合」、機構による給付は行わないとありますが、当初想定の有料率についてご教示ください。収支計画及びリスクの算定において必要である為、引き渡し時ではなく現段階で開示頂きたいとお願いいたします。	No.313をご参照ください。
316	実施契約書（案）	別紙4	55	III	(2)	ii	年間収入が想定した年間 収入を下回った場合	ここでいう「事業者選定時のVFM」とは、特定事業選定時に機構にて求めたVFMをいうのか、それとも優先交渉権者の提案により出るVFMをいうのか、どちらでしょうか？	優先交渉権者の提案により算出されるVFMを指します。
317	実施契約書（案）	別紙4	55	III	(2)	ii	年間収入が想定した年間 収入を下回った場合	P55下段のiiの説明図は、「想定した年間収入ー当該年度の年間収入ーVFM」が追加給付額となるという事を示しているのでしょうか。	本事業では学芸員の企画に起因する展覧会収入に関して一部機構がリスクを負担し要件を満たした場合には追加給付を行うこととしています。ご指摘のケースでは、展覧会に係る収入が当初想定した水準に満たない場合に追加給付を行います。当初見込まれるVFMを割り込んでまで給付することは本事業導入の趣旨に合わないことからVFMを上限として給付するということを示した図となります。なお、本事業では単に財政支出の多寡ではなく財政収入も加味した財政負担の抑制額をVFMとして捉えている点、並びに、追加給付に関しては、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙4 III (2)」の示すi、ii、iiiのうち最も小さい額が追加給付額となる点についてご留意ください。 なお、iiの具体的計算方法としては、展覧会入場者数の実績における増減を展覧会収入に反映した「PSC想定収支」を用いて、当初見込んだVFMが維持できる範囲の追加給付額を算定することを想定していません。
318	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	55	III	(2)	ii	実際の年間収入が想定 した年間収入を下回った 場合	「ii 事業者選定時のVFMを達成するために機構が支払うことが可能な上限額」とありますが、具体的な計算例についてご教示ください。	No.317をご参照ください。
319	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	55	III	(2)	ii	実際の年間収入が想定 した年間収入を下回った 場合	「ii 事業者選定時のVFMを達成するために機構が支払うことが可能な上限額」とありますが、具体的な計算例についてご教示ください。	No.317をご参照ください。
320	実施契約書（案）	別紙4	P.55	III	(2)	ii	事業の実施状況による調 整	「事業者選定時のVFMを達成するために機構が支払うことが可能な上限額」は事業者選定時（実施契約書締結前）に開示されるのでしょうか。（本数字は(2)の仕組みの効果の有無・程度を決定付ける重要な要素の一つですので、実施契約書の締結可否の判断要素になると考えます。）	No.317をご参照ください。
321	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	55	III	(2)	iii	実際の年間収入が想定 した年間収入を下回った 場合	「iii 機構が定める支払上限額（5,000万円を上限とする。ただし、当年度までのサービス対価の総額は、当年度までの本事業における機構の予算額の範囲内までとする。）」とありますが、本事業における毎年度の機構の予算額についてご教示ください。	下記のとおりです。 令和2年度 28,850,000円 令和3年度 243,853,000円 令和4～18年度 330,020,000円（各年度） なお、No.54をご参照ください。
322	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	55	III	(2)	iii	実際の年間収入が想定 した年間収入を下回った 場合	「iii 機構が定める支払上限額（5,000万円を上限とする。ただし、当年度までのサービス対価の総額は、当年度までの本事業における機構の予算額の範囲内までとする。）」とありますが、本事業における毎年度の機構の予算額についてご教示ください。	No.321をご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
323	公共施設等運営権 実施契約書	別紙4	56	Ⅲ	(3) ①	サービス 対価の考 え方	事業の実施状況による調 整	「超過額全額を機構に納付」とありますが、過度な要望であると思慮します。展覧会収入が超過する背景に入館者数増加があり、したがって様々なコストが想定した費用から超過して事業者にも生じます。よって、超過額にPFI事業者が提案する割合を乗じたものを納付と変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
324	公共施設等運営権 実施契約書	別紙4	56	Ⅲ	(3) ②	サービス 対価の考 え方	事業の実施状況による調 整	・「その他収入」とは、想定する年間収入は必須事業のみの収入とまでは言われていたようですが、変わり ないでしょうか。 ・「その他収入」についてなぜ超過した場合の規定のみで、下回った場合の規定がないのでしょうか。 下回った場合の規定が出来ない以上、超過分を機構に納付する規定は一方的な片務規定ですので削除し て頂けないでしょうか。	前段について、「その他収入」とは必須事業にかかる収入のうち展覧会収入以外のものを指します。後 段については原案のとおりとします。
325	実施契約書（案）	別紙4	56	Ⅲ	(3)		3事業年度の取扱い	開館日を含む事業年度及び以降の3事業年度についてですが、 ①以前お答え頂いたように、当該期間の需要変動リスクは機構でお取り頂くため当該期間の展覧会に 係る費用と収入を予め機構において算定され募集要項等公表時点で開示されるとありましたが、一 次審査通過者にも開示されるという事でしょうか。 ②また当該期間の費用は展覧会時期以前から発生しますので、開示して頂くのは費用の発生時期予測 と、令和2年度、令和3年度、令和4年後以降の区分けについても開示して頂けるのでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②開館日を含む事業年度及び以降の3事業年度それぞれの年度に区分けて開示します。
326	実施契約書（案）	別紙4	56	Ⅲ	(3)	①	3事業年度の取扱い	「超過額全額を機構に納付」とありますが、過度な要望であると思慮します。展覧会収入が超過する背景に入館者数増加があり、したがって様々なコストが想定した費用から超過して事業者にも生じます。よって、超過額にPFI事業者が提案する割合を乗じたものを納付と変更して頂けないでしょうか。	No.323をご参照ください。
327	実施契約書（案）	別紙4	56	Ⅲ	(3)	②	3事業年度の取扱い	①「その他収入」とは、想定する年間収入は必須事業のみの収入と、これまで言われていたようですが、変 わりないでしょうか。 ②それとも展覧会収入をのぞく附帯事業を含んだ全てをさすのでしょうか。 ③なぜ超過した場合の規定のみで、下回った場合の規定がないのでしょうか。下回った場合の規定が出来 ない以上、超過分を機構に納付する規定は一方的な規定ですので削除して頂けないでしょうか。	No.324をご参照ください。
328	実施契約書（案）	別紙4	P.56	Ⅲ	(3)	① / ③	開館年度以降の3事業年度 の取扱い	実際の年間展覧会収入が想定した年間展覧会収入を超過した場合(①)及び下回った場合(③)について規 定されていますが、「収入」ではなく「収入－費用」（＝収益）で測るべきと考えます。（例えば、展覧会 の入場者が増加し、警備員を追加配備するような場合、現状規定では収入増加分は全額機構に納付する 一方、警備員増員のための追加費用は事業者負担となります。従って、展覧会の盛況により事業者の収 益悪化を招く、あるいは運営を不安定な状態にする（先の例でいえば警備員を増強せず費用を増加させない という様な事業として望ましくないインセンティブが発生する懸念があります。） *3事業年度以降の取扱い(P.54 III (1))についても同様に「収入－費用」で測るべきと考えますが、3 事業年度以降の取扱いでは、超過額に還元率が乗じられるため、インパクトが弱まりますが、3事業 年度までは全額となりますので、より重大な影響があります。	原案のとおりとします。
329	実施契約書（案）	別紙4	57	Ⅲ	(3)	③	3事業年度の取扱い	展覧会支出の増加分については事業者のリスクであり上回ったとしても機構による補てんは無く、あく まで展覧会収入が下回った場合のみ、という理解で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	実施契約書（案）	別紙4	57	Ⅳ			事業計画の変更	単純に追加した（減らした）費用の分だけ収入が増額（減額）する図式となっていますが、単純にかけた 費用だけ収入が増えるとは考えられません。 便宜上このように設定された間理解で宜しいでしょうか。	当初想定した収支バランスを維持する観点から設定しております。
331	公共施設等運営権 実施契約書		58	別紙4	V	物価の変 動に伴う 調整	調整の対象 機構が想定する物価変動 対象費用	【機構が想定する物価変動対象費用額】と記載がございますが、機構が想定する物価変動対象費用額は、 一次審査後開示願います。的確なVFMを検証する上で入札に向け必要な数値となります。	物価変動対象費用の個々の想定額については、提案における事業者の独自ノウハウの発揮を促進する観 点から、優先交渉権者選定後に開示いたします。
332	公共施設等運営権 実施契約書		58	別紙4	V	物価の変 動に伴う 調整	調整の対象 実額について	【機構が想定する物価変動対象費用額】に対する事業者の物価変動対象費用の裏面の比率】と記載がござ いませぬが、 ①【実額】とは民間事業者が入札した「対象費用の入札価格」という理解でよろしいでしょうか。 ②【実額】が実費であるとする、実費どのように算定するのか、そもそも実費が【縮減】されてしま うとなれば、民間事業者としては、どんなに収益の上がる事業を費用を掛けて行っても、係る対象費 用が縮減されてしまうのであれば、事業推進意欲が削がれると考えております。	ご指摘部分は、事業者が提案において、物価変動項目の金額に過度に注目することを避け、また、機構 による物価変動の調整に大きく頼る提案にならないよう目的で加えておりましたが、ご指摘を踏 まえ、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙4 V. (1)」の「ただし、～」以降の3行及び、 計算例の表を削除します。 【物価変動調整に提案時のVFM比率を乗ずる規定となっており、本来の物価変動調整機能を果たして いない規定となっています。VFM比率を乗ずる合理的な理由についてご教示下さい。】 No.332をご参照ください。
333	公共施設等運営権 実施契約書		58	別紙4	V	物価の変 動に伴う 調整	調整の対象 計算例	計算例の記載によると、サービス対価の予定値を100としたときの提案額が95という時点で、VFMが実現 されております。そのVFMが実現されている提案額の中の「VFM後物価変動対象費用」もまた民間の創 意工夫により縮減されVFMが創出された後の費用であります。 （計算例）を確認いたしますと、上記記載の「VFM後物価変動対象費用」が更に縮減される計算式となっ ており、民間事業者としては理解でず同意できません。 このような例は過去の入札で経験した事がございますし、VFM後の物価変動対象費用に再度VFMを 掛けるという「VFMの二重掛け」になるという事になります。 上記を踏まえて質問いたします。 ①当該計算式による【物価変動対象費用】の【縮減】は削除願います。 本件は長期間の事業収支の安定性に係る重要な事項となり、入札組の継続意欲に係ってまいります。	No.332をご参照ください。
334	実施契約書（案）	別紙4	58	V	(1)		調整の対応	物価変動に伴う調整は、提案時の物価状況からの変化を調整するために実施するものですが、本項で は、物価変動調整に提案時のVFM比率を乗ずる規定となっており、本来の物価変動調整機能を果たして いない規定となっています。VFM比率を乗ずる合理的な理由についてご教示下さい。	No.332をご参照ください。
335	実施契約書（案）	別紙4	58	V	(1)		調整の対象	「実額」がどのような金額を指し示すのか、実施方針（案）公表時の質疑回答において回答がありませ んでした。 ・「実額」とは当初のPFI事業者の提案する想定年間費用における対象5費目の価値を意味するの でしょうか。 ・それとも、ある年度におけるPFI事業者が要した実費を意味するのでしょうか。	No.332をご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
336	実施契約書（案）	別紙4	58	V		(1)	調整の対象	機構は、物価変動対象5費目の提案価格は、同費目の機構の予定値にサービス対価のVFM比率分を減じた金額までしか認めないという事なのでしょうか。その場合、何故そのように考えられるのか、根拠を分かり易く御教示いただけますでしょうか。	No.332をご参照ください。
337	実施契約書（案）	別紙4	58	V		(1)	調整の対象	「実額」がどのような金額を指し示すのか、実施方針（案）公表時の質疑回答において明快な回答がありませんでした。 この「実額」が分からないと記載の計算例やその上の「ただし書き」の御説明も、質疑回答時に開示して頂いた資料と併せて見ても理解できません。 ①「実額」とは当初のPFI事業者の提案する想定年間費用における対象5費目の提案価額を意味するのでしょうか。 ②それとも、ある年度におけるPFI事業者が要した実費を意味するのでしょうか。	No.332をご参照ください。
338	実施契約書（案）	別紙4	58	V		(1)	調整の対象	物価変動により調整を行うのは、総費用のうち指定された5項目のみで、その他の項目についての物価変動は全く認めないということなのでしょうか。それとも、5項目以外は物価変動に合わせて利用料金を値上げして対応できるということなのでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙4 V（1）」で定めた項目以外は、物価変動の調整を行うことは想定しておりません。また、利用料金の設定は、公共施設等運営権実施契約書（案）第55条に定めたとおりとします。ただし、急激な物価上昇が生じるなど、想定を超える外的変化が生じることで本事業の運営が困難になることが明らかな場合等は、機構との協議の場を設け、対策を講じることを想定しております。
339	実施契約書（案）	別紙4	58	V		(1)	調整の対象	サービス対価の提案価格を算出するに当たり、根拠なく収入を増備させる提案は危険なため、PFI事業者は提案する想定年間費用全体でVFMを出すべく検討せざるを得ません。 且つ、年間費用の各費目は全てにおいて機構が考える想定予算を下回ることは稀で、費目ごとにバラつきがある中で費用「全体」レベルでの圧縮が図られることが普通です。 費用全体において圧縮努力した結果が提案価格であるにもかかわらず、実額が提案価格における対象5費目費用を意味する場合、対象費目費用に更にVFMをもって圧縮する「VFMの2重掛け」をすることになり、応募者として同意できる内容ではありません。 過去のPPP事業では、提案時点で年度毎に提案価格を示すことが一般的です。機構の対象5費目における予定価格に関係なく、提案価格そのものに対し「使用する指標」で調整するよう、変更をお願いいたします。 非常に不可解かつ不合理なやり方です。	No.332をご参照ください。
340	実施契約書（案）	別紙4	58	V		(1)	調整の対象	機構は、物価変動対象5費目の提案価格は、同費目の機構の予定値にサービス対価のVFM比率分を減じた金額までしか認めないという事なのでしょうか。その場合、何故そう考えられるのか、根拠を分かり易く御教示願えないでしょうか。本件参画の検討にあたり重要な事項であるとご理解ください。	No.332をご参照ください。
341	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	58	V		(1)	調整の対象	「ただし、機構が想定する物価変動対象費用額に対する事業者の物価変動対象費用の実額の比率が、サービス対価における予定価格に対する提案価格の比率を上回る場合には、その比率に応じて事業者の物価変動対象費用を縮減する。」とありますが、事業者の提案額は基本的には機構の予定価格に対しVFMが出るよう企業努力するものであります。この構図である場合、VFMが大きいかほど事業者の物価変動した場合の物価変動対象費用の縮減額が大きくなるものとなることや、物価変動に伴うサービス価格の改定に全く関連性の無い入札時点におけるVFMを計算対象とするのは合理的ではないものと存じます。そもそも物価変動に伴うサービス価格の改定においては、事業者の入札時点での努力（VFM）とは全く比例せず費用が増減するものであり、物価変動に関しては、V.（1）の、但し書きにあるような物価変動対象費用の縮減調整は行わず、直接、V.（2）に記載の具体的な調整方法にあるように改定を行うよう条件の見直しをしていただきたい。	No.332をご参照ください。
342	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	58	V		(1)	調整の対象	「ただし、機構が想定する物価変動対象費用額に対する事業者の物価変動対象費用の実額の比率が、サービス対価における予定価格に対する提案価格の比率を上回る場合には、その比率に応じて事業者の物価変動対象費用を縮減する。」とありますが、事業者の提案額は基本的にVFMが出るよう入札するものであります。この構図である場合、VFMが1.00以上となることは無く、すなわち物価変動により物価変動対象額の増額が必要な場合は必ずその比率を上回る場合になり、必ず物価変動対象額を縮減されることとなります。このような条件は応募者として同意できるものではないのでこの条件の削除をお願いします。	No.332をご参照ください。
343	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	58	V		(1)	調整の対象	「ただし、機構が想定する物価変動対象費用額に対する事業者の物価変動対象費用の実額の比率が、サービス対価における予定価格に対する提案価格の比率を上回る場合には、その比率に応じて事業者の物価変動対象費用を縮減する。」とありますが、事業者の提案額は基本的にVFMが出るよう入札するものであります。この構図である場合、VFMが1.00以上となることは無く、すなわち物価変動により物価変動対象額の増額が必要な場合は必ずその比率を上回る場合になり、必ず物価変動対象額を縮減されることとなります。このような条件は応募者として同意できるものではないのでこの条件の削除をお願いします。	No.332をご参照ください。
344	実施契約書（案）	別紙4	P.58	V		(1)	物価変動に伴う調整 (調整の対象)	機構が想定する物価変動対象費用額に対する事業者の物価変動対象費用の実額の比率が、サービス対価における予定価格に対する提案価格の比率を上回る場合の事業者の物価変動対象費用の圧縮する規定は、物価変動対象費用を「提案価格÷予定価格」で圧縮させることとなりますので、「提案価格が低いほど圧縮率が高くなる」ということとなり、提案価格を低下させる努力へのインセンティブを減ぜさせる懸念があると考えます。従って、本削減に関する項目は削除されることが望ましいと考えます。いかがでしょうか？	No.332をご参照ください。
345	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	58	V		(1)	物価の変動に伴う調整	こちらでは、当該5費目の提案価格は同費目の機構の予定値にサービス対価のVFMを減じたものしか認めないというご方針でしょうか。そのお考えに至った根拠をご教示願います。	No.332をご参照ください。
346	実施契約書（案）	別紙4	58	(2)		表1	使用する指標	厚労省調査・作成の「毎月勤労統計調査 賃金指数」（パート4労働者）によると、平成27年平均＝100に対して令和元年5月も100です。しかし、昨今の最低賃金上昇(年率3%程度)が維持管理会社の経費を圧迫しているのが現状です。平成27年からの上昇率は全国平均で約9.5%となっています。最低賃金上昇＝清掃員・警備員の賃金上昇と言って過言ではありません。 サービス対価の調整方法を見直して頂くことは可能でしょうか。 それとも、あらかじめ15年間の賃金上昇を見込んだ金額を計上すべきでしょうか。	原案のとおりとします。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
347	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙4	59	V		(2)	具体的な調整方法	表1_使用する指標において「保守点検等業務費」の使用する指標が、日銀の「企業向けサービス価格指数」：設備管理」となっておりますが、当該指標には一般競争入札による官公庁施設の価格が多く含まれており、残念ながら実態の物価指数とは乖離のあるものと感じています（日銀も当該指数について民間指数と官庁指数を参考で明示するなど対策しています）。つきましては、維持管理の保守点検等業務についても労働集約的なコスト構造でありますので、清掃業務などと同様に「毎月勤労統計調査_賃金指数」の指標を使用するよう条件の修正を行っていただきたい。	No.15をご参照ください。	
348	実施契約書（案）	別紙5	64	1			基本的な考え方	リスク分担No.51の内容から、機構に損害を求めるような場合でも減額等が講じられるのでしょうか？その場合は減額措置対象外となるのではないのでしょうか？	機構への損害賠償は、公共施設等運営権実施契約書（案）第84条に基づき、解決を図ります。また、サービス対価の減額は、公共施設等運営権実施契約書（案）別紙5の業績監視要領に基づき、累計改善勧告発動回数が一定の基準に達した場合に生じる事象であることから、必ずしもサービス対価の減額措置対象になるとは限りません。	
349	実施契約書（案）	別紙5	65	3		表	定期業績監視	大阪中之島美術館運営協議会（仮称）への事業者の出席者は事業者にて任意に選定できるのでしょうか？	取締役会の構成員のうち代表取締役を含む数名を想定しております。	
350	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙5	65			4	業績監視要領 要求水準未達の場合の措置	レベル3の「重大な事故、重大な影響」とレベル2の「事故、影響」について、それぞれ詳細なケースをご教示ください。	ご指摘の点は、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙5 4（1）」で示す「作品及び人命に関わる重大な事故」及び、「施設運営に重大な影響を及ぼす事象」を指していると思われませんが、かかるケースとは、美術館の信用を著しく傷つけ、機構が事業者との信頼関係の維持を図ることがもはや困難な場合を指します。	
351	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙5	65			4	業績監視要領 要求水準未達の場合の措置	レベル3の「重大な事故、重大な影響」とレベル2の「事故、影響」について、それぞれ詳細なケースをご教示いただけますでしょうか。	No.350をご参照ください。	
352	実施契約書（案）	別紙5	66	4	(2)	①	レベル別要求水準未達時の取り扱い	レベル1の場合では、レベル2のような、発動回数別の指標は無いという理解で宜しいのでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙5 4（1）」で示す「レベル1の要求水準未達発生後、1週間以内に同様の未達が発生」、「レベル1の要求水準未達発生後、3日以内に当該未達が改善されない」、「レベル1の要求水準未達発生後、1か月以内に同様の未達が更に2回発生」のようなことが生じ、レベル2に引き上げられない限り、ご理解の通りです。	
353	実施契約書（案）	別紙6	69	(2)		①	展覧会における借用作品 資料にかかる保険	類似の機能を有する共済等とは、文化庁の美術品保証制度をも含んだ意味合いなのでしょうか？	ご理解のとおり、文化庁による美術品補償制度（通称：国家補償）を含みます。	
354	公共施設等運営権 実施契約書	別紙7	73	6条 7条	1項		運営権者 貸与対象 資産無償 貸与契約 (案)	経費の負担 取戻担保責任等	【6条 乙は運営権者貸与対象資産の維持保全のため通常必要とする経費を支払う 7条 甲は運営権者貸与対象資産について、取戻担保及び危険負担の責任を負わない】との記載があるが、 ①貸与対象資産が「移転前」に発生していた「修復対象事象」については機構の負担としていただきたい。 ②学芸員による最初の検品において発見できなかった「修復対象事象」についても機構の負担としていただきたい。	No.130をご参照ください。
355	実施契約書（案）	別紙7	73	第6条			経費の負担	乙は（中略）経費を支払わなければならない。とありますが、これは乙に発生する経費（外注費含む）の支払い先への義務を意味するということでしょうか。	水光熱費等を想定しています。	
356	実施契約書（案）	別紙7	73			第7条	取戻担保責任等	貴機構による運営権設定対象施設への収蔵作品資料の移転後、収蔵作品資料の修復が必要となる要因は、①移転前の事由、②移転時の学芸員による検品不備、③経年劣化、④学芸員の判断、⑤事業者の過失、等多岐に亘り、その要因の特定とその官民リスク分担を決めることが簡単ではないと考えます。従いまして、事業者に過失があった場合のみ、修復費用の負担等のリスク分担を事業者が負うとする規定が好ましいと考えます。 本項において、貴機構は運営権者貸与対象資産について取戻担保責任を負わないと規定する理由をご教示下さい。	No.130をご参照ください。	
357	実施契約書（案）	別紙7	73	第7条			取戻担保責任等	貸与前における機構による修復義務規定が見当たりません。 よって、 ①移転段階における検品段階で、修復が必要になるものが確認された場合の負担は、機構の負担であるべきと思いますが如何でしょうか。 ②また当該検品段階で学芸員が見つけた事象の出来なかった修復についても機構の負担であるべきと思いますが如何でしょうか。	No.130をご参照ください。	
358	実施契約書（案）	別紙7	73	第7条			取戻担保責任等	収蔵品の状況調査は、元来学芸員の業務ですが、貸与前においても当然の業務として機構側が行っておくべきものと思います。 開館準備期間中は修復業務が自業者業務に織り込まれていませんが、この期間中に所蔵品の検品作業と修復を機構の費用負担で行って欲しいと思います。これによって従前の必要修復と運営権事業開始後の必要修復が明確に分担できるのではないのでしょうか。	No.130をご参照ください。	
359	実施契約書（案）	別紙7	P.73	第7条				美術品等の貸与品について機構が取戻担保責任を負わないとの規定ですが、①事業者側SPC社員は美術品には関与できないため、検品は機構からの出向者である学芸員に完全に委ねられることになること、②大量の美術品の貸与を受けるため貸与時の検品における取戻担保の精度には限界があると思われることから、貸与以前に発生した取戻担保（貸与以降に発見・判明したものを含む）については機構責任としていただくべきと考えます。いかがでしょうか？	No.130をご参照ください。	
360	実施契約書（案）	別紙7	73	第9条	1項		有益費等請求権の放棄	①機構により新たに購入される作品の増加、或いは保険付保を条件として新たに寄託を受ける場合、保険料が当然増加しますが、事業者にてこれらのコントロールは不可能です。機構にて負担するよう変更願います。 ②また、評価額の変動に応じ保険料が増加した場合のリスクは事業者のリスクとされますと、当該リスクも事業者ではコントロール不能です。これも当然ながら機構にて負担すべきであると考えますが如何でしょうか。	No.156をご参照ください。	
361	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙7	73	第10条			滅失又はき損等	「乙は、乙の責任に帰すべき事由により、運営権者貸与対象資産が滅失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、甲の指示に従い乙の負担において、これを原状に復旧しなければならない。」とありますが、滅失等現状復旧出来ない状態になった場合についての具体的な対応についてご教示ください。	運営権者貸与対象資産が滅失した場合の対応として、代替物による復旧が可能な備品などの場合は代替物によるものとし、代替物による復旧が不可能な作品などの場合は評価額に相当する損害賠償となります。	

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
362	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙7	73	第10条			減失又はき損等	「乙は、乙の責任に帰すべき事由により、運営権者貸与対象資産 が減失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、甲の指示に従い乙の負担において、これを原状に復旧しなければならない。」とありますが、減失等現状復旧出来ない状態になった場合についての具体的な対処についてご教示いただけますでしょうか。	No.361をご参照ください。
363	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙7	73	第10条			減失又はき損等	「乙は、乙の責任に帰すべき事由により、運営権者貸与対象資産 が減失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、甲の指示に従い乙の負担において、これを原状に復旧しなければならない。」とありますが、館長・学芸員の責めに帰すべき事由による減失又はき損については機構の負担という理解でよろしいでしょうか。その場合、そのような明記も頂きたい、よろしくお願いたします。	所蔵品及び寄託品については、公共施設等運営権実施契約書（案）第57条に規定するように、ご理解のとおりですが、原案のとおりとします。
364	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙7	73	第10条			減失又はき損等	「乙は、乙の責任に帰すべき事由により、運営権者貸与対象資産 が減失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、甲の指示に従い乙の負担において、これを原状に復旧しなければならない。」とありますが、館長・学芸員の責めに帰すべき事由による減失又はき損については機構の負担という理解でよろしいでしょうか。その場合、そのような明記も頂きたい、よろしくお願いたします。	No.363をご参照ください。
365	実施契約書（案）	別紙7	74	第13条	1項		契約解除	「本契約」とは定義によりますと、実施契約とされています。貸与品公用または公共用に供するためだけに、実施契約が解除されるのは理解が出来ません。このように規定された理由を分かり易く御教示願います。 金融機関等から、この条文により全く出融資不可能という意見が出ております。	公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙7 運営権者貸与対象資産無償貸与契約（案）」の規定中に用いている「本契約」については「運営権者貸与対象資産無償貸与契約（案）」を指します。
366	実施契約書（案）	別紙7	74	第13条 第14条			契約解除 損害賠償	第13条1項は乙に帰責がある場合とは異なります。この場合に乙に対する損害賠償規定が見当たりません。別紙7、8双方とも第14条でミラー規定になるよう変更願います。このままでは片務契約と言わざるを得ません。	ご指摘を踏まえ、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙7 運営権者貸与対象資産無償貸与契約（案）」第14条を以下のとおり訂正します。 第14条 前条第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、乙は、甲に対し、当該損害のうち本契約の解除によって通常すべきと認められるものの賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によって発生した損害についてはこの限りでない。 2 前条第2項及び第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。 また、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙8 建物無償賃貸契約（案）」第14条を以下のとおり訂正します。 第14条 前条第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、乙は、甲に対し、当該損害のうち本契約の解除によって通常すべきと認められるものの賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によって発生した損害についてはこの限りでない。 2 前条第2項及び第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
367	公共施設等運営権 実施契約書	別紙7	74	14条	1項	運営権者 貸与対象 資産無償 貸与契約 （案）	損害賠償規定	14条について、甲から乙にのみ損害賠償を請求できる規定であるが、 ①乙から甲にも損害賠償を請求できる規定に変更願います。 本件は、13条1項などにおいて甲の都合により貸与契約を解除されることが発生する可能性があることから、融資金融機関においてもこのような片務契約は認められないと思慮しております。	No.366をご参照ください。
368	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙7	74	第14条			損害賠償	「前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対し賠償を請求することができる。」とありますが、この前項には、1項は国、地方公共団体およびその他公共団体起因による契約解除について記載があり、2項・3項についてはPFI事業者の責めに帰す契約解除について記載があります。よって、1項については乙が甲に対し、賠償を請求できる条項が必要と考え、下記のように変更頂けませんでしょうか。 「前条第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、乙は、甲に対し賠償を請求することができる。前条第2項、3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対し賠償を請求することができる。」	No.366をご参照ください。
369	実施契約書（案）	別紙7 別紙8	P.74 P.78	第14条 第14条			損害賠償	前条（第13条）の1の規定により本契約を解除した場合は、乙に損害が発生する可能性が高く、「乙に損害があるときは、乙は、こうに対し賠償を請求することができる」を追記していただく必要があると考えます。（第13条2及び3においては、乙に問題があるケースと考えられますので、乙から甲への損害賠償規定がないことに異論はありません）	No.366をご参照ください。
370	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙7	73	第15条			原状回復義務	「乙は、使用貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、運営権者貸与対象資産を原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。」とありますが、館長・学芸員の責めに帰すべき要因による原状回復が必要な場合は、機構の負担による原状回復を行うべきではないでしょうか。よって、本条項を「～ならない。なお、館長・学芸員の責めに帰すべき要因による運営権者貸与対象試算の原状回復が必要な場合は、甲の負担による原状回復を行う。」のように、この条項の変更をお願いいたします。	原案のとおりとします。
371	公共施設等運営権 実施契約書（案）	別紙7	73	第15条			原状回復義務	「乙は、使用貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、運営権者貸与対象資産を原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。」とありますが、館長・学芸員の責めに帰すべき要因による原状回復が必要な場合は、機構の負担による原状回復を行うべきではないでしょうか。よって、本条項を「～ならない。なお、館長・学芸員の責めに帰すべき要因による運営権者貸与対象試算の原状回復が必要な場合は、甲の負担による原状回復を行う。」のように、この条項の変更をお願いいたします。	原案のとおりとします。
372	実施契約書（案）	別紙8	76			第1条	使用貸借物件	本物件の詳細については別途示す「物件調書」参照となっておりますが、物件調書は土地に係る調書となっております。本物件の明細について、ご教示下さい。	建物については、守秘義務対象資料として開示する実施設計図書をご参照ください。
373	実施契約書（案）	別紙8	76	第1条	1項		使用貸借物件	使用貸借対象物件はPFI施設に限定されたものではないという事でしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 附属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
374	実施契約書（案）	別紙8	76	第1条	1項		使用貸借物件	条分の冒頭に、「建物（以下「本物件等いう。」）とありますが、これは実施契約書(案)別紙1の定義でいう、「本施設」と同義になるべきではないでしょうか。本施設ではなく建物とされたことに特段の意味が有るのでしたら、分かり易く御教示ください。	公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙8 建物無償貸借契約（案）」に示す「本物件」は、建物無償貸借契約の物件調書に記載される建物指し、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙1 定義集」に定義する「本施設」とは必ずしも一致するとは限らないことから、用語を使い分けております。なお、「別紙8 建物無償貸借契約（案）」第1条の表に記載する建物は、無償貸借の対象となる建物の完成後、物件調書において別途特定することとなります。
375	実施契約書（案）	別紙8	77			第7条	取組担保責任等	本物件が美術館等の運営権設定対象施設であるとした場合、当該施設を発注した貴機構が当該施設の取組担保の責任を負うことが自然であると考えますが、「当該施設を発注した貴機構が当該施設の取組担保の責任を負わない」との規定は、今後修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙8」第7条を以下のように訂正します。 第7条 甲は、本施設について、公共施設等運営権実施契約書（案）に規定する取組担保の責任を負う。 あわせて、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙7」第7条を以下のように訂正します。 第7条 甲は、運営権者貸与対象資産について、公共施設等運営権実施契約書（案）に規定する取組担保の責任を負う。 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
376	実施契約書（案）	別紙8	77	第7条			取組担保責任等	この条文は、明らかに実施契約書(案)第39条、42条の規定と矛盾がありますので、削除頂くか、実施契約書(案)第39条および42条に準ずるものと変更して頂くべきと思います。如何でしょうか？	No.375をご参照ください。
377	実施契約書（案）	別紙8	77	第7条			取組担保責任等	本事業では、当たり前のように事業者は問題なく引渡された敷地と建物等を利用するのでありますから、引き渡される物件には問題が無いという事を機構にて表明保証して頂けないでしょうか。頂けない場合、その理由を分かり易くご回答頂たくお願い申し上げます。	原案のとおりとします。本事業では、公共施設等運営権実施契約書（案）第39条において、大阪市による本施設の機構への引渡しを規定しており、第42条において、大阪市から機構に引き渡された本施設の取組に関する機構の取組担保責任を規定しております。また、第44条第5項において、事業敷地の取組の修補について規定しており、本施設ならびに事業敷地に取組があった場合は、これらの条項に基づいて対応することとなります。
378	実施契約書(案)	別紙8	P.77	第7条			取組担保の責任等	実施契約書(案)第42条2と明確な矛盾があるので、本条の修正をお願いします。但し、上記No.2の質問の通り、本施設の建築請負事業者がそれらの工事の発注者に対して責任を負う限度を超えた取組についても、機構が事業者に対して補修義務を負っていただくべきと考えますので、係る内容への修正をお願いしたいと思います。	No.375をご参照ください。
379	公共施設等運営権 実施契約書	別紙8	78	14条	1項		建物無償 貸借契約 (案)	14条について、甲から乙にのみ損害賠償を請求できる規定であるが、 ①乙から甲にも損害賠償を請求できる規定に変更願います。 本件は、13条1項などにおいて甲の都合により貸与契約を解除されることが発生する可能性があることから、融資金融機関においてもこのような片務契約は認められないと思慮しております。	No.366をご参照ください。
380	公共施設等運営権 実施契約書	別紙9	80				定期建物 賃貸借契 約(案)	PFI事業者が第三者に転貸する際の契約（案）と思いますが、必ずこの契約（案）にそって第三者と契約締結する必要があるのでしょうか。この条件で入居対象者を探すとすると事業継続が困難な状況となります。特に第17条の連帯保証人の規定、および第23条の違約金規定が障害となります。	事業者が本施設の一部を第三者に転貸する場合には、公共施設等運営権実施契約書（案）第43条に基づくこととします。なお、転貸に代わり、事業者がテナントとの間で業務委託契約を締結することを妨げるものではありません。
381	実施契約書（案）	別紙9	80				定期建物賃貸借契約(案)	PFI事業者が第三者に転貸する際の契約（案）と思いますが、必ずこの契約（案）にそって第三者と契約締結する必要があるのでしょうか？第17条の連帯保証人の規定、および第23条の違約金規定は、かなり乙となる対象を探そうと困難な条件と思料いたします。	No.380をご参照ください。
382	実施契約書（案）	別紙9	82	第7条			定期建物賃貸借契約(案)	「条例に基づき計算した延滞損害金」の「条例」とは後段の条例第11条第1項を示すのでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙9」第5条第3項に示す「甲は、関係法令及び大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号。以下「条例」という。）」を指します。
383	実施契約書（案）	別紙9	82	第9条	1項		定期建物賃貸借契約(案)	地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則はどこで確認できるのか、御教示願えないでしょうか。	別途示します。
384	実施契約書（案）	別紙9	83	第14条	1項		定期建物賃貸借契約(案)	この場合においても、甲は、別紙8「建物無償貸借契約（案）の第8条」に即して機構の承認を得なければならぬのでしょうか？	公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙9」第14条第1項に基づき、甲（事業者）と定期建物賃貸借契約を締結した乙（テナント等）は、本件建物の賃借権を第三者に譲渡し又は本件建物を第三者に転貸しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって事業者に申請し、事業者の承認を受ける必要があります。この場合、「別紙9」においてテナントとの間で定期建物賃貸借契約を締結した甲（事業者）は、「別紙8」において機構との間で建物無償貸借契約を締結した乙（事業者）と同一であるため、「別紙9」第14条第1項にある承認は事業者が行うためには、「別紙8」第8条第2号の行為について、あらかじめ書面による機構の承認を得る必要があります。
385	実施契約書(案)	別紙9	85	第23条	第1項		違約金	「第2条第1項」とありますが、第2条には項がありません。	ご指摘のとおりであり、公共施設等運営権実施契約書（案）「別紙9」第23条第1項を下記のとおり訂正します。 「乙は、第2条、第3条又は第14条第1項に定める義務に違反したときは、賃料年額に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
386	基本協定書(案)		3	第1条	1項	(17)	構成員の定義	出資に関する記載がここには見当たりませんが、全てのメンバーが出資前提であり、出資を伴わずともSPCから直接業務を受託する協力企業は不要という意味にとれます。かような意味を含んでいるのでしょうか？ 協力企業が許されない場合、本事業に参加できないと判断される企業もおられますので、一次審査段階から構成員による役割分担のみならず協力企業の参加も認めていただくよう是非ともお願い致します。 出資する者だけで基幹業務を完遂する従来のPFIの感覚ではなく、SPCが地元企業を含めた協力企業のノウハウを求め、同時に構成員のバックアップも期待できる協力企業という考えが何故いけないのでしょうか。	本事業においては、コンソーシアムの構成員は、PFI事業者に対して出資することを求めています。最低出資金額を設定しておらず、また、PFI事業者から協力企業に対する業務の委託について認めております。具体的な規定については、公共施設等運営権実施契約書（案）に記載のとおり、委託が本業務の全部を包括していない限り認めております。
387	基本協定書（案）		4	第4条			SPCの設立(4)	「SPCは、設立時及び開館準備業務期間の開始予定日における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても〔 〕円以上であること。」とありますが、想定額をご教示ください。	事業者のご提案に委ねます。なお、優先交渉権者選定基準も合わせてご参照ください。

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関する質問回答一覧（第2回）

No.	資料名	別紙又は 付属資料	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
388	基本協定書（案）		4	第4条			SPCの設立(4)	「SPCは、設立時及び開館準備業務期間の開始予定日における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても〔 〕円以上であること。」とありますが、想定額をご教示いただけますでしょうか。	No.387をご参照ください。
389	基本協定書（案）		4	第5条	1項		SPCの株主	「全てのPFI事業者は」とありますが、これは「PFI事業者を構成する全ての構成員は」の間違ひではないでしょうか？	ご指摘を踏まえ、公共施設等運営権基本協定書（案）第5条第1項を以下のとおり訂正します。 「PFI事業者を構成する全ての構成員は、前条第1項に基づきSPCを設立するにあたり、別紙1にPFI事業者の出資額として記載されている金額の出資をし、係る出資に対応する議決権株式の割り当てを受けるものとする。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。
390	基本協定書（案）		6	第7条			実施契約の締結	「機構は、募集要項等に定める手続において修正された実施契約書(案)の修正には、原則として応じない。」とありますが、必要に応じて修正が発生する場合もあるかと思ひます。本文言を削除願えませんか。	原案のとおりとしますが、ご要望等については、競争的対話等を通じて可能な限り検討、反映してまいります。
391	基本協定書（案）		6	第7条			実施契約の締結	「機構は、募集要項等に定める手続において修正された実施契約書(案)の修正には、原則として応じない。」とありますが、必要に応じて修正が発生する場合もあるかと思ひます。本文言を削除願えませんか。	No.390をご参照ください。
392	基本協定書(案)		7	第7条	5項	(4)	入札参加停止要領	地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領を閲覧するにはどのホームページで可能かご教示ください。	募集要項等に関する質問回答一覧（第1回 参加資格に関する質問）の公表時にあわせて「参考資料」として公表しております。なお、下記のURLをご参照ください。 http://www.nak-osaka.jp/pfi/